

教育委員会定例会議事日程

令和6年2月21日（水）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

横浜市図書館ビジョン（原案）の策定について

中学校給食の安全対策に関する取組状況について（追記版）

3 審議案件

教委第53号議案 横浜市奨学条例施行規則の一部改正について

教委第54号議案 横浜市学校規模適正化等検討委員会委員の任命について

教委第55号議案 教職員の人事について

4 その他

令和6年2月21日

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

- 1/30 本会議（第1日）会期決定
- 2/9 本会議（第2日）一般議案上程・質疑・付託、予算上程・説明
- 2/14 こども青少年・教育委員会（教育委員会関係）
- 2/20 本会議（第3日）一般議案議決、予算代表質疑

2 市教委関係

（1）主な会議等

- 1/26 令和5年度 横浜スポーツ表彰 表彰式
- 1/27 横浜市立磯子小学校創立150周年記念式典
横浜市E S D推進コンソーシアム交流報告会
- 1/29 令和5年度第2回指定都市教育委員会協議会
- 2/13 「はまっ子未来カンパニープロジェクト」学習発表会

（2）報告事項

- 横浜市図書館ビジョン（原案）の策定について
- 中学校給食の安全対策に関する取組状況について（追記版）

3 その他

横浜市図書館ビジョン（原案）の策定について

横浜市図書館ビジョン（以下「図書館ビジョン」という。）（素案）について、以下のとおり市民意見募集を実施し、多くの貴重なご意見をいただきました。あわせて有識者意見聴取も行いました。いただいたご意見を踏まえて、図書館ビジョン（原案）を策定しましたので報告します。

1 市民意見募集の実施概要

(1) 実施期間

令和5年12月14日（木）～令和6年1月21日（日）

(2) 意見提出方法

横浜市電子申請・届出システム、電子メール、郵送、FAX

(3) 素案（概要版）の配布部数

約6,300部

(4) 周知方法

ア 素案（概要版）の配布

市立図書館・図書取次所、区役所、市民情報センター、地区センター、地域ケアプラザ、地域子育て支援拠点、行政サービスコーナー

イ 広報手段

記者発表、広報よこはま（令和6年1月号）、教育委員会ホームページ、X（旧Twitter）、市立図書館メール登録者への一斉メール等

2 市民意見募集の実施結果

(1) 意見提出状況

273通、637件のご意見が寄せられました。

投稿手段・年代	通数	10代 ※	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代 以上	不明・ 団体
電子申請	114通	0	1	17	17	36	24	18	1	0
メール	39通	0	0	3	3	4	6	10	3	10
郵送・手渡し	64通	54	0	0	0	0	1	2	1	6
FAX	56通	0	0	0	2	4	8	31	10	1
計	273通	54	1	20	22	44	39	61	15	17

※ 芹が谷中学校（港南区）、釜利谷中学校（金沢区）、境木中学校（戸塚区）の図書委員の皆様が、ビジョンについてご意見をお寄せくださいました。

居住地	通数
市内	253通
市外	7通
未回答	13通
計	273通

(2) 項目別意見数

素案項目*	項目別意見数	割合
ビジョン全体について	88件	13.8%
はじめに、位置づけ	5件	0.8%
第1章 新たな図書館像、基本方針【全体】	49件	7.7%
基本方針1 未来を担う子どもたちのための図書館	60件	9.4%
基本方針2 あらゆる市民のための図書館	34件	5.3%
基本方針3 まちとコミュニティのための図書館	24件	3.8%
基本方針4 利用しやすい図書館サービス	60件	9.4%
基本方針5 柔軟に変化し魅力がいつまでも持続する図書館	34件	5.3%
第2章 新たな図書館像の実現に向けて【全体】	20件	3.1%
1 藏書・レファレンスの充実	60件	9.4%
2 図書館の施設整備の考え方	72件	11.3%
3 新たな機能・機能拡充に伴う空間づくりの考え方	59件	9.3%
4 図書館外のサービスポイント設置の考え方	30件	4.7%
5 効率的・効果的なサービス提供とツールの充実／デジタル技術の活用によるサービスの最大化	12件	1.9%
6 多様な主体との協働・共創	12件	1.9%
第3章 本ビジョンの策定の過程、第4章 資料編	6件	0.9%
その他	12件	1.9%
意見数計	637件	

* ご意見を提出いただいた皆様が、意見提出時に選択・明記した項目にそって集計しています。明記されていなかったものは、各項目に紐づく意見として事務局で振り分けました。複数の項目に関連するご意見は、内容に応じて一つの項目に分けています。

(3) ご意見への対応状況

（詳細は「参考資料>資料1 横浜市図書館ビジョン（素案）への主な市民意見」参照）

対応状況	説明	意見数	割合
修正	ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映したもの	38件	6.0%
包含・賛同	ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの	73件	11.5%
参考	取組等の参考とさせていただいたもの	519件	81.5%
その他	本ビジョンに関連しない意見・要望等	7件	1.1%
計	637件		

【参考：ご意見を受けて修正した主な箇所】

第1章 基本方針1 未来を担う子どもたちのための図書館

取組の方向性>子育て支援施設や学校、地域とのつながりのなかで子ども・子育て世代をサポートします

原案頁数	素案	修正(原案)	いただいたご意見
p9	-	<u>学校図書館とともに子どもたちの読書と学びを支えます</u>	学校との連携ではなく学校図書館との連携として重点を置き、取組の一つの柱に取り上げて欲しい。

第1章 基本方針1 これからの図書館（イメージ）

原案頁数	素案	修正(原案)	いただいたご意見
p10	子育て応援サイトを見て、(中略)。その様子を、保護者である私は、自分の本を選びながら、ゆったりと見守ることができる。遊びや託児スペースもあり、子どもたちの声が聞こえてくる。学齢期の子どもたちは、グループで話し合いながら学びを深めたり、一人で調べものをしながら学びを進めたり、それぞれが自分のペースで過ごしている。	子育て応援サイトを見て、(中略)。その様子を、保護者である私は、自分の本を選びながら、ゆったりと見守ることができる。遊びや託児スペースもあり、子どもたちの声が聞こえてくる。学齢期の子どもたちは、グループで話し合いながら学びを深めたり、一人で調べものをしながら学びを進めたり、それぞれが自分のペースで過ごしている。	p10 基本方針1未来を担う子どもたちのための図書館の「子ども」についてこれからの図書館のイメージの「子ども」を指すのが未就学児のように感じました。小中高校に対してのイメージが現れるよりよい。

第1章 基本方針1～5 取組・機能のアイデア

ご意見を踏まえて基本方針1～5の取組・機能のアイデアについて原案を追記修正等しました。

原案頁数	素案	修正(原案)	いただいたご意見
p10	子どもたちの企画やアイデアを生かした展示やイベント	子どもたちが企画し自分自身も参加できる展示やイベント	参加がたの本があつたらしそう。(自分で物語をつくり、さしこをかいたりする合作とかをして、1さつの本をつくるみる)
	静寂とにぎやかさなど、多様な過ごし方ができる雰囲気づくり	静かな雰囲気が強く、友達や家族と行つても話せないことが多いので、話すスペースと静かなスペースを分けるなどしてほしい	
	自由な姿勢で本が読めるビーズソファなどの設置	行ってみたい、使ってみたくなる図書館になるためのアイデア ・くつろげる椅子	
p12	車いす等が行き来しやすい広い通路	車いすの方も簡単に通れるように幅を広くしたら、誰もが利用できる図書館になると思います。	
	感覚過敏の方も使えるような静寂室	p9の子どものにぎやかな声：子どもの声が許容されるのは大前提と感じます。(中略)。一方で、子どもでも聴覚過敏の子などがいます。それは大人でもそうです。そういう方向けの静謐室のようなものもしっかり作られることを希望します。	
p14	誰でも自由に利用できるようデジタルアーカイブのオープンデータ化	市の中央図書館や県中央図書館の蔵書のデジタル化、アーカイブ化、保存と自由に見れる環境の強化。	
	地域のアーティストと連携したワークショップや作品展示	図書館が主催する文化、技術、芸術など講演会や、絵画・彫刻・写真の発表会や交流会ができる場所がほしい。…関連する図書の紹介などもあればいいですね。	
	オンライン会議やライブ配信も可能な設備	p16 基本方針4利用しやすい～オンラインの「図書館コミュニティ」があると、利用者の増加や地域の活性化につながるのではと思います。	

原案頁数	素案	修正(原案)	いただいたご意見
p14	-	<u>屋外の閲覧席(バルコニーなど)の設置</u>	市立の図書館って窓が少ないので、植物や花が見られる屋外テラスやガラスばりの所で本がよめたら楽しいだろうなって思いました
	-	<u>飲食できる場所と軽食等の提供</u>	行ってみたい、使ってみたくなる図書館になるためのアイデア ・飲食ができる。 ・休憩スペースがある。 ・子どもの遊び場みたいなものがある。
p16	-	<u>館内でのタブレット端末の貸出</u>	行ってみたい、使ってみたくなる図書館になるためのアイデア ・パソコンやタブレットを置き、読みたいと思う本を調べてすぐ読めるようにする
	デジタル活用講座	<u>デジタル活用講座などの情報リテラシー支援</u>	図書館を「市民が誰でも情報リテラシーを獲得できる場」と位置づけ、市役所・区役所・企業・施設・団体・学校図書館・専門家などと連携して、講座、イベントを企画したり、定期的な相談日を設けたりなど、図書館がそのハブとなって機能することを期待する。

第2章－4 図書館外のサービスポイント設置の考え方

原案頁数	素案	修正(原案)	いただいたご意見
p25	-	「図書館・サービスポイントの配置(令和5年度)」の図に移動図書館の配置を追加	・図書館をもっと身近にするため、公園などに”移動図書館”をしにいったら良いと思います。

資料編 図書館の役割の変化

原案頁数	素案	修正(原案)	いただいたご意見
p54	-	図書館は「社会教育のための機関」(社会教育法第9条)であり、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」(図書館法第2条)です。	p8 の基本方針について 図書館は社会教育の場です。社会教育法第3条では「すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するよう努めなければならない」としています。市民が自由に学び成長できるような場を提供するという位置づけが大事です。そのためには多様な考え方意見に寛容で、自由に学び、交流できる場所を確保していくことが重要です。図書館は教育の場であり、自由で多様な学習や教育を育てるという基本的な方針を加えて欲しいです。

3 図書館ビジョン策定スケジュール

令和6年2月 市会常任委員会（原案の公表）

市民意見募集結果公表

～3月 横浜市図書館ビジョン策定・公表

【参考資料】

資料1 横浜市図書館ビジョン（素案）への主な市民意見

(1) 内容別

概要	ご意見の例	意見数
図書館数の増	図書館が少ない、1区1館を見直してほしい等	84件
本・蔵書の充実	本が少ない、予約しても順番がなかなかまわってこない等	66件
学校図書館への支援の強化	学校図書館への支援強化（学校向け本・セット数の充実、本の運搬）等	53件
サービスポイントの充実	図書取次所・駅前等への返却ボックスの設置等	48件
ビジョンへの期待	図書館が単に本を借りる場所だけではなく多様なスペースがあると行ってみたい、図書館は大好きで大切な場所なのでこのように市民の意見を聞いてくれることをうれしく思う等	41件
市民利用施設等との連携	地区センター・コミュニティハウス等の図書取次所や分室としての活用等	34件
施設	建物が古い、狭い、閲覧席が少ない、勉強できるところが欲しい等	33件
人材育成・配置	人材育成が重要、多様なスキルを持った職員等の配置（多言語、デジタル、コーディネーターなど）等	16件
協働・共創	市民の声を反映した図書館運営、民間による運営・委託への反対等	9件

(2) 中学生からのご意見（抜粋）

- ・本がたくさんある、参考書、マンガやゲーム（攻略本やゲームもできる）がある、音楽が聴ける
- ・閲覧席がない、勉強できるところが欲しい
- ・くつろげる空間、グループで話していい、一人ひとりが使う仕切られた空間、飲食できる、屋外で本を読める、ビーズケッショング・ハンモックがある等、スペースへのご提案
- ・来た人または応募した人が1ページずつ物語を書いて、1冊の本にするなどの参加型イベント、大人でも子どもでも参加できるイベント等、イベントへのご提案
- ・どうしたら皆がまた来てくれるかを、考えてくれていると感じた
- ・デジタルとリアルで本や情報を支えるところがいいと思う
- ・少子高齢化も進んでいるので高齢者も使いやすいようにする
- ・車いすの人も簡単に通れるように（通路の）幅を広くする
- ・読書をきっかけに、交流の和が広がる図書館がいいと思う
- ・スペースを決めて話せる、声を出せる、のほうが良い
- ・理想がてんこ盛りでイマイチ現実味がなくて信じられないが、外国では既に取り入れられていると聞いて、10~20年後、自分達が大人になった頃には実現できているかもと思った

資料2

有識者意見聴取の主な意見

横浜市図書館ビジョン（素案）について、有識者の皆様からご意見やご示唆をいただきました。

(1) 有識者一覧

分野	氏名	所属等
学識経験者 (図書館情報学)	吉田 右子氏 桑原 芳哉氏 小泉 公乃氏	筑波大学図書館情報メディア系教授 尚絅大学現代文化学部教授 筑波大学図書館情報メディア系准教授
学識経験者(コミュニティ政策)	石井 大一朗氏	宇都宮大学地域デザイン科学部准教授
開館立ち上げ・組織経営	豊田 高広氏	フルライトスペース株式会社
空間設計(建築・まちづくり)	牛込 具之氏	株式会社佐藤総合計画
子育て支援 実務経験者	東田 信子氏 島 美奈子氏	神奈川区地域子育て支援拠点かなーちえサテライト 現場責任者 青葉区地域子育て支援拠点ラフル 施設長
コミュニティ形成 実務経験者	大塚 朋子氏	認定特定非営利法人こまちぷらすウェルカムベビープロジェクト・ こよりどうカフェマネージャー
	細井 綾氏	認定特定非営利法人こまちぷらすウェルカムベビープロジェクト サブマネージャー

(2) 主なご意見（項目別）

項目	ご意見
ビジョン全体	・図書館が他の機能と連携しようとする場合は、他の機能に対して何を提供できるのか、他の機能が図書館に何を提供できるのか検討することが重要。
基本方針1	・近年の子どもたちの不登校に関する状況も踏まえ、図書館は非常に重要な場所になってくる。 ・子どもたち自身が図書館運営の担い手になったりすることや、子どもに関わる取組をしている他の主体と連携して取り組めると良い。
基本方針2	・子どもの貧困や低所得者層の方はスマートフォンやタブレットPC等を購入できない場合もあるため、社会的包摂という視点からあらゆる市民が新しいデジタルメディアを活用できる機会の創出について、記述したほうが良い。
基本方針3	・地域課題の掘り起しや支援だけではなく、各地域の特性や課題に配慮した図書館のあり方を検討することが重要である。 ・しゃべりあいながら議論するラーニングコモンズという場は、学習や対話のあり方として重視すべき観点である。
基本方針4	・読書会のような取組では、対面コミュニケーションをインターネットでもできるようにするなどハイブリッドでの活用も考えられる。
基本方針5	・図書館のリソースには財源だけではなく、場や人、情報・資料などがある。どのように市民とリソースをシェアしていくか考えていくことが重要である。
第2章-1	・「蔵書」は図書だけなので、「コレクション」という言葉を使った方が良いのではないか。 ・蔵書やレファレンスの充実に加え、メディア情報リテラシーが21世紀においては重要になっていくと考える。
第2章-2	・まずは設備の改修や耐震性の確認など、安全にすることが第一。その後、什器や書架の更新などを工夫し、新たな機能を向上させる方法もある。
第2章-3	・ゾーニングにおいて、効果的にスペースを活用する手立てとして、時間や目的に応じてさまざまな使い方をする「空間の重ね使い」を積極的にしていくとよい。
第2章-4	・サービスポイントの整備について、交通結節点への再整備という選択肢も提示されていることは大いに意義がある。
第2章-5	・ICタグを利用した自動貸出機は、新しい図書館であれば当たり前に導入されている。10~20年後を見据えた新しいツールというのであれば、ロボットの活用なども考えられる。
第2章-6	・変化の激しい時代であることを踏まえると、組織・施設の役割分担というより、他の組織・施設と重複しても良いから様々なサービスを実施していく必要がある。 ・常にそこに関わっている人達だけではなく、関わりが薄い人達にもアプローチしていくことは、視野を広げる上で大切。

案

横浜市図書館ビジョン

デザイン調整中

はじめに

図書館はこれまで本という媒体を通じて、人々に知識・情報を届けてきました。いま、情報は得るだけではなく、誰もが、創り、編集し、発信することもできるようになってきました。さらに、本との向き合い方も多様になってきています。本から始まるつながりづくりを重視した向き合い方も出てきています。

本市では「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」(平成26年4月施行)をうけ、図書館は、市民の読書と学びを支える地域の情報拠点として、蔵書の充実、図書取次所や移動図書館の充実、電子書籍サービスの導入などにも取り組んできました。市民の皆様からは、図書館に、子どもたちの居場所づくり、子育て中の方へのサポート、地域とのつながりづくりなどの役割も期待されています。一方で、施設・設備の老朽化が進み、建替え等の検討時期を迎える図書館もあります。

変化し続ける時代に対応し、市民の皆様、まちとともに新しい時代を創ることができる図書館であり続けるために、横浜市図書館ビジョンを策定します。

位置付け

横浜市図書館ビジョンは、10~20年後を見据え、中長期的な社会の変化を展望し、これからの図書館の「目指す姿」や「取組の方向性」を示すものとして策定しました。策定にあたっては、図書館に関する個別の行政方針と位置づけ、市の中期計画、財政ビジョン、教育ビジョン、教育振興基本計画、横浜市民読書活動推進計画、他の方針、計画等と、関連する部分について整合を図りながら一体的に推進していきます。

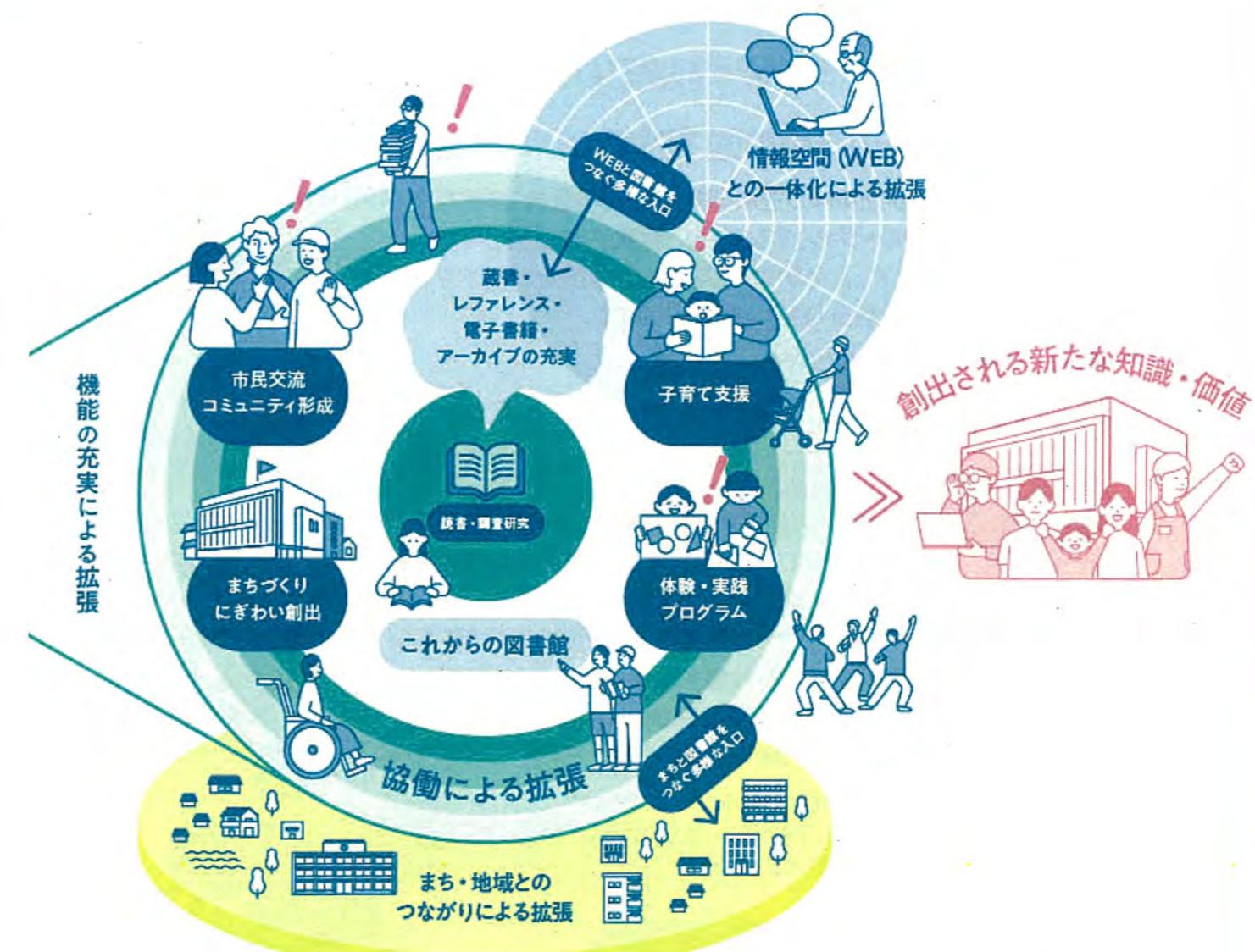


新たな図書館像

これからの図書館は、読書を通じて「知る・学ぶ・深める」ことができるのももちろん、未来を担う子どもたちや子育て世代をはじめとしたすべての市民一人ひとりにとって、居心地よく自由に過ごすことができる、多様な人々の「つどう・憩う」場になります。

図書館は、読書に加えて、触ったり、聞いたりと様々な感覚で「遊ぶ・体験する」ことができ、様々な知や人、文化に出会い「まちとつながり・交流」できる、「わくわく」を見つけられる場になります。さらに、子育てや暮らしをより豊かなものにするために、市民の皆様や地域の団体、企業の方たちがアイデアを出し合い、「連携・協働」して解決方法や、新しい“わくわく”を創り出せる、子どもから大人まで、みんなが主役になれる場となっていきます。

市民の皆様一人ひとりが自分らしく活躍できる社会、そして社会とともに変わり続けられる図書館を創っていきます。



基本方針と取組の方向性

未来を担う子どもたちのための図書館

1

多様な知や人・文化との出会いや体験を通して、子どもたちの「知りたい」「創りたい」を引き出すわくわくする場となり、「自ら学び・社会とつながりともに未来を創る」*子どもたちを育むとともに、子育て支援施設や学校など地域とのつながりのなかで、子育てを支援します。

- 子どもたちの世界を広げるきっかけをつくります
- 子どもを連れて何度も行きたくなる環境・施設を整えます
- 子育て支援施設や学校、地域とのつながりのなかで子ども・子育て世代をサポートします

例えば

体験イベント、くつろげる子どもエリア、多世代交流イベント



あらゆる市民のための図書館

2

読む・知る・体験することのバリアを取り除き、あらゆる世代・多様なニーズを包摂(インクルージョン)する、読書と体験ができる居心地のよい居場所となることで、人々がつどい、様々なつながりと新たな発想を生み出す、交流・創造・発信の拠点となります。

- あらゆる人が知識・情報にアクセスできるようにします
- 居心地のよい、居場所となります
- 体験・交流・創造・発信の拠点になります

例えば

施設のバリアフリー化、ゆとりある閲覧スペース、アイデアを持ちよるワークショップ、多言語や手話のおはなし会



まちとコミュニティのための図書館

3

市民、団体、企業等が持つ情報・知識を集め、協働・共創により地域の魅力を引き出し、人々の暮らしの豊かさと地域の課題解決を支援する、まちづくりのプラットフォームになります。

- 地域の魅力に出会える、まちづくりのプラットフォームになります
- 地域・まちの知識・情報を集め、アーカイブし、次世代につなげます
- 地域や社会の課題解決を支援します

例えば

市民・団体・企業等との連携イベント
地域資料のデジタル化、交流スペース



横浜市図書館ビジョンは、10~20年後を見据え、中長期的な社会の変化を展望し、これから図書館の「目指す姿」や「取組の方向性」を示すものとして策定します。これからの図書館のあり方について5つの基本方針を定めました。

なお、基本方針4、5はサービスを支える仕組みに関する方針です。

利用しやすい図書館サービス

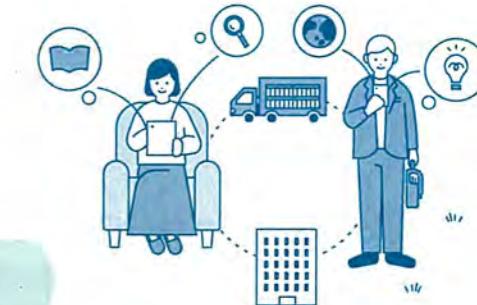
4

デジタル技術を活用した情報とサービスへのアクセスの充実、使いやすく居心地のよい環境づくりに向けた施設の機能拡充とサービス拠点の充実を進め、リアルでもバーチャル空間でも、情報とサービスにアクセスしやすい環境をつくります。

- デジタル技術を活用し、いつでもどこでも利用できる図書館サービスを提供します
- 図書館機能の拡張と、利便性の高い場所での図書館サービスの提供の両立を目指します
- 積極的に情報発信を行います

例えば

電子書籍の充実、バリアフリー化やフレキシブルに使える施設、SNSの活用



柔軟に変化し魅力がいつまでも持続する図書館

5

多種多様なパートナーとの協働・共創や司書の人材育成、効率的・効果的なサービス提供とツールの充実により変化に対応し、一人ひとりの豊かな暮らしと主体的に活動する地域づくりに貢献する、魅力あふれる図書館であり続けます。

- 地域で活動する多様な主体と連携、協働・共創します
- 変化し続ける図書館を支えるため、市の強みである司書を育てて活かします
- 効率的・効果的なサービス提供とツールの充実を進めます

例えば

協働・共創によるプログラム運営、職員のチャレンジを支える組織、貸出・返却のセルフ化

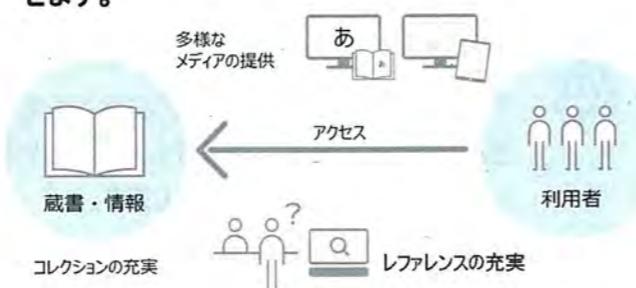


新たな図書館像の実現に向けて

1 コレクション・レファレンスの充実

図書館には、すべての人が知識や情報を得ることができる権利を保障する、大切な役割があります。これからも、この役割は変わることはありません。世界には多種多様で大量の知識や情報が存在します。生成AIなどの新たな技術が誕生する時代のなか、これらの技術を使い、情報を主体的に選び、創造できるメディア情報リテラシーが大切です。図書館は、それら膨大な知識や情報への入口であり案内役となります。

また新たな図書館像の実現に向けて、今後は体験・遊び、交流等の機会を増やしていきます。そこから生まれる興味や、好奇心、主体的な学びを支えるためにも、コレクション(図書館が提供する蔵書・情報)を充実させます。



2 図書館の施設整備の考え方

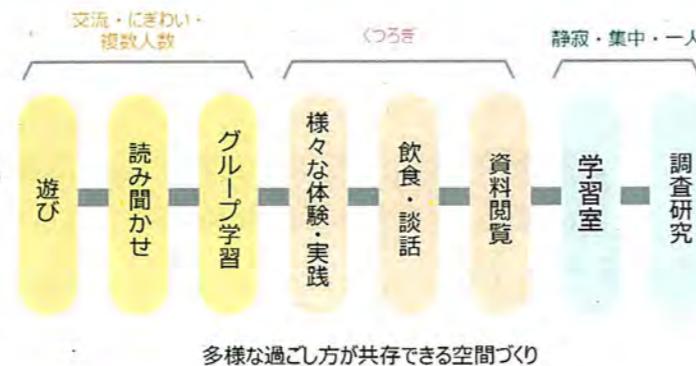
財政ビジョンで示すファシリティマネジメント※の考え方と財政負担を考慮し、1区1館を基本としながら、機能の拡張とアクセシビリティの向上の両立、脱炭素社会の実現を目指し、施設整備等を進めていきます。

*財政ビジョンで示すファシリティマネジメント：「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」に掲げた資産経営アクションの取組。都市経営の観点から、本市が保有する土地・建物等の「資産の戦略的利活用による価値の最大化」と「公共施設が提供する機能・サービスの持続的な維持・向上」の2つの視点から、保有のあり方・維持管理・利活用の最適化を図る考え方

1 機能拡張	「新たな図書館像の5つの基本方針」を軸として、各図書館の立地、地域特性等を踏まえ、機能を拡張します。
2 立地	現地での建替えやリノベーションを基本としつつ、市街地再開発などの動向を捉え、より利便性の高い主要駅周辺や、より魅力的な空間形成が図られる場所への移転などにより、アクセシビリティの向上や、機能拡張に必要な空間を確保します。
3 規模	集客圏の広さなど、立地場所が持つ地域特性などを考慮し、より幅広い利用が期待できる場所で整備する場合には、想定される区域・利用人口を勘案した規模とします。

3 新たな機能・機能拡充に伴う空間づくりの考え方

これから図書館では、多様な利用者のニーズに応えられる、滞在したくなる、居心地のよい空間づくりを進め、図書館で過ごす中で様々な活動に触れられ、参加を後押しできる場となります。そのために必要な、くつろぎや体験、交流の空間などの諸室を配置します。



4 図書館外のサービスポイント設置の考え方

図書館サービスへのアクセスを向上させるため、図書館以外で本を借りたり返したりできるサービスポイントを拡充します。



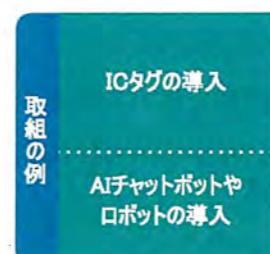
交通結節点や集客力の高い商業施設等に図書取次所の設置を進めます。

交通結節点や商業施設等での設置を基本とし、サービス空白地かつ多くの利用が見込める地域にある地区センター等の身近な公共施設等においても設置を進めます。

図書館や図書取次所の配置を念頭に置きながら、効果的なサービスの実施を進めます。

5 効率的・効果的なサービス提供ツールの充実／デジタル技術の活用によるサービスの最大化

デジタル技術の活用により、サービスを向上させるとともに、定型的な業務の効率化を図り、司書が専門性を活かした利用者サービスにさらに注力できるよう検討します。



例えば、貸出・返却のセルフサービス化、予約本の受け取りのセルフ化・対応時間の延長、自動化による人的コスト削減、不正持出防止が可能となります。

例えば、問合せへの対応としてAIチャットボットやロボットの導入等が想定されます。

6 多様な主体との協働・共創

横浜市にはたくさんの団体、組織、企業等があり、地域で活動する市民の方がいます。これらの数多くのプレイヤー(主体)の存在が横浜市の大きな強みであり特徴です。共創によって様々な取組を推進するとき、市立図書館は、様々な人と情報をつなげるコーディネーターとなります。様々な主体と手を取り合って、社会や市民ニーズの変化に応じた知識・情報サービスを創り提供する、開かれた図書館となります。



ビジョン策定の過程

市民の皆様や有識者のご意見を伺いながら、
横浜市図書館ビジョンを策定しました

2022

令和4年度

調査・検討開始

● 市民アンケート

- ・ヨコハマeアンケート(1,335人)
- ・子育て世代向けアンケート(2,233人)
- ・団体利用者・ボランティア向けアンケート(405人)

● 有識者意見聴取

● 先行事例調査

2023

令和5年度

5月 策定予定について報告

第2回市会定例会で策定予定について報告

- 市民ワークショップ(6~7月)
- 有識者意見収集

親子で楽しめる
図書館



まちの魅力を
伝える図書館

9月 基本的な方向性を公表

第3回市会定例会で基本的な方向性を報告

12月 図書館ビジョン素案の公表

第4回市会定例会で素案を報告

- 市民意見公募(12月14日~1月21日)(273通の意見提出)
- 有識者意見収集

2024

2月 図書館ビジョン原案の公表

第1回市会定例会で図書館ビジョン原案を報告

3月 図書館ビジョン策定

横浜市図書館ビジョン(令和6年 月発行)

横浜市教育委員会事務局 教育政策推進課
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

電話:045-671-3243 FAX:045-663-3118

ホームページ: [横浜市図書館ビジョン](#) 検索

横浜市図書館ビジョンの
全編はこちらからご覧いただけます。
URL : <https://samplesapmle>

横浜市図書館ビジョン（原案）

市民意見等を踏まえた素案からの主な修正箇所について、黄色で色付けしています。（誤謬修正は除く）

はじめに

図書館は記録を保存し、それを次代が活用できるように伝えていく役割を担っています。これまで本という媒体を通じて、人々に知識・情報届けてきました。1931年に、インドの図書館学者・數学者であるランガナタンは、図書館サービスについての五法則を提唱しています。

第一法則：Books are for use. 図書は利用するためのものである。
／第二法則：Every reader his or her book. いずれの人にもすべて、その人の本を。
／第三法則：Every book its reader. いずれの本にもすべて、その読者を。
／第四法則：Save the time of the reader. 読者の時間を節約せよ。
／第五法則：A library is a growing organism. 図書館は成長する有機体である。

そしていま、技術発展により、情報伝達のスピードが加速とともに、伝達の媒体も、紙だけではなく電子メディアへ、そして文字・写真・動画など多様化してきています。また、情報は得るだけではなく、誰もが、創り、編集し、発信することもできるようになってきました。さらに、本との向き合い方とも多様になってきています。読書だけではなく、得た知識を発信することで知識を定着させたり、知見を深めたり、そこから新たな交流やにぎわいが生まれたり。本から始まるつながりづくりを重視した向き合い方も出てきています。

図書館はこれらの人々が、知識・情報を得て活用する力、地域や世界の課題を解決していく力、明日を生きる力を育むことを支える施設です。

横浜市立図書館は1921（大正10）年に横浜公園内の仮閲覧所で開業してから、100年以上市民の皆様とともに歩んできました。「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」（平成26年4月施行）をうけ、区役所・図書館・学校が連携して、子どもから大人まで市民の読書活動を推進してきました。図書館は、市民の読書と学びを支える地域の情報拠点として、蔵書の充実、図書取次所や移動図書館の充実、電子書籍サービスの導入などにも取り組んできました。

市民の皆様からは、図書館に、子どもたちの居場所づくり、子育て中の方へのサポート、地域とのつながりづくりなどの役割も期待されています。一方で、施設・設備の老朽化が進み、建替え等の検討時期を迎える図書館もあります。本の物流への対応や、収容スペースの確保などの課題もあります。

これまで横浜市立図書館が100年以上の歴史の中で積み上げたものも大切に、変化し続ける新たな時代に対応し、市民のみなさま、まちとともに新しい時代を創ることができる図書館であり続けるために、横浜市図書館ビジョンを策定します。

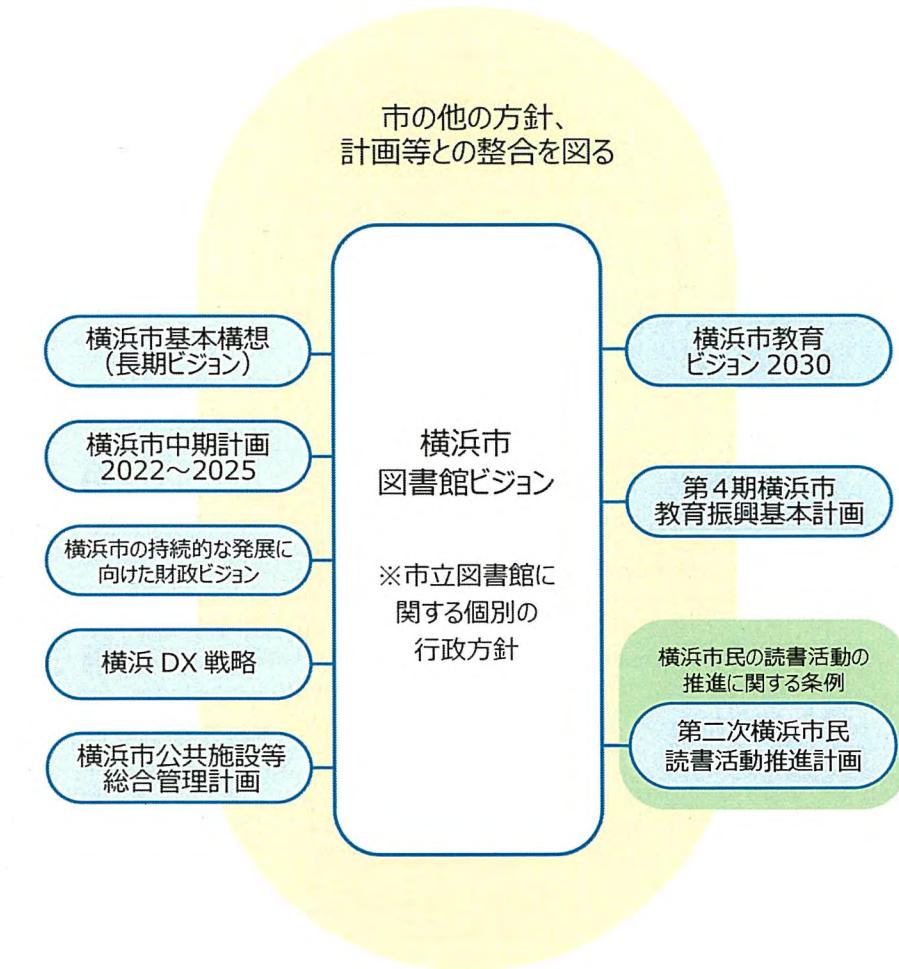
目次

	「横浜市図書館ビジョン」の位置づけ	P.3
第1章	新たな図書館像、 5つの基本方針・取組の方向性	P.4
第2章	新たな図書館像の 実現に向けて	P.19
第3章	本ビジョン策定の過程	P.29
	参考 資料編	P.43

「横浜市図書館ビジョン」の位置づけ

横浜市図書館ビジョンは、10～20年後を見据え、中長期的な社会の変化を展望し、これからの図書館の「目指す姿」や「取組の方針」を示すものとして策定しました。

策定にあたっては、図書館に関する個別の行政方針と位置づけ、市の中期計画、財政ビジョン、教育ビジョン、教育振興基本計画、横浜市民読書活動推進計画、他の方針、計画等と、関連する部分について整合性を図りながら一体的に推進していきます。



新たな図書館像、 5つの基本方針・取組の方向性



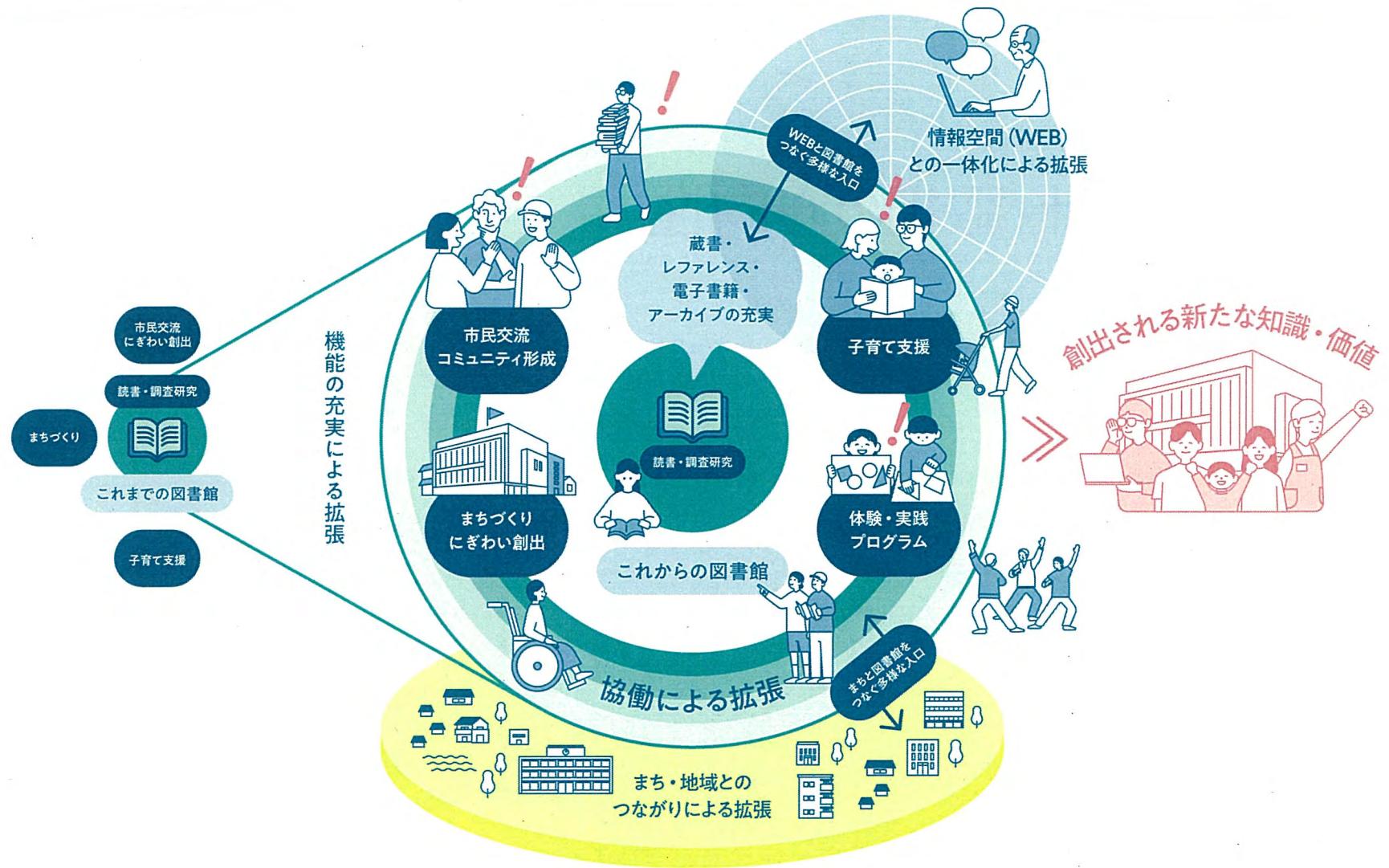
新たな図書館像

これからの図書館は、読書を通じて**「知る・学ぶ・深める」**ことができるはもちろん、未来を担う子どもたちや子育て世代をはじめとしたすべての市民一人ひとりにとって、居心地よく自由に過ごすことができる、多様な人々の**「つどう・憩う」**場になります。

図書館は、読書に加えて、触ったり、聞いたりと様々な感覚で**「遊ぶ・体験する」**ことができ、様々な知や人、文化に出会え**「まちとつながり・交流」**できる、“わくわく”を見つけられる場になります。さらに、子育てや暮らしをより豊かなものにするために、市民の皆様や地域の団体、企業の方たちがアイデアを出し合い、**「連携・協働」**して解決方法や、**新しい“わくわく”**を創り出せる、子どもから大人まで、**みんなが主役になれる場**となっていきます。

市民の皆様一人ひとりが自分らしく活躍できる社会、そして社会とともに変わり続けられる図書館を創っていきます。

新たな図書館像のイメージ



5つの基本方針・取組の方向性



新たな図書館像の5つの基本方針

図書館の基本的な役割を「特にどのような方向に拡充・強化していくのか」を示すものとして、これからの図書館のあり方について5つの基本方針を定めました。なお、基本方針4、5は、サービスを支える仕組みに関する方針です。

基本方針
>>>

1

未来を担う子どもたちのための図書館

多様な知や人・文化との出会いや体験を通して、子どもたちの「知りたい」「創りたい」を引き出すわくわくする場となり、「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る」※子どもたちを育むとともに、子育て支援施設や学校など地域とのつながりのなかで、子育てを支援します

※自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人：「横浜教育ビジョン2030」（平成30年2月策定）の、横浜の教育が目指す人づくりより

基本方針
>>>

2

あらゆる市民のための図書館

読む・知る・体験することのバリアを取り除き、あらゆる世代・多様なニーズを包摂（インクルージョン）する、読書と体験ができる居心地のよい居場所となることで、人々がつどい、様々なつながりと新たな発想を生み出す、交流・創造・発信の拠点となります

基本方針
>>>

3

まちとコミュニティのための図書館

市民、団体、企業等が持つ情報・知識を集め、協働・共創により地域の魅力を引き出し、人々の暮らしの豊かさと地域の課題解決を支援する、まちづくりのプラットフォームになります

基本方針
>>>

4

利用しやすい図書館サービス

デジタル技術を活用した情報とサービスへのアクセスの充実、使いやすく居心地のよい環境づくりに向けた施設の機能拡充とサービス拠点の充実を進め、リアルでもバーチャル空間でも、情報とサービスにアクセスしやすい環境をつくります

基本方針
>>>

5

柔軟に変化し魅力がいつまでも持続する図書館

多種多様なパートナーとの協働・共創や司書の人材育成、効率的・効果的なサービス提供とツールの充実により変化に柔軟に対応し、一人ひとりの心豊かな暮らしと主体的に活動する地域づくりに貢献する、魅力あふれる図書館であり続けます

基本方針
>>>

1

未来を担う子どもたちのための図書館



取組の方向性

多様な知や人・文化との出会いや体験を通して、子どもたちの「知りたい」「創りたい」を引き出すわくわくする場となり、「自ら学び 社会つながり ともに未来を創る」※子どもたちを育むとともに、子育て支援施設や学校など地域とのつながりのなかで、子育てを支援します

※「横浜教育ビジョン2030」（平成30年2月策定）の横浜の教育が目指す人づくりより

子どもたちの世界を
広げるきっかけをつくります

子どもを連れて何度でも
行きたくなる環境・施設を整えます

子育て支援施設や学校、地域との
つながりのなかで子ども・子育て世代を
サポートします

子どもの本や
子育ての
本を充実します

一人でもグループ
でも安心して
過ごせる環境を
整えます

子どものぎやかな
声や活動のざわめき
と、静かさが共存で
きる空間をつくります

くつろいで過ごす
ことができ、子どもを
見守れる空間を
つくります

子育て世代の
ニーズを捉え、
サービスを提供します

同じ世代や、
他世代との交流の
機会をつくります

触ったり聞いたりと
様々な感覚で
楽しめる体験や
遊びを提供します

知識と体験をつなぎ、
「知りたい」「創りた
い」気持ちを引き出
し、それに応えます

イベントや子育て
サポートサービスを
充実します

積極的に伝える
プッシュ型の情報
発信を行います

子どもの関連施設や
地域と積極的に
つながり、子どもや子
育てをサポートします

学校図書館とともに
子どもたちの読書と
学びを支えます



これからの図書館（イメージ）

基本方針
>>>

1 未来を担う子どもたちのための図書館

子育て応援サイトを見て、子どもと一緒に見るだけでなく体感できるイベントに参加。子どもから大人まで、多様な世代が参加するイベントがあり、そこで交流が生まれている。イベントに参加した子どもたちが出したアイデアをもとに、子どもと大人が一緒に次のイベントを企画する。また、イベント会場には、関連した子ども向けの本が展示され、

子どもは自分で本を選んでいる。子どもは、選んだ本を持って、子どもエリアで靴を脱ぎ、くつろいで本を読んでいる。その様子を、保護者である私は、自分の本を選びながら、ゆったりと見守ることができる。遊びや託児スペースもあり、子どもたちの声が聞こえてくる。学齢期の子どもたちは、グループで話し合いながら学びを深めたり、一人で調べものをしながら学びを進めたり、それぞれが自分のペースで過ごしている。

取組・機能のアイデア

注) 現時点のアイデアです。アイデアは社会の変化に合わせて更新し、組み合わせながら図書館の機能の充実を目指します。

ソフト面 (サービス・機能など)	子育て応援サイト・アプリと連携した情報発信 託児・見守りスタッフの導入 見るだけでなく、体感でき、様々な感覚を刺激するイベント 子どもたちが企画し自分自身も参加できる展示やイベント 多様な世代が交流する機会の創出 子どもの本の充実と興味がわくような本の展示 市の子育て事業と連携した相談会等	静寂とにぎやかさなど、多様な過ごし方ができる雰囲気づくり 乳幼児向け絵本セットの提供 多言語や手話でのおはなし会 不登校の子どもたちが、勉強や読書がしやすいような居場所づくり 学校図書館支援及び学校との連携事業 本の貸出等による学校への授業支援 学校の課外活動や委員会活動と連携した、地域での体験・交流につながる取組
	靴を脱いでくつろいで過ごせるような子どもスペース拡充 自由な姿勢で本が読めるビーズソファなどの設置 ゆったりと見守ることのできる見通しのきく空間の整備 スペースに応じた遊び場や託児場所の設置	子どもトイレなど子どもが使いやすい設備の設置 ゾーニングの実施（時間的・空間的ゾーニング導入） 体験型スタジオ等の導入（音楽、ダンス、料理、工作、動画制作等） 10代のためのスペースの設置

基本方針
>>>

2

あらゆる市民のための図書館



取組の方向性

読む・知る・体験することのバリアを取り除き、あらゆる世代・多様なニーズを包摂（インクルージョン）する、読書と体験ができる居心地のよい居場所となることで、人々がつどい、様々なつながりと新たな発想を生み出す、交流・創造・発信の拠点となります

あらゆる人が知識・情報に
アクセスできるようにします

居心地のよい、居場所となります

体験・交流・創造・発信の
拠点になります

読書バリアフリーの
実現に向けて、
資料やサービスを
充実します

本に親しみ、深く知る
きっかけをつくるため、
幅広い本を収集し、
蔵書を充実します

年齢、障害の有無、
国籍等に関わらず、
どなたでも利用しや
すいインクルーシブな
環境をつくります

一人でも、グループ
でも、行きたいなる・
滞在したくなる、
豊かな空間づくりを
進めます

多様な体験や創造
的な活動が行われる
場になります

読書と体験や活動を
つなぎ、知識を実践
したり、深めたりできる
環境をつくります

人と本・情報を
つなぎます

思い思いに自由な
時間を過ごせる、
寛容性が高い環
境づくりを進めます

多様な活動を
ゆるやかにつなげ、
行き来できるよう
ゾーニングします

バリアを取り除きなが
ら、様々な人々が出
会い、体験し、交流、
協働する場となるため
の仕組みづくりを進め
ます

新たな知識・価値を
創造し、発信する機
会をつくります



基本方針
>>>

2 あらゆる市民のための図書館

これからの図書館（イメージ）

図書館では、大きな字の本、多言語や点字の本、音声読み上げ対応の電子書籍など、自分に合った使いやすい媒体が選べる。様々な媒体の案内や、情報を探す支援も行われ、静かな空間で読書や研究に没頭できる。図書館は施設までのアクセスも施設の中もバリアフリーで、多様な人々が集まる。交流を促し、開放的で、気

軽につどえる空間がある。そこでは人々がアイデアを持ち寄り、意見交換をするワークショップが開かれ、新たな知識・価値が創造される。ワークショップ参加者が講師となる講座が開かれ、知識・価値が発信される。

取組・機能のアイデア

注) 現時点のアイデアです。アイデアは社会の変化に合わせて更新し、組み合わせながら図書館の機能の充実を目指します。

ソフト面 (サービス・機能など)	使いやすい媒体を選べるよう、音声読み上げ対応などのアクセス シブルな資料や電子書籍等を充実 バリアフリー図書や読書支援ツールの充実 市民が必要とする情報探索の支援 本を介した交流を生み出す企画 市民がアイデアを持ち寄り、意見交換をするワークショップ 市民が講師・指導者となる講座	市民との協働による多様なニーズに応えるプログラムと情報発信 多言語や手話のおはなし会 蔵書の充実と蔵書を活かした企画の実施 外国につながる市民への本・情報の提供 得た知識を体験できるプログラム（音楽、料理、実験、観察、工作、まちあるきほか）
ハード面 (設備など)	読書や研究に没頭できる静寂室 誰もが、行きやすい、使いやすい施設に向けたバリアフリー化 車いす等が行き来しやすい広い通路 交流を促す開放的な空間設計 気軽に交流できる空間の整備 空間のゆとりなど、居心地のよさを感じられる閲覧スペース	壁や仕切りが少なく活動の様子が見える空間設計 閲覧席や学習席の増設 グループで話し合える利用席 感覚過敏の方も使えるような静寂室 施設設備に応じた座席の予約システムの導入 ゾーニングの実施（時間的・空間的ゾーニング導入）（再掲）

基本方針
>>>

3 まちとコミュニティのための図書館



市民、団体、企業等が持つ情報・知識を集め、協働・共創により地域の魅力を引き出し、人々の暮らしの豊かさと地域の課題解決を支援する、まちづくりのプラットフォームになります

取組の方向性

地域の魅力に出会える、
まちづくりのプラットフォームになります

地域・まちの知識・情報を集め、
アーカイブし、次世代につなげます

地域や社会の
課題解決を支援します

地域の特性に応じた、
特色ある図書館に
します

図書館を訪れる人
が地域の魅力を知り、
まちとつながる拠点
になります

市民、団体、企業等
が持つ多様な知識・
情報を集めます

本だけでなく、まちの
文化や記憶等の情報
も集めます

地域について学び、
地域の課題を知り
ます

地域の課題に応じ
た新たなサービスを
まちとともに創ります

集まった人々の
交流と、にぎわいを
生み出します

協働・共創を進め、
地域の情報を発信
する場になります

資料をデジタル化し、
活用しやすく公開
します

文化や歴史などまち
の魅力を発信し、
愛着を育みます

新たに生まれた
知識・価値を地域に
届けます

基本方針
>>>

3 まちとコミュニティのための図書館

これからの図書館（イメージ）

本だけなく、まちの文化や写真、映像なども収集され、デジタル化が進んでいる。図書館では、まちの魅力に出会い、交流や議論ができる共創ラボがある。そこでは、まちの人々や地域、企業が連携・協働して、まちの魅力発信のアイデアが交換される。

取組・機能のアイデア

注）現時点のアイデアです。アイデアは社会の変化に合わせて更新し、組み合わせながら図書館の機能の充実を目指します。

ソフト面 (サービス・機能など)	<p>本だけでなく、まちの文化や写真、映像などの収集 収集した地域資料のデジタル化と公開 誰でも自由に利用できるようデジタルアーカイブのオープンデータ化 市民、団体、企業等と連携・協働したまちの魅力発見イベント まちの魅力発信、課題解決に向けたアイデアの交換と新たなサービスの創出</p>	<p>地域を学ぶことのできる資料の制作をサポート 学生や団体等と連携・協働した地域資料の発信プロジェクトの実施 地域のアーティストと連携したワークショップや作品展示 地域のビジャーセンターとして利用いただけるよう、生活情報リーフレットや観光案内マップの配架（多言語対応）</p>
ハード面 (設備など)	<p>まちの魅力に出会えるスペースの設置 周囲の方の存在や活動を感じられる共創・協働スペースの設置 交流や、議論ができる共創ラボ、ラーニングコモンズ※スペース等の配置 オンライン会議やライブ配信も可能な設備 イベント等が可能なフリースペースの設置</p>	<p>まちと融合し相互に価値を高められる立地や建築意匠 体験型スタジオ等の導入（音楽、ダンス、料理、工作、動画制作等） (再掲) 屋外の閲覧席（バルコニーなど）の設置 飲食できる場所と軽食等の提供</p>

※ラーニングコモンズ：複数の学生が集まって、電子情報も印刷物も含めた様々な情報資源から得られる情報を用いて議論を進めていく学習スタイルを可能にする「場」を提供するもの。その際、コンピュータ設備や印刷物を提供するだけでなく、それらを使った学生の自学自習を支援する図書館職員によるサービスも提供する。（文部科学省「大学図書館の整備について（審議のまとめ）」（平成22年）用語解説より）

基本方針

>>>

4 利用しやすい図書館サービス



取組の方向性

デジタル技術を活用した情報とサービスへのアクセスの充実、使いやすく居心地のよい環境づくりに向けた施設の機能拡充とサービス拠点の充実を進め、リアルでもバーチャル空間でも、情報とサービスにアクセスしやすい環境をつくります

デジタル技術を活用し、いつでもどこでも利用できる図書館サービスを提供します

図書館機能の拡張と、利便性の高い場所での図書館サービスの提供の両立を目指します

積極的に情報発信を行います

電子書籍・デジタルアーカイブを拡充します

手続きやレファレンスのオンライン活用を進めます

施設・設備の老朽化の状況を踏まえて再整備等を進めます

各図書館の立地、地域特性等を踏まえて機能を拡張します

SNS等の多様な情報ツールを活用した情報発信で、図書館との接点を増やします

図書館外に出向き、対面でも図書館や本の魅力を伝えます

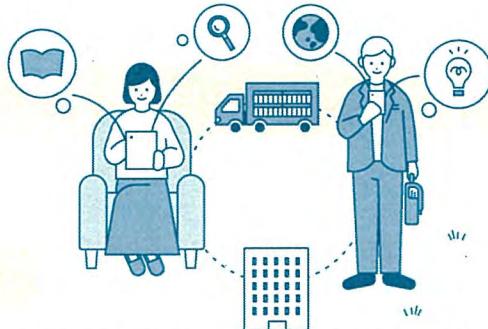
オンラインで本との出会いや利用者の交流を生み出します

ニーズの変化に柔軟・迅速に対応できる、機能拡張性のある施設整備を進めます

利便性の高い場所に図書取次所を拡充します

図書館を使ったことのない市民にも届くよう、施設や団体等と協力して発信します

これからの図書館（イメージ）



デジタル化が進み、誰もが使いやすい仕組みが構築され、いつでもどこでも本や情報にアクセスできる。WEB上の利用者同士が交流できる仕組みを活用し、WEB空間でも多様な世代の市民・地域・企業との協働により、新たな知識や情報が創造され、発信されている。リアルな図書館は、修繕や改修、地域や施設の状況に応じて

取組・機能のアイデア

注) 現時点のアイデアです。アイデアは社会の変化に合わせて更新し、組み合わせながら図書館の機能の充実を目指します。

ソフト面 (サービス・機能など)	<p>電子書籍、デジタルアーカイブ等のデジタルコンテンツの拡充 館内でのタブレット端末の貸出 オンラインでの図書館サービス提供、手続きの拡充、デジタルを活用した手続きの簡素化 利用者同士がWEB上で交流できる仕組みの活用 施設や団体との情報発信の相互協力</p>	<p>SNS等を活用し話題や共感を呼ぶ情報発信 本の郵送貸出の実施 デジタル活用講座などの情報リテラシー支援 学校、地区センター等への本の選定に役立つ情報の提供や研修の実施 移動図書館の地域イベントへの参加</p>
ハード面 (設備など)	<p>地域や施設の状況に応じた再整備（リノベーション、増築、建替え、移転） 計画的な修繕・改修 誰もが、行きやすい、使いやすい施設に向けたバリアフリー化（再掲） まちのシンボルとなり入ってみたいくなる魅力的な施設 交通結節点等への移転</p>	<p>入りたくなるエントランス 複合化による機能の拡充 フレキシブルに使える施設整備 ゆとりある施設 交通結節点や商業施設等への図書取次所の増設 移動図書館の巡回場所の最適化</p>

基本方針

>>>

4 利用しやすい図書館サービス

基本方針
>>>

5

柔軟に変化し魅力がいつまでも持続する図書館



取組の方向性

多種多様なパートナーとの協働・共創や司書の人材育成、効率的・効果的なサービス提供とツールの充実により変化に柔軟に対応し、一人ひとりの心豊かな暮らしと主体的に活動する地域づくりに貢献する、魅力あふれる図書館であり続けます

地域で活動する多様な主体と連携、
協働・共創します

変化し続ける図書館を支えるため、
市の強みである司書を育てて活かします

効率的・効果的なサービス提供と
ツールの充実を進めます

様々なノウハウを
有する、市民、団体、
企業等と協働、
共創を進めます

まちとのつながりの
なかで、持続的に
地域課題の解決を
支援します

常に新たな図書館
の魅力づくりに
チャレンジする司書
を育成します

本・情報に関する
専門性を高めます

新たな機能や
デジタルツールなどの
技術を使いサービスを
拡充します

図書館サービスを
支える施設機能の
向上に取り組みます

効果的なサービス
提供に向け、大学
や研究機関等と連
携し研究・開発に
取り組みます

本・情報を活用した
交流・協働・共創を
進める能力を高めます

変化に応じて、
必要となる能力を
身に付けます

省エネ・創エネにより、
建物で消費するエネ
ルギーの収支ゼロを
目指します
(ZEB※化)

財源の創出に積極
的に取り組みます

※ZEB : Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)
の略称

5 柔軟に変化し魅力がいつまでも持続する図書館

基本方針
>>>



これからの図書館（イメージ）

市民の意見を踏まえ、団体・企業との協働・共創により、それぞれのスキルを発揮したプログラム運営がされている。ICタグなどのデジタルインフラ、生成AI、AIチャットボットなどにより、利用者の利便性が向上している。最新技術を利用した業務の効

率化が進み、司書は専門性を発揮しつつ、協働・共創を推進している。図書館は変化し続け、市民一人ひとりが主役のまちづくりを実現している。

取組・機能のアイデア

注) 現時点のアイデアです。アイデアは社会の変化に合わせて更新し、組み合わせながら図書館の機能の充実を目指します。

ソフト面 (サービス・機能など)	市民との懇談の場の拡充 市民の意見を踏まえ、協働・共創によるそれぞれのスキルを発揮したプログラム運営 社会の変化に応じて協働・共創の取組を推進できる司書の人材育成 先駆的な取組の積極的導入 職員のチャレンジを支える組織	生成AIをはじめとするデジタル活用等について、大学、研究機関の研究・開発への参加 AIチャットボットなど、デジタル技術の導入による24時間問合せ受付 貸出・返却のセルフ化 セルフでの予約本受取 ふるさと納税、広告事業等の積極的活用
	交流や、議論ができる共創ラボ、ラーニングコモンズ※スペース等の配置（再掲） 利便性向上と効率的な運営に向けた、ICタグなどデジタルインフラの導入	将来の変化に対応できる壁や仕切りの少ない空間設計 本の収容能力の向上 本の物流を支える施設機能の向上

※ラーニングコモンズ：p.14参照

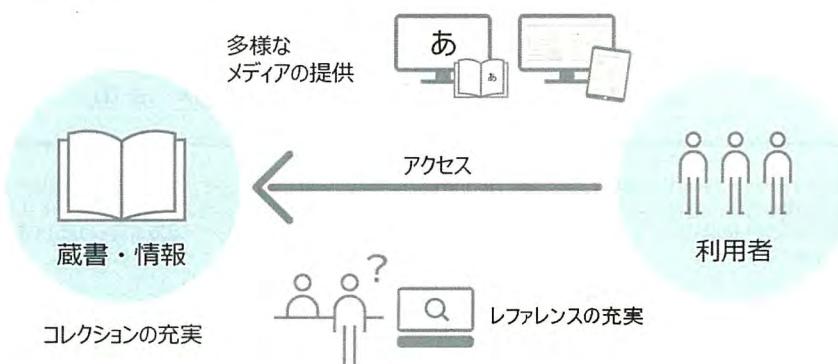
新たな図書館像の実現に向けて



1.コレクション、レファレンスの充実

図書館には、すべて的人が知識や情報を得ることができる権利を保障する、大切な役割があります。これからも、この役割は変わることはありません。世界には多種多様で大量の知識や情報が存在します。生成AIなど新たな技術が誕生する時代のなか、これらの技術を使い、情報を主体的に選び、創造できるメディア情報リテラシー^{*}が大切です。図書館は、それら膨大な知識や情報への入口であり案内役となります。

また新たな図書館像の実現に向けて、今後は体験・遊び、交流等の機会を増やしていきます。そこから生まれる興味や、好奇心、主体的な学びを支えるためにも、コレクション（図書館が提供する蔵書・情報）を充実させます。



^{*}メディア情報リテラシー：UNESCOにより提唱された、メディアリテラシーと情報リテラシーを統合した概念であり、ニュースリテラシーやデジタルリテラシーなど他の様々な関連するリテラシーの概念を包含する。個人的、職業的、社会的な活動に参加し従事するために、批判的、倫理的、そして効果的な方法で、市民が、さまざまな道具を使いながら、あらゆるフォーマットの情報やメディアコンテンツを共有するだけではなく創造することができ、アクセスし、探索し、理解し、評価し、活用することができるようになるための一連の能力を表す。（「令和4年版情報通信白書」（総務省）より）

(1)コレクション

中央図書館・地域図書館それぞれが、地域の特性を踏まえた特色あるコレクションを持ち、市立図書館全体として、幅広くバランスの良い蔵書を構築するとともに、活字だけでなく多様な情報の収集にも取り組みます。

コレクションの構築にあたっては、いつでもどこでも本にアクセスできる電子書籍の普及状況、インターネットで得られる情報などの社会動向を踏まえながら、紙とデジタル、様々な情報媒体との最適なバランスを考慮します。

(2)レファレンス

司書は、本や様々な情報を市民の皆様につなぎ案内するとともに、地域の知・文化のコーディネーターとして人とまちと図書館をつなぎます。

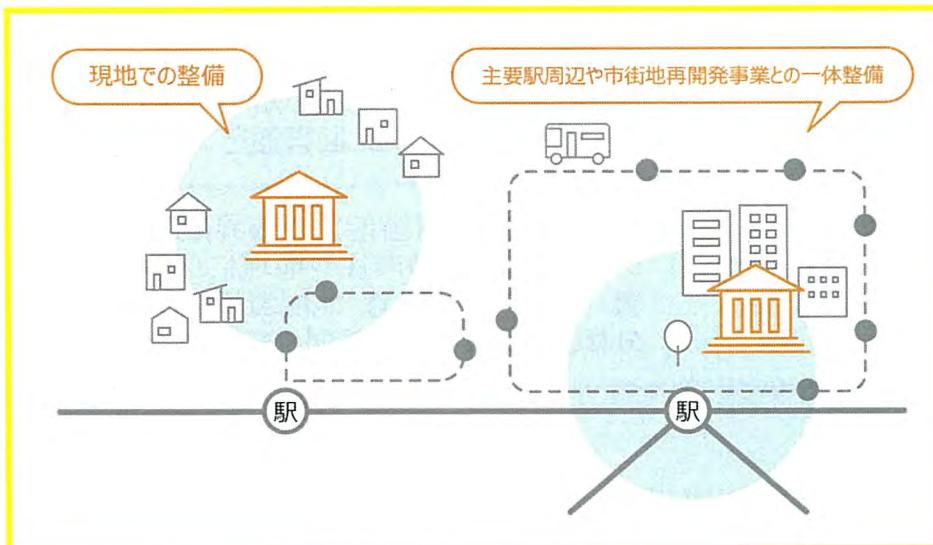
(3)保存環境

市立図書館の収容能力が限界に近付いていますが、未来の市民や地域に、情報・知識・文化を届けるため、地域資料を含む蔵書の適切な保存環境を検討します。

2.図書館の施設整備の考え方

横浜市立図書館は、施設・設備の老朽化が進んでおり、建替えの検討を始める時期を迎える図書館もあります。

新たな図書館像の実現にあたっては、財政ビジョンで示すファシリティマネジメント※の考え方と財政負担を考慮し、1区1館を基本としながら、機能の拡張とアクセシビリティの向上の両立、脱炭素社会の実現を目指し、施設整備等を進めていきます。現地での建替えやリノベーションを基本としつつ、より利便性の高い主要駅周辺等への移転などにより、アクセス性の向上や、機能拡張に必要な空間を確保します。



(1)機能拡張

「新たな図書館像の5つの基本方針」を軸として、各図書館の立地、地域特性等を踏まえ、機能を拡張します。

(2)立地

現地での建替えやリノベーションを基本としつつ、市街地再開発などの動向を捉え、より利便性の高い主要駅周辺や、より魅力的な空間形成が図られる場所への移転などにより、アクセス性の向上や、機能拡張に必要な空間を確保します。

(3)規模

集客圏の広さなど、立地場所が持つ地域特性などを考慮し、より幅広い利用が期待できる場所で整備する場合には、想定される圏域・利用人口を勘案した規模とします。

※財政ビジョンで示すファシリティマネジメント：「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」に掲げた資産経営アクションの取組。都市経営の観点から、本市が保有する土地・建物等の「資産の戦略的利活用による価値の最大化」と「公共施設が提供する機能・サービスの持続的な維持・向上」の2つの観点から、保有のあり方・維持管理・利活用の最適化を図る考え方

3.新たな機能・機能拡充に伴う空間づくりの考え方

(1) 子どもや子育て世代が利用しやすい環境づくり

子育て世代の方からは、子どもが遊べ、にぎやかな声を出すことができ、食事もとれるスペースへの高いニーズがあります。

未来を担うすべての子どもたちが、幼い時から図書館で読書を楽しめるように、子どももその保護者もくつろいで過ごせるインクルーシブな環境づくりを進めます。また子どもが安心して過ごせ、地域とのつながりも感じられる空間づくりを進めます。施設の充実により、図書館は、「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」※づくりを支えます。

子ども・子育て世代が来館しやすく、利用しやすい、インクルーシブな施設・設備の整備を行います。

安全・安心・清潔な環境整備を進めます。

子どもたちが声を出せる、くつろいで過ごせる空間づくりを進めます。

気軽に図書館に来られるよう、子どもたちの遊びや学びの場を整備します。

空間の整備とともに、スペースや地域性に応じて見守りなどのスタッフを配置します。

■環境づくりのアイデア



子どものための環境

靴を脱いで
過ごせるスペース

安全・清潔な空間

子どもの遊び場

子ども用トイレ



子育て世代のための環境

安心して子どもを連れて
来られる見守りやすいスペース

飲食が可能な
スペース

子どもが声を
出せる環境

一時預かり
スペース

※自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人：「横浜教育ビジョン2030」（平成30年2月策定）の、横浜の教育が目指す人づくりより

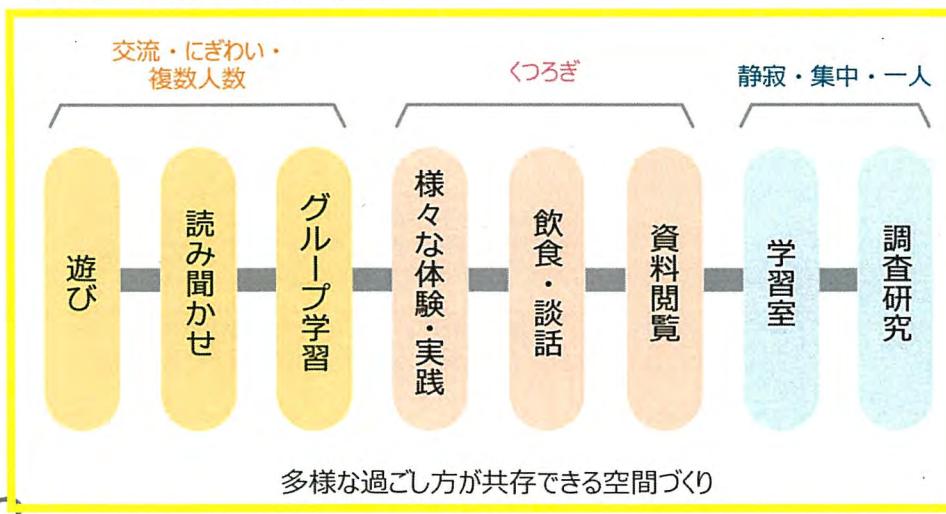
3.新たな機能・機能拡充に伴う空間づくりの考え方

(2) 居心地のよい空間づくり

現在の市立図書館は、来館した方に本の閲覧・貸出を行うことを中心に考えて施設・設備を整備しています。しかし、特に地域図書館では閲覧席が少ないなど、図書館に滞在し、じっくり読書や学びに向き合うことが難しい状況があります。

これからの図書館では、子ども・子育て世代、高齢者の方、障害のある方など、多様な利用者のニーズに応えられる、滞在したくなる、居心地のよい空間づくりを進め、図書館で過ごす中で様々な活動に触れられ、参加を後押しできる場となります。そのために必要な、くつろぎや体験・実践、交流・交流・にぎわいの空間など、地域性と施設規模に応じた諸室を配置します。

- 各館の修繕・改修、リニューアル、増築、移転などの機を捉え、地域性を踏まえて必要なスペースや諸室を配置し、一人あたりの面積を拡大します。
- 諸室の配置にあたっては、社会や市民ニーズの変化に柔軟に対応できるよう、仕切りが少ないなど、機能拡張性をもつ施設の整備を進めます。
- 子ども・子育て世代、高齢者の方、障害のある方など、多様な利用者のニーズに応えられるよう、再整備にあたっては、利用者が必要としている環境を考慮し、施設内の時間的・空間的ゾーニング、スペース及び設備の配置などを進めます。



3.新たな機能・機能拡充に伴う空間づくりの考え方

(3) 体験・交流の場づくり

得た知識・情報は、体験、実践することによって、実感を伴うものとして理解を深めることができます。初めてのことであっても、試行錯誤を繰り返すことにより、自分自身の知識・技術として蓄えることができます。体験のなかで、まだ、答えがない問いと出会ったときにも、調べたり、他者と交流し互いに知恵を出し合うことで、解決策を生み出したり、さらに新たな知識を生み出したりすることもできます。

これからの図書館は、これまでの本の貸出と情報を届ける従来のサービスに加え、体験と実践、交流の機会を充実させていきます。

読書で得た知識を、体験につなぎ、参加者同士で共有し、深めあうことができるようなスペースや備品を備えます。

設置するスペースは地域特性等と施設規模の状況を踏まえて配置します。

知識や経験が豊富な方を講師に招いた企画を実施します。

市の事業や、まちの多様な団体や機関とつなぐなど、様々なアプローチで参加者の興味や好奇心に応えます。

分類	活動例	スペース例	備品例
体験・実践	ものづくり (美術・工芸など)	クラフトスタジオ	工具、ミシン、3Dプリンター、印刷機、コピー機
	料理	キッチン	調理器具
	演奏	防音スタジオ	アンプ、楽器
	華道・茶道	和室	—
	ダンス・演劇	スタジオ	音響設備
	動画制作	スタジオ	スクリーン、プロジェクター、動画編集機材
交流	討議・発表	グループ学習室、会議室（ガラスウォールなどを用いた活動の様子が見えるスペース）	スクリーン、プロジェクター

4.図書館外のサービスポイント設置の考え方

図書館サービスへのアクセスを向上させるため、図書館以外で本を借りたり返したりできるサービスポイントを拡充します。

また、電子書籍の導入状況や本の配送増加への対応等も考慮しながら、サービス空白地の地区センターなどでも設置を進め、図書館サービス全体の充実と利便性を向上させます。

あわせて、本市には、地区センターなど本を読んだり、借りたりできる施設が多くあります。図書館はこれらの施設と連携し市民の皆様が身近な場所で読書に親しめるように支援します。

(1)図書取次所

図書館サービスへのアクセスを向上するため、交通結節点や集客力の高い商業施設等に図書取次所の設置を進めます。

交通結節点や商業施設等での設置を基本とし、サービス空白地かつ多くの利用が見込める地域にある地区センター等の身近な公共施設等においても設置を進めます。

(2)移動図書館

図書館や図書取次所の配置を念頭に置きながら、効果的なサービスの実施を進めます。



5.効率的・効果的なサービス提供とツールの充実／デジタル技術の活用によるサービスの最大化

図書館の機能拡充に伴い、職員が担う役割も多様化していきます。加えて、横浜市では人口が令和3（2021）年にピークを迎え、今後本格的な人口減少社会に突入する見込みであり、様々な場面で担い手不足が生ずる懸念があります※。デジタル技術の活用によりサービスを向上させるとともに、定型的な業務の効率化を図り、司書が専門性を活かした利用者サービスにさらに注力できるよう検討します。



ICタグを活用した自動貸出機
(小田原市立図書館)

<取組の例> ICタグの導入

ICタグは、市民の利便性向上や窓口・物流業務の効率化の観点から、非常に有益なツールであり、他都市の図書館でも導入が進んでいます。例えば、貸出・返却のセルフサービス化、予約本の受け取りのセルフ化・対応時間の延長、自動化による人的コスト削減、不正持出防止が可能となります。

ICタグの導入により、複合施設内では、施設内のどこででも図書館の本を自由に持ち歩けるようになります。施設の機能融合の実現のためにも、ICタグの導入が有効です。

本市の蔵書は400万冊以上あり、導入時の金銭的・人的な負担が大きいと想定されることから、詳細な調査を行い、効率的かつスムーズな導入が求められます。

<取組の例> AIチャットボットやロボットの導入

問合せへの対応としてAIチャットボットやロボットの導入が想定されます。

返却された本を書棚まで運搬するロボットなども、海外の図書館で導入されています。

※「横浜市中期計画2022～2025」より

6. 多様な主体との協働・共創

横浜市にはたくさんの団体、組織、企業等があり、地域で活動する市民の方がいます。これらの数多くのプレイヤー（主体）の存在が横浜市の大きな強みであり特徴です。共創によって様々な取組を推進するとき、市立図書館は、様々な人と情報をつなげるコーディネーターとなります。市立図書館は様々な主体と手を取り合って、社会や市民ニーズの変化に応じた知識・情報サービスを創り提供する、開かれた図書館となります。

市立図書館が社会の変化に柔軟に対応し、進化し続けるために、司書は地域に出向いて、ニーズや知見を学び、図書館運営や、新たなサービスに反映させるとともに、コーディネーターとして、人とまちと図書館をつなぎます。多様な主体との協働・共創により、数多くのパートナーシップを構築します。

連携の対象	取組例
市民	日常的に市民と対話しニーズや関心を捉えた図書館運営 市民とともに取り組む、図書館サービスの開発・提供
地域の団体・NPO	団体等の活動内容を集め図書館で提供 団体等と連携した様々なサービスの開発・提供 図書館と団体等との連携による地域課題解決に向けた活動の実施
大学・研究機関	大学や研究機関が有する専門的な知見をもとにした、図書館サービスにおける助言・協働や研究・学習プログラムの共同開発
民間企業	民間企業等との共創による、多様な体験の場の提供
子育て支援施設・学校	市の子育て事業と連携した取組 学校の課外活動や委員会活動と連携した、地域での体験・交流につながる取組
その他	新たなパートナーとのつながりづくり





本ビジョン策定の過程

概要

市民の皆様や有識者のご意見を伺いながら、本ビジョン（原案）を策定しました。

令和4年度

調査・検討開始

- 市民アンケート
 - ・ヨコハマeアンケート（1,335人）
 - ・子育て世代向けアンケート（2,233人）
 - ・団体利用者・ボランティア向けアンケート（405人）
- 有識者意見聴取
- 先行事例調査

令和5年度

令和5年 5月 策定予定について報告

第2回市会定例会で策定予定について報告

- 市民ワークショップ（6～7月）

- 有識者意見聴取

9月 基本的な方向性を公表

第3回市会定例会で基本的な方向性を報告

12月 素案の公表

第4回市会定例会で素案を報告

- 市民意見募集（12月14日～1月21日）（273通の意見提出）

- 有識者意見聴取

令和6年 2月 原案の公表

第1回市会定例会で原案を報告



市民アンケート～実施概要

図書館の利用実態や市民ニーズを把握するため、全3回の市民アンケートを実施しました。約3,900の方に回答をいただきました。結果は市HPをご覧ください。

	ヨコハマ eアンケート	団体利用者・ ボランティア向けアンケート	子育て世代向け アンケート
実施期間	令和4年 11月11日（金）～ 11月25日（金）	令和4年 12月15日（木）～ 令和5年1月15日（日）	令和5年 1月4日（水）～ 1月31日（火）
回答者数	1,335人	405人	2,233人
対象	市内在住・在勤・在学の 15歳以上の事前登録 したメンバー	図書館の利用登録をしている 団体・グループ、図書館で 活動しているボランティア	未就学児の保護者

■各アンケートにおける年代別構成比

種別	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	計
eアンケート	1人	15人	78人	238人	384人	339人	280人	1,335人
	0.1%	1.1%	5.8%	17.8%	28.8%	25.4%	21.0%	100.0%
団体・ ボランティア	0人	13人	28人	76人	80人	120人	87人	405人
	0.0%	3.2%	6.9%	18.8%	19.8%	29.6%	21.5%	100.0%
子育て	3人	109人	1,378人	707人	29人	5人	2人	2,233人
	0.1%	4.9%	61.7%	31.7%	1.3%	0.2%	0.1%	100.0%

※405人：年代無回答の方1人を含む

市民アンケート～結果概要（1）

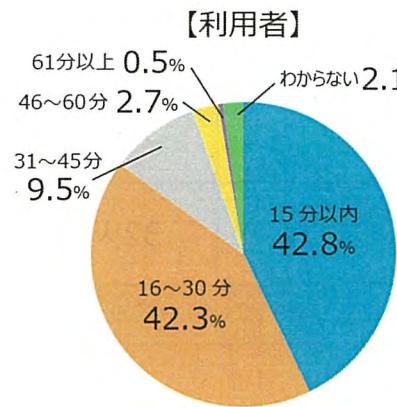
主な質問項目と回答は以下の通りです。

質問項目	ヨコハマ eアンケート	団体利用者・ ボランティア向け アンケート	子育て世代向け アンケート
より魅力的な 図書館にする ために必要な 環境・設備	静かに調べもの や読書ができる 環境 (70.4%)	静かに調べもの や読書ができる 環境 (57.0%)	子どもから大人 まで談話しながら 利用できる環境 (64.8%)
	地域の情報を 知ることができ るコーナー (31.6%)	高齢者、障害 者が利用しや すい設備や機 器 (36.3%)	子どもが遊べるス ペース (66.2%)
より魅力的な 図書館にする ために必要な サービス・機能	所蔵資料 (図書・雑誌・ 新聞) の充実 (63.6%)	所蔵資料 (図書・雑誌・ 新聞) の充実 (64.0%)	身近な場所で の本の貸出・返 却ができるサー ビスの充実 (66.6%)
	身近な場所で 本の貸出・返 却ができるサー ビスの充実 (50.1%)	身近な場所で 本の貸出・返 却ができるサー ビスの充実 (50.9%)	子育て支援サー ビス（子育て相 談・託児サービス など） (39.3%)

市民アンケート～結果概要（2）

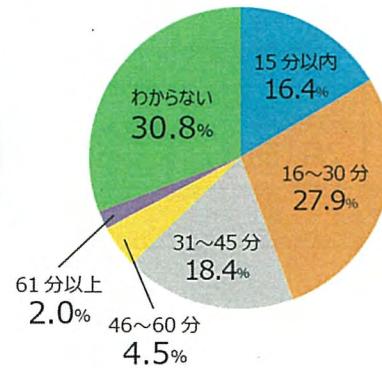
■利用者・未利用者※の比較

Q 最寄りの図書館、取次所、移動図書館のステーションまでの所要時間



85%以上の人人が30分以内と回答している。

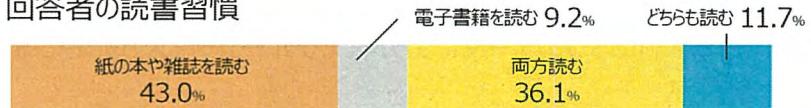
【未利用者】



30分以内の人は44%。

■未利用者※の分析

Q 回答者の読書習慣

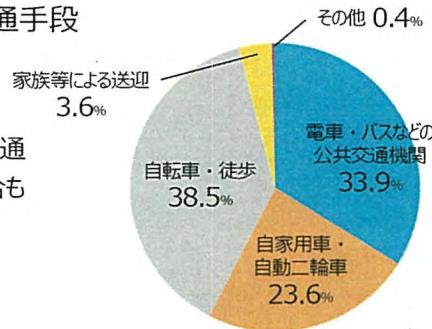


Q 子どもの読書習慣



Q 最寄りの図書館等までの交通手段
(複数回答)

自転車・徒歩が多いが、公共交通機関、自家用車を使用する割合も多い



※未利用者：1年に一度も図書館を利用しなかったと回答した人

市民ワークショップ～実施概要

各地域で市民ワークショップを実施し、本ビジョン策定に向けて、横浜市の図書館の未来について語り合いました。

「行ってみたくなる図書館」「子育てと図書館」「まちの魅力づくりと図書館」の3つのテーマに分かれてグループディスカッションを行いました。

■目的

横浜市の多様な人々が集まり、ありたい「横浜市の新たな図書館」の姿を、ともに学び、ともに考え、ともにつくる。

■対象

横浜市内在住・在勤・在学の方（中学生以上）



■概要

	開催日	場所	参加者数
第1回	令和5年 6月11日(日)	ワーリング横浜 (港南区)	33人
第2回	令和5年 6月18日(日)	都筑区役所 (都筑区)	35人
第3回	令和5年 6月24日(土)	神奈川公会堂 (神奈川区)	34人
第4回	令和5年 7月1日(土)	二俣川地域ケアプラザ (旭区)	32人
計			134人

■参加者年代別内訳

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	計
参加者数	12人	7人	18人	26人	27人	27人	17人	134人

市民ワークショップ～結果概要

当日の発表から共通する事柄等をまとめました。蔵書充実など本を借りることを前提とし、更なる機能の充実について多くの話し合いがされていました。

テーマ1 行ってみたくなる図書館

居場所としての図書館

- 気軽に訪れるアクセスの良さ
- 行く目的となる魅力的な空間や居心地の良い場
- 不登校の子どもや障害者の方、誰にとっても安全で安心して過ごせる場所

学ぶことができる図書館

- 専門的な知識の学び
- 答えのない問い合わせやこれまでにない視点からはじまる新しい学びの展開
- 市民の知識や経験のシェア
- デジタル化による利便性向上

交流することができる図書館

- 交流スペースと静寂なスペースが共存するゾーニングの工夫
- ブックトーク等本を介した交流イベントや、料理教室、コンサート等、本や読書にとらわれない多様なイベントや設備
- 様々なアイデアを交換し合う場

テーマ2 子育てと図書館

安心して子どもを連れていける場所

- 清潔、安全、安心
- 声を出しても大丈夫、注意書きが少ないなど子どもや保護者を許容する空間
- 多様な子育て環境に対応した、利用しやすい立地・時間の図書館
- 公園の近くなど一日過ごせる環境

親子で楽しめるサービス・イベント

- おはなし会等本を介したイベント
- 子どもと実社会がつながる学びの機会やイベントや専門家・企業とのマッチング
- 親や家族にとっても図書館を利用しやすくなるサポート

子育て・子育ちにいい資料・メディア

- 実物に触れたり、体験できる場
- 本と体験が相互に連携した取組
- 子どもが一人で探しやすい配架や検索システム

テーマ3 まちの魅力づくりと図書館

まちの魅力づくりと図書館

- 建築的にも魅力的な図書館
- 他の公共施設等の連携による身近で、かつ地域性のある図書館
- 障害のある方や一人暮らしの高齢者の方等、支援が必要な人へのサポート

地域資源と図書館

- 横浜で活動する様々な人や団体そのものが重要な地域の資源
- 本や人、情報、活動をつなぐ司書
- 図書館運営に関わる市民の存在

つながりづくりと図書館

- インプットも、アウトプットもできる場
- 共通の趣味や目的での学習会やコミュニティ活動
- 子育てや仕事を通じて生まれ、広がるつながり
- 多世代、インクルーシブ、さらに大学、企業、団体との交流の場であり学びを社会還元できる

有識者の意見聴取

本ビジョンの策定にあたり様々な分野の有識者に意見をお聞きし参考としました。

分野	氏名	所属等
学識経験者 (図書館情報学)	吉田 右子 氏	筑波大学図書館情報メディア系 教授
	桑原 芳哉 氏	尚絅大学現代文化学部 教授
	小泉 公乃 氏	筑波大学図書館情報メディア系 准教授
学識経験者 (コミュニティ政策)	石井 大一朗 氏	宇都宮大学地域デザイン科学部 准教授
開館立ち上げ・組織経営	豊田 高広 氏	フルライトスペース株式会社
空間設計 (建築・まちづくり)	牛込 具之 氏	株式会社佐藤総合計画
子育て支援実務経験者	東田 信子 氏	神奈川区地域子育て支援拠点かなーちえサテライト 現場責任者
	鳴神 美穂子 氏	西区地域子育て支援拠点スマイル・ポート 施設長
	横田 美和子 氏	南区地域子育て支援拠点はぐはぐの樹 施設長
	島 美奈子 氏	青葉区地域子育て支援拠点ラフル 施設長
コミュニティ形成実務経験者	大塚 朋子 氏	認定特定非営利法人こまちぶらす ウエルカムベビープロジェクト・こよりどうカフェ マネージャー
	細井 紗氏 氏	認定特定非営利法人こまちぶらす ウエルカムベビープロジェクト サブマネージャー

有識者の意見聴取～調査・検討での主なご意見

	項目	主なご意見
1	図書館のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館は、みんなが知っていて、理由なく気軽にに入る公共施設 ・本・読書を核とし、知識と情報・メディアへのアクセスを保障する場 ・文化の継承や社会貢献、リテラシーも重要 ・図書館を新設する場合、賑やかで会話ができる北欧型の図書館が志向される ・共創（人と出会い、共につくる）をベースにした、社会とかかわる場/創造の場
2	機能	<ul style="list-style-type: none"> ・異なる機能が図書館にあることで、担当者間の連携促進や相互送客の効果を見込める ・子育て支援に加え、幅広い視点から若者へのサポートが見える形が望ましい ・将来を見据え、今後主流となる電子的資源の提供（電子書籍や電子化した地域資料の公開等）や電子的服务（AI、デジタルレファレンス、オンラインプログラム等）を積極的に展開することが望まれる
3	施設（ハード）	<ul style="list-style-type: none"> ・中央図書館に行けない利用者に対して、図書館に親しんでもらうために分館の役割は非常に重要 ・ハード面の整備については、図書館の数を増やすべきということではなく、利便性の向上に資する整備を進めることが大切 ・まちのアイコンになるためにデザインも重要
4	空間	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館空間の最大の特徴は間仕切りのないオープンな「ワンルーム空間」。活動の連鎖、経験の連続性により、読書や体験、サービスが豊かになる ・複合から融合へ。図書館を媒体とし各機能が空間的・機能的に有機的に繋がっていく ・環境配慮。ZEB※。グリーンインフラとしての図書館
5	効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・欧米では、デジタルなど新しい技術の導入や物流等のバックオフィスの効率化により、市民のためのサービス提供に注力している ・デジタル化を踏まえて、アウトソーシングの枠組を見直しても良いのでは ・地元企業と連携し、図書館業務のDX化を推進できるのでは。実証実験に取り組んではどうか

	項目	主なご意見
6	交流・コミュニティ形成	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館は、誰もが行って何でも語っていい、呟けるという場所であり、それは市民自らがデザインする、主体形成に寄与する場所になりやすい ・地縁のない人の増加、未婚化の進展を想定すると、図書館が、子どもを持たない人たち、結婚を選択しない人たちと地域とのハブとなることもできる ・参加と協働を生み出すコーディネーター人材が必要 ・図書館は、コミュニティが自然に育まれていく環境をつくる。触媒的な役割を図書館員が担う ・図書館が、利用者と対等であり一緒に場を作っていくイメージを持つことが重要
7	居心地の良さ・居場所	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てをしていて、気分転換したいときに過ごせるような、居心地の良い空間が図書館にできると良い ・静かに過ごしたい方、小さいお子さんがいるなど静かに過ごすことが難しい方が交わり、それぞれが安心して過ごせることが大切である ・スタッフとの会話や利用者同士の会話を促すためにも、掲示物等はできる限り減らす
8	子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館は静かにしなければいけない雰囲気があり、行きづらいと感じる方もいる。子どもと一緒に居やすい、周囲の温かい眼差しと寛容な雰囲気が重要。ハードにもそれが表れているとよい ・図書館の子育て支援は、図書館ならではの絵本があるからできる役割を担ってほしい ・ベビーカーで利用できることは基本。子育て世代に向けた設備も大切 ・子どもから話しかけやすい環境にしてほしい、わからないことがあつたら聞ける、あるいは司書などに本を読んでほしい、解説してほしい、などの要望が言いやすい

※ZEB : Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略称

有識者の意見聴取～素案への主なご意見（1）

項目	主なご意見
1 ビジョン全体・新たな図書館像	21世紀の公共図書館に必要となる要素が十分に含まれている。 図書館の基本的な機能・役割は重視しつつ、非常に幅広い内容で完成度が高い。 親しみやすい。あまり役所の計画らしくない感じで、とてもよい。市民に伝わりやすい言葉で表されている。 図書館が他の機能と連携しようとする場合は、他の機能に対して何を提供できるのか、他の機能が図書館に何を提供できるのか検討することが重要。 新しい図書館をつくる中で創出された新たな価値やコミュニティというものが、再度図書館に蓄積され、再価値化されるような成長軸を示してもよい。 様々な事情で学ぶ体験、学ぶ機会に制限がある方もいらっしゃる中で、図書館は生涯学び続ける場として、とても大切な場になっていく。
2 基本方針1	近年の子どもたちの不登校に関する状況も踏まえ、そういう側面でも図書館は非常に重要な場所になってくる。 読書は21世紀においても、大事なことである。 子どもたち自身が図書館運営の担い手になったりすることや、子どもに関わる取組をしている他の主体と連携して取り組めると良い。 遊びや体験、まちつながり交流しながら読書などをすることにより、読書・遊び・つながり、それぞれの質を向上させることができる。 保護者はイベント等と一緒に参加するが、子ども自身が好きなものを見つけられるよう努められた時間が持てていない面がある。図書館だからできる、次に続く学びの機会が得られるものなども含めて構成されると良い。
3 基本方針2	子どもの貧困や低所得者層の方はスマートフォンやタブレットPC等を購入できない場合もあるため、社会的包摂という視点からあらゆる市民が新しいデジタルメディアを活用できる機会の創出について、記述したほうが良い。 社会全体で教育を支援していく中で、市民の学習を支えられるのは図書館である。
4 基本方針3	地域課題の掘り起こしや支援だけではなく、各地域の特性や課題に配慮した図書館のあり方を検討することが重要である。 しゃべりあいながら議論するラーニングコモンズという場は、学習や対話のあり方として重視すべき観点である。 地域と関わるきっかけとして、図書館に関わりを持つこと、ボランティアをすることで、自分が社会の一員であるという認識が高まるような場であると良い。
5 基本方針4	移動図書館に市民が利用できるWi-Fiを搭載できれば、社会的包摂、災害時の利用といった面で有効である。 読書会のような取組では、対面コミュニケーションをインターネットでもできるようにするなどハイブリットでの活用も考えられる。
6 基本方針5	横浜市にはさまざまな施設や団体があるため、司書はそれらをつなぐ役割が特に重要である。 図書館のリソースには財源だけではなく、場や人、情報・資料などがある。どのように市民とリソースをシェアしていくか考えていくことが重要である。 図書館の活動を通じてどのような質・量の社会関係資本が生み出されたかについても評価していくことが必要なのではないか。

有識者の意見聴取～素案への主なご意見（2）

項目	主なご意見
7 第2章-1	「蔵書」は図書だけなので、「コレクション」という言葉を使った方が良いのではないか。 蔵書やレファレンスの充実に加え、メディア情報リテラシーが21世紀においては重要になっていくと考える。 子どもや子育てという観点からも、紙の本があることに価値があると考える。
8 第2章-2	まずは設備の改修や耐震性の確認など、安全にすることが第一。その後、什器や書架の更新などを工夫し、新たな機能を向上させる方法もある。
9 第2章-3	全て靴を脱ぐスペースにするのではなく、ベビーカーに乗せたまま子どもと過ごせるスペースも必要である。 ゾーニングにおいて、効果的にスペースを活用する手立てとして、時間や目的に応じてさまざまな使い方をする「空間の重ね使い」を積極的していくといい。 学習室、会議室等は、ガラスウォールを用いる等、活動の様子が外から見えることが非常に重要である。
10 第2章-4	サービスポイントの整備について、交通結節点への再整備という選択肢も提示されていることは大いに意義がある。
11 第2章-5	ICタグを利用した自動貸出機は、新しい図書館であれば当たり前に導入されている。10～20年後を見据えた新しいツールというのであれば、ロボットの活用なども考えられる。
12 第2章-6	司書は情報を集めて、ここにこんな人がいる、ここでこんなことやっているというのを取りまとめてつないでいくことが重要な役割になる。 変化の激しい時代であることを踏まえると、組織・施設の役割分担というより、他の組織・施設と重複しても良いから様々なサービスを実施していく必要がある。 デジタルアーキビストとして専門化が進みつつあるように感じるが、司書がスキルとして備えていることが望ましい。 スタッフだけで何とかするのではなく、一緒にどう作っていくかを考えていくことが大切。 利用者との日々の関わりを言語化して、振り返ることを繰り返すなかで、スタッフに組織のビジョンが根付いていく。 常にそこに関わっている人達だけではなく、関わりが薄い人達にもアプローチしていくことは、視野を広げる上で大切。

市民意見募集実施概要

本ビジョンの策定にあたり、令和5年12月に公表した素案の内容について、市民意見募集を実施しました。

いただいたご意見は原案策定の参考としたほか、今後の事業や取組の参考にさせていただきます。

なお、いただいたご意見は本ビジョンのホームページに掲載しています。

【URL】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/plan/libvision.html>

1 実施期間

令和5年12月14日(木)～令和6年1月21日(日)

2 意見提出方法

- ・横浜市電子申請・届出システム
- ・電子メール
- ・郵送
- ・FAX

3 周知方法

(1) 素案（概要版）の配布

市立図書館・図書取次所、区役所、市民情報センター、地区センター、地域ケアプラザ、地域子育て支援拠点、行政サービスコーナー

(2) 広報手段

記者発表、広報よこはま（令和6年1月号）、横浜市教育委員会ホームページ、X（旧Twitter）、市立図書館メール登録者への一斉メール等

市民意見募集の結果（1）

1 意見提出状況

273通、637件のご意見が寄せられました。

投稿手段・年代	通数	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	不明・団体
電子申請	114通	0	1	17	17	36	24	18	1	0
メール	39通	0	0	3	3	4	6	10	3	10
郵送・手渡し	64通	54	0	0	0	0	1	2	1	6
FAX	56通	0	0	0	2	4	8	31	10	1
合計	273通	54	1	20	22	44	39	61	15	17

居住地	通数
市内	253通
市外	7通
未回答	13通
合計	273通

2 項目別意見数

素案項目	意見数
ビジョン全体	88件
はじめに、位置づけ	5件
第1章 新たな図書館像・基本方針（全体）	49件
基本方針1	60件
基本方針2	34件
基本方針3	24件
基本方針4	60件
基本方針5	34件

素案項目	意見数
第2章 新たな図書館像の実現に向けて（全体）	20件
取組1蔵書・レファレンス	60件
取組2施設整備	72件
取組3空間づくり	59件
取組4サービスポイント	30件
取組5ツールの充実/サービスの最大化	12件
取組6協働・共創	12件
第3章、第4章	6件
その他	12件
合計	637件

3 ご意見への対応状況

項目	説明	意見数	割合
修正	ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映したもの	38件	6.0%
包含・賛同	ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの又は素案に賛同いただいたもの	73件	11.5%
参考	今後の取組等の参考とさせていただいたもの	519件	81.5%
その他	本ビジョンに関連しない意見・要望等	7件	1.1%
合計		637件	

市民意見募集の結果（2）

4 いただいたご意見の例

概要	ご意見の例	意見数
図書館数の増	図書館が少ない、1区1館を見直してほしい等	84件
本・蔵書の充実	本が少ない、予約しても順番がなかなかまわってこない等	66件
学校図書館への支援の強化	学校図書館への支援強化（学校向け本・セット数の充実、本の運搬）等	53件
サービスポイントの充実	図書取次所・駅前等への返却ボックスの設置等	48件
ビジョンへの期待	図書館が単に本を借りる場所だけではなく多様なスペースがあると行ってみたい、図書館は大好きで大切な場所なのでこのように市民の意見を聞いてくれることをうれしく思う等	41件
市民利用施設等との連携	地区センター・コミュニティハウス等の図書取次所や分室としての活用等	34件
施設	建物が古い、狭い、閲覧席が少ない、勉強できるところが欲しい等	33件
人材育成・配置	人材育成が重要、多様なスキルを持った職員等の配置（多言語、デジタル、コーディネーターなど）等	16件
協働・共創	市民の声を反映した図書館運営、民間による運営・委託への反対等	9件



芹が谷中学校（港南区）、釜利谷中学校（金沢区）、境木中学校（戸塚区）の図書委員の皆様が、ビジョンについてご意見をお寄せくださいました

- ・本がたくさんある、参考書、マンガやゲーム（攻略本やゲームもできる）がある、音楽が聴ける
- ・閲覧席がない、勉強できるところが欲しい
- ・どうしたら皆がまた来てくれるかを、考えてくれていると感じた
- ・デジタルとリアルで本や情報を支えるところがいいと思う
- ・少子高齢化も進んでいるので高齢者も使いやすいようにする
- ・車いすの人も簡単に通れるように（通路の）幅を広くする
- ・読書をきっかけに、交流の和が広がる図書館がいいと思う
- ・スペースを決めて話せる、声を出せる、のほうが良い
- ・理想がてんこ盛りでマイチ現実味がなくて信じられないが、外国では既に取り入れられていると聞いて、10～20年後、自分達が大人になった頃には実現できているかもと思った

＜行きたくなる・使いたくなる図書館へのアイデア＞

- ・【スペースについて】
ぐつろげる空間、グループで話していく、一人ひとりが使う仕切られた空間、飲食できる、屋外で本を読める、ビーズクッション・ハンモックがある等
- ・【イベントについて】
来た人または応募した人が1ページずつ物語を書いて、1冊の本にするなどの参加型イベント、大人でも子どもでも参加できるイベント等、イベントへのご提案

各種基礎調査

本ビジョンの策定にあたり以下の項目について基礎的な調査を行い、参考としました。

項目	調査事項
横浜市の特色及び 関連計画の精査	市の関連計画の整理
	市の社会動向の整理
	市民利用施設の図書コーナーの状況
図書館を取り巻く環境	国の図書館行政の動向
	他都市の図書館行政の動向
	図書館の役割の変化
	将来の社会動向の整理
	電子書籍の現況と今後の可能性
先進事例調査	まちの賑わい創出、子育て支援や市民の活動・交流に貢献する図書館
	未利用者への訴求（アウトリーチサービス含む）
	業務効率化につながる取組
	ICタグ導入による職員配置や運用変更の傾向
	再整備のコンセプト、取組の方向性や複合施設の傾向
	複数の図書館を有する他都市における管理運営手法と各館の役割の傾向
	環境共生型の図書館

項目	調査事項
市立図書館の現状・ 課題・問題点	横浜市立図書館の概況
	施設規模の調査
	市民アンケートの結果から見える課題整理
	蔵書の特徴
	運営体制の把握
	管理運営手法
	施設整備を伴う事業手法
	財源の創出
	司書に期待される役割と人材育成
	各拠点の配置
	業務量・物流量の今後の動向

参考

資料編

横浜市の関連計画の概要

横浜市中期計画では、共にめざす都市像を「明日をひらく都市」とし、「子育てしたいまち 次世代と共に育むまち ヨコハマ」を基本戦略として掲げています。本ビジョンもこの基本戦略に沿ったものとして、子育てや次世代を強く意識しています。

公共施設の保全・運営の適正化、規模の効率化が目指されている中、図書館についても他の施設との複合化が求められています。社会教育施設である図書館と他の施設の複合化にあたっては、地域での交流や社会参加を促進する環境づくりに加えて、市民の学びの環境の充実、子育て世代をはじめとした市民の居心地のよい場づくりが期待されています。また、図書館と、区役所や地区センター、コミュニティハウス等の市民利用施設との連携によって、地域における読書活動の推進を目指しています。

市として公民連携を推進する方針が示される中、今後連携対象は地域団体、企業等にも拡大していくことが考えられます。

デジタル技術の活用推進による手続のオンライン化や情報アクセスの向上が更に求められています。また、図書取次所や移動図書館の充実による身近な場所での図書館サービスの提供といった物理的な利便性の向上も進めます。

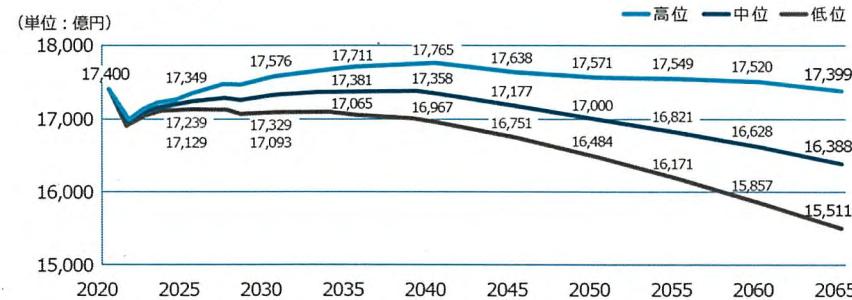
種別	方針・計画等の名称	策定年月等
市の方針等	横浜市中期計画2022～2025	令和4年12月
	横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン	令和4年6月
	行政運営の基本方針	令和5年1月
	横浜DX戦略	令和4年9月
	横浜市公共施設等総合管理計画	令和4年12月
教育に関する方針・計画	横浜教育ビジョン2030	平成30年2月
	第4期横浜市教育振興基本計画	令和5年2月
	第32期横浜市社会教育委員会議提言	令和2年11月
読書活動・図書館等に関する方針・計画等	第二次横浜市民読書活動推進計画	令和元年12月
	司書職人材育成計画（改訂版）	令和元年5月改訂
	横浜市立図書館資料収集方針	平成元年3月
	横浜市立図書館資料収集基準	令和4年4月一部改正
	第33期横浜市社会教育委員会議提言	令和5年2月

横浜市の財政状況

歳入総額は減少するのに対し、歳出総額は増加することが予測されています。税収のほとんどは個人市民税・固定資産税が占めており、個人市民税は2065年までに年度平均約21億円ずつ減少、

■歳入・歳出総額長期推計

歳入総額の長期推計



主な税目区分別の長期推計（中位推計）



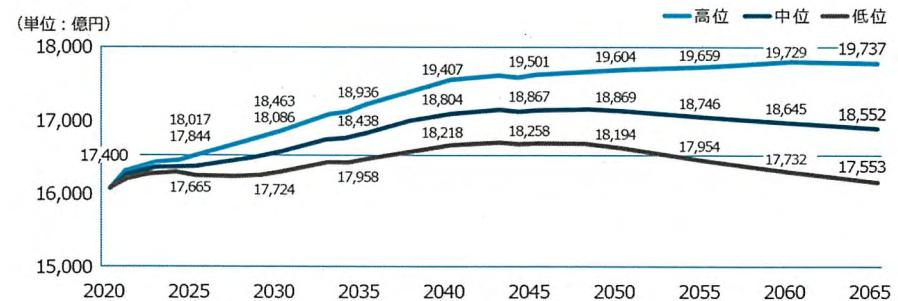
出所：横浜市の長期財政推計

法人市民税・固定資産税は微減していくことが予想されています。

図書館の整備及び運営において、費用対効果の高い取組が必要です。

■税収の長期推計

歳出総額の長期推計



対前年度増減額推計

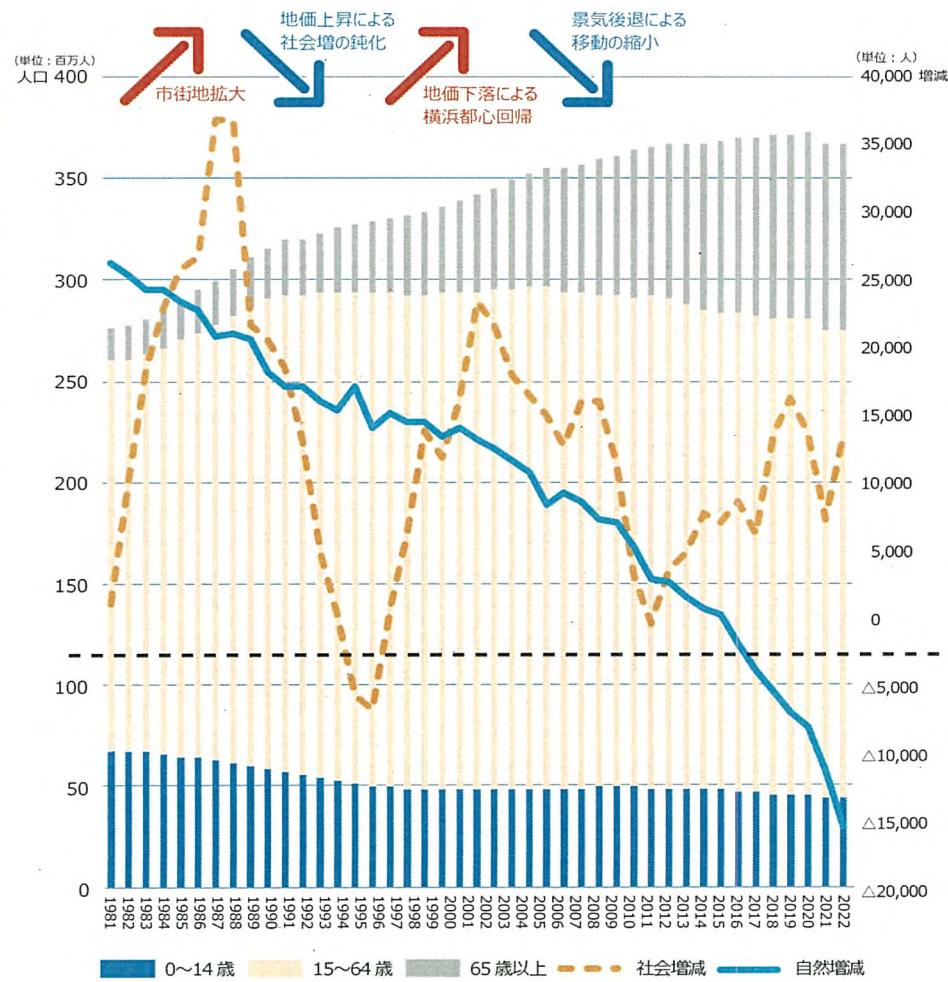
		区分 (15年ごと) 平均増減額／年度			推計期間平均／年度
		2021-2035	2036-2050	2051-2065	
個人市民税	高位	▲28.1	▲24.3	▲10.8	▲21.1
	中位	▲29.0	▲27.3	▲18.1	▲24.8
	低位	▲29.9	▲30.2	▲24.9	▲28.3
法人市民税	高位	▲10.3	1.2	1.3	▲2.6
	中位	▲10.3	1.2	1.3	▲2.6
	低位	▲10.3	1.2	1.3	▲2.6
固定資産税	高位	4.2	▲6.4	▲8.9	▲3.7
	中位	3.2	▲9.9	▲13.3	▲6.7
	低位	2.1	▲13.2	▲17.4	▲9.5

横浜市の人口動態

人口総数のピークは令和3年（2021年）で既に過ぎており、人口減少が進むことが予想されます。令和5（2023）年に実施した「横浜市の将来人口推計」では、2040年時点の人口は361.7万人と推計しています。

23区以外の東京都の自治体への転出のほか、湘南地区、県央地区、相模原市への転出が目立ちます。特に、県内の転出が近年増加傾向にあります。

川崎市、相模原市、藤沢市は人口が増加しており、図書館の方を検討する際も、横浜市の都市としての魅力向上にどのように貢献できるか検討する必要があります。



出所：横浜市統計情報ポータル「令和4年中の人口動態と令和5年1月1日現在の年齢別人口」

区ごとの状況

人口構成、人口動態において区ごとに地域差が見られます。特に、都心に近い北部の地域と、南部・西部の地域で差が見られ、北部では人口が増加しているのに対し、南部では人口減少・高齢化の傾向

にあります。

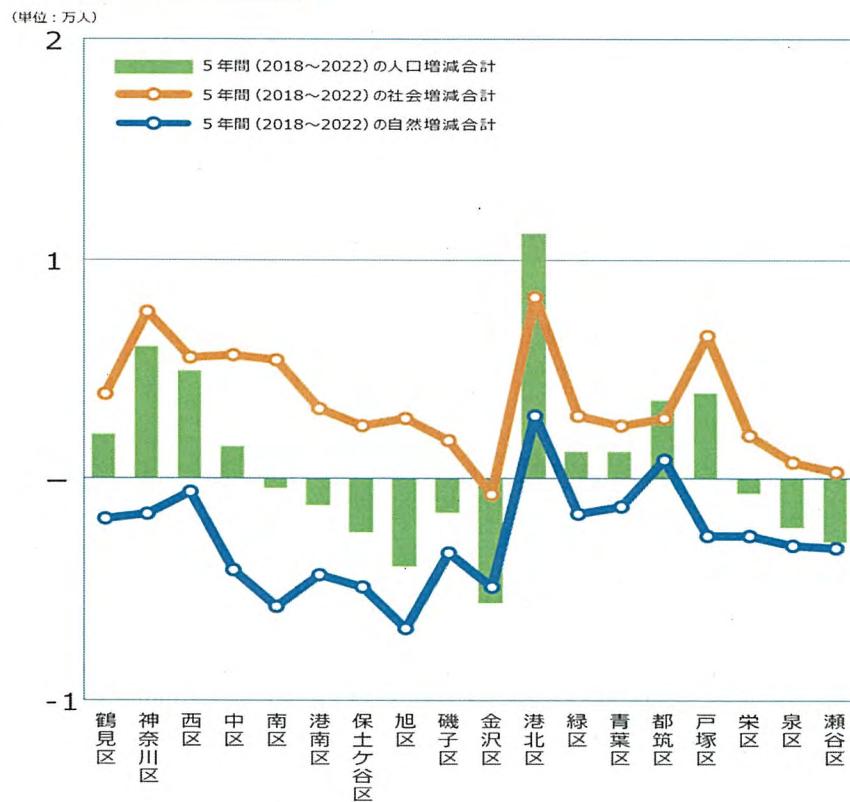
区ごとに抱えている課題や可能性は異なるため、地域の特性や課題に応じた図書館サービスを開発し提供することが望ましいと考えます。

■各区の人口とその構成

行政区	人口(人)	割合(%)			
		0～14歳 (年少人口)	15～64歳 (生産年齢人口)	65歳以上 (老人人口)	外国人
総数	3,769,595	11.6	63.1	25.3	2.8
鶴見区	294,981	12.3	66.2	21.5	4.8
神奈川区	248,878	11.0	67.0	21.9	3.1
西区	105,634	10.9	69.8	19.4	4.8
中区	151,031	9.9	66.1	24.0	10.7
南区	197,430	9.6	63.4	27.0	5.7
港南区	214,312	11.0	59.7	29.4	1.5
保土ヶ谷区	205,852	10.6	62.4	27.0	2.7
旭区	242,382	11.2	58.5	30.4	1.4
磯子区	165,450	11.6	59.9	28.5	3.3
金沢区	195,892	10.5	58.6	30.9	1.7
港北区	362,084	12.4	67.7	19.9	2.1
緑区	182,790	12.4	62.4	25.2	2.6
青葉区	310,471	12.5	64.4	23.1	1.6
都筑区	214,886	14.4	66.6	19.1	1.8
戸塚区	283,515	12.6	61.1	26.3	1.6
栄区	120,974	11.0	57.6	31.4	1.2
泉区	151,417	11.4	59.0	29.6	1.7
瀬谷区	121,616	11.2	60.0	28.9	1.7

出所：横浜市統計情報ポータル「令和4年中の人口動態と令和5年1月1日現在の年齢別人口」、「外国人人口 令和5年1月」

■各区の人口動態



横浜市立図書館一覧 [統計数値は、令和5年3月31日現在または令和4年度年間の数値]

館名	所在地	建物構造	延床面積(m ²)	築年数※1	竣工年月日	開館年数	図書館資料		貸出利用者数※2	貸出冊数※2	入館者数(人)	開館日数	併設施設 (身障者用駐車場は内数)
							図書(冊)	定期刊行物(種)					
中央	〒220-0032 西区老松町1	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下3階地上5階	21,834.36	29	1994/1/31	29	1,759,747	1,489	294,386	914,895	830,402	344	公共駐車場：110台(有料)、 身障者用2台
鶴見	〒230-0051 鶴見区鶴見中央2-10-7	鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階 (図書館部分2・3階、地下)	1,510.45	43	1979/12/1	43	108,692	84	116,079	389,366	234,949	342	鶴見保育園／駐車場：なし
神奈川	〒221-0063 神奈川区立町20-1	鉄筋コンクリート造地下1階地上2階 (図書館部分1階)	1,502.32	36	1987/4/1	35	118,782	83	148,259	562,172	302,578	344	老人福祉センター「うらしま荘」 駐車場：施設全体で21台、身障者用1台
中	〒231-0821 中区本牧原16-1	鉄筋コンクリート造2階	1,506.48	33	1989/4/15	33	112,381	131	83,654	276,464	229,567	344	本牧地区センター、知的障害者の通所 施設「オリブ工房」 駐車場：施設全体で身障者用2台
南	〒232-0067 南区弘明寺町265-1	鉄筋コンクリート造4階 (図書館部分2・3階)	1,790.34	30	1992/9/30	30	105,465	112	124,593	367,369	277,599	344	弘明寺公園ブル、自転車駐輪場 駐車場：施設全体で身障者用1台
港南	〒234-0056 港南区野庭町125	鉄筋コンクリート造2階	1,503.36	36	1986/11/14	36	114,705	100	114,517	373,058	177,157	344	駐車場：身障者用1台
保土ヶ谷	〒240-0006 保土ヶ谷区星川1-2-1	鉄筋コンクリート造3階 (図書館部分2・3階)	2,477.02	41	1982/3/1	40	164,412	96	145,306	457,887	306,813	344	保土ヶ谷公会堂 駐車場：施設全体で5台、 身障者用1台
旭	〒241-0005 旭区白根4-6-2	鉄筋コンクリート造2階	1,507.80	37	1986/1/25	36	120,246	82	105,175	375,541	222,929	344	公共駐車場：39台(有料)、身障者用2台
磯子	〒235-0016 磯子区磯子3-5-1	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下3階地上7階 (図書館部分地下1階)	2,891.66	23	1999/10/29	48	152,571	115	145,511	469,201	322,059	343	磯子区役所、磯子公会堂 区庁舎駐車場：施設全体で135台(有料)、 身障者用2台
金沢	〒236-0021 金沢区泥亀2-14-5	鉄筋コンクリート造 地下1階地上2階 (図書館部分1・2階)	2,121.25	43	1980/3/31	42	149,917	94	157,686	501,392	353,810	344	金沢地区センター 駐車場：施設全体で16台、 身障者用1台
港北	〒222-0011 港北区菊名6-18-10	鉄筋コンクリート造3階 (図書館部分1・2階)	2,372.05	61	1961/11/30	42	173,164	129	212,281	695,908	432,279	343	菊名地区センター 駐車場：施設全体で身障者用1台
緑	〒226-0025 緑区十日市場町825-1	鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階 (図書館部分1階、地下)	1,987.38	28	1995/3/31	27	114,595	93	164,390	553,463	345,611	344	老人福祉センター「緑ほのぼの荘」、 十日市場地域ケアプラザ 駐車場：施設全体で8台、 身障者用1台
山内	〒225-0011 青葉区あざみ野2-3-2	鉄筋コンクリート造3階 (図書館部分2階)	2,147.22	46	1976/12/25	45	192,004	122	211,772	680,449	440,252	344	山内地域センター 駐車場：施設全体で12台、 身障者用1台
都筑	〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央32-1	鉄筋コンクリート造 地下1階地上6階 (図書館部分1階)	2,396.42	28	1995/3/31	27	163,210	150	299,596	1,014,166	751,116	343	都筑区役所、都筑公会堂 区庁舎駐車場：施設全体で159台(有料)、 身障者用5台
戸塚	〒244-0003 戸塚区戸塚町127	鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階 (図書館部分1・2階、地下)	3,386.00	45	1978/4/1	44	188,493	103	230,349	660,770	551,737	344	戸塚地区センター、戸塚公会堂 駐車場：施設全体で34台、 身障者用1台
栄	〒247-0014 栄区公田町634-9	鉄筋コンクリート造2階	1,518.15	34	1989/4/1	34	111,350	70	133,986	450,358	265,745	344	駐車場：15台、身障者用1台
泉	〒245-0016 泉区和泉町6207-5	鉄筋コンクリート造2階	1,520.31	34	1988/12/28	34	123,673	92	114,751	408,002	205,331	344	駐車場：5台、身障者用2台
瀬谷	〒246-0015 瀬谷区本郷3-22-1	鉄筋コンクリート造2階(一部中2階)	1,547.94	38	1984/11/5	38	112,291	77	72,894	263,763	146,211	342	駐車場：10台、身障者用2台

※1 築年数は令和5年4月1日時点

※2 移動図書館、インターネットでの貸出延長、図書取次サービス、電子書籍サービスは含まない

横浜市立図書館の蔵書

蔵書数は約410万冊あり、圧倒的な蔵書量は他の自治体にはない大きな強みですが、一方で空間の限界という課題を抱えています。

資料を図書館内でいかに配架するのか、あるいは情報空間においても資料やその情報にいかに出会うのかということを考えていくことが重要です。

各図書館は、地域特性に合わせた蔵書や収集の工夫を行っていますが、区域、市域全体など複数の視点で、市民の多様な情報要求に応える幅広い蔵書を構築しつつ、特色ある蔵書の質を高めていくことが大切です。地域情報の収集にあたっては、図書館単独だけでなく、市民や団体等と連携していくことも必要です。

■蔵書数

図書	4,085,698冊
(内訳) 一般書	3,176,359冊
児童書	909,339冊
年間受入図書数	169,721冊
(内訳) 購入	130,036冊
寄贈等	39,685冊
雑誌 (年間受入種)	2,783種
(内訳) 購入	1,783種
寄贈	1,000種
新聞 (年間受入種)	439種
(内訳) 購入	281種
寄贈	158種

■電子書籍

提供コンテンツ数	10,185点
----------	---------

出所：横浜市の図書館2023（横浜市立図書館年報）

■横浜市立図書館資料収集方針

資料の収集範囲は、次のとおりとする。

- (1) 国内発行物については、一般的資料から専門的資料に至るまで各分野にわたって広範囲に収集する。
- (2) 海外資料もできるだけ幅広く収集するように努める。
- (3) 郷土資料および行政資料は、横浜に関連する地域資料を中心として収集し、あわせて本市周辺地域の資料収集にも努める。

■横浜市立図書館資料収集基準

以下5点を「収集の重点」としている。

- (1) あらゆる世代の読書活動推進と課題解決を支える資料
- (2) 調査、研究の基礎となる参考図書
- (3) 横浜の都市特性に関連する分野についての資料
- (4) 横浜市域とその周辺についての地域（郷土）資料
- (5) 横浜の市政に留意した資料

■書庫の状況

中央図書館の書庫には、市立図書館の開業以来100年間に収集した図書、雑誌や地域（郷土）資料など特色ある蔵書が保存されています。

毎年蔵書が増える中、保存機能を担う中央図書館の書庫は収蔵量の限界が迫っており、横浜市立図書館全体の課題として取り組んでいくことが必要です。

横浜市立図書館の利用状況

登録者数は約87万人であり、市の人口約377万人の約23%にあたります。年間の個人貸出冊数は約1,200万冊、うち児童書は約420万冊で、年間貸出冊数の約34%を児童書が占めています。電子書籍の利用は約9万件あり、広域相互利用による貸出は約57万冊です。年間予約受付数は約350万冊、うち約92%がインターネットでの受付です。レファレンス件数は年間約24万件であり、月あたり2万件に相当する件数です。団体への年間貸出冊数は約2.4万冊です。

■登録者数

登録者数	868,558人
うち児童数（0～15歳）	121,913人

■個人貸出冊数

貸出冊数	12,198,930冊
(内訳) 一般書の貸出冊数※	7,370,614冊
児童書の貸出冊数※	4,163,183冊
電子書籍の利用件数	93,594件
広域相互利用による 他都市での横浜市民への貸出冊数	571,539冊

※図書館18館、移動図書館、図書取次所での貸出、インターネットでの貸出延長の合計

出所：横浜市の図書館2023（横浜市立図書館年報）

■予約受付冊数

予約受付冊数	3,459,249冊
うちインターネット受付冊数	3,179,815冊

■レファレンス件数

レファレンス件数	243,155件
(内訳) 所蔵調査	189,649件
事項調査	53,506件

■団体貸出利用数

登録団体数	156団体
貸出冊数	23,794冊



本のある市民利用施設等の状況

市立図書館のほかにも、各区には地区センターやコミュニティハウスなどの市の市民利用施設等があり、本のある図書コーナー等を設けている施設が多くあります。

また、美術館や博物館などの施設にも図書室が設置されています。

■市の市民利用施設等

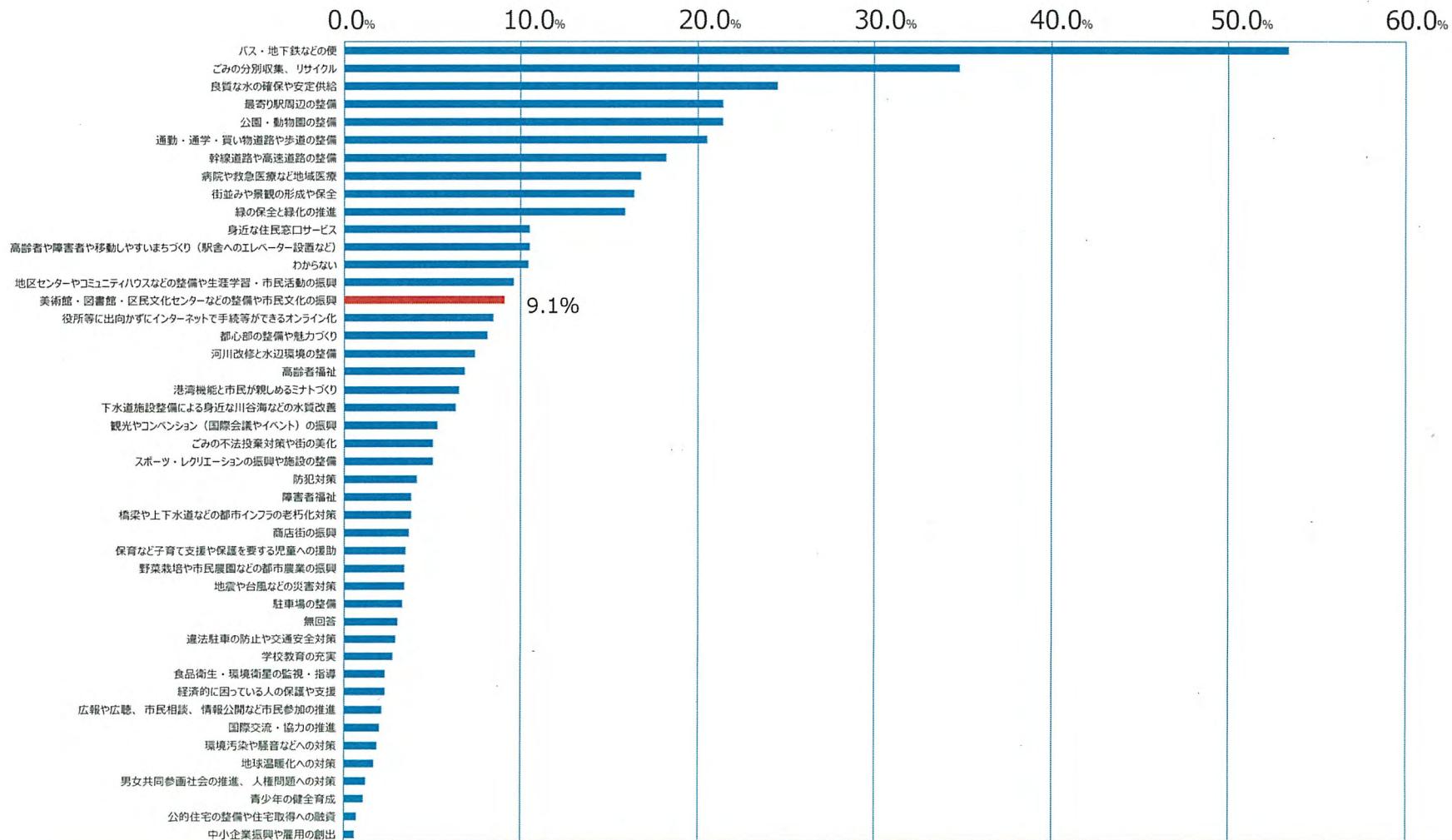
出所：横浜市教育委員会調べ

	施設	本のある施設数 (館) *	蔵書数 (冊)
各区の 身近な施設	地区センター	75	710,133
	コミュニティハウス	119	646,065
	市民図書室	74	393,553
	地域ケアプラザ	63	29,413
	市立保育所	52	22,169
	地域子育て支援拠点	24	18,433
	老人福祉センター	11	14,926
	こどもログハウス	15	7,622
	国際交流ラウンジ	9	5,076
	市民活動支援センター	9	2,293
広域 利用施設	区民文化センター	5	2,139
	横浜美術館 美術図書室	1	240,000
	横浜市歴史博物館 図書閲覧室	1	82,103
	男女共同参画センター	3	69,377
	ウイリング横浜 情報資料室	1	23,417
	横浜市会図書室	1	11,684
	横浜市社会教育コーナー	1	2,023
合計		464	2,280,426
(参考) 市立図書館合計		18	4,085,698

*本のある施設数：市民が蔵書を利用可能な施設の数を指す。複合施設で図書コーナー等を共有している場合は、一方の施設に掲載。

横浜市民意識調査

令和4年度の横浜市民意識調査（実施期間：令和4年5月25日～6月16日）において、市政への満足度に関する設問では、「美術館・図書館・区民文化センターなどの整備や市民文化の振興」の満足度は9.1%となっています。交通の便や緑化などに比べると満足度は低く、改善の余地があると言えます。



図書館行政の動向

■国の政策動向

図書館に関連する国の政策からは、図書館に期待される役割が多様化していることが読み取れます。社会教育だけではなく、観光や地域の課題解決など、様々なサービスを提供し地域に波及効果を生み出す必要性があり、それを実現するための人材育成に取り組む必要性が指摘されています。

技術革新とそれによる社会変化を踏まえた図書館サービスが志向されています。また、視覚障害者、障害児と保護者、来館が困難な子どもと保護者などへの配慮について触れられています。

■他都市の政策動向

他都市の図書館に関する計画には、情報化・デジタル化の他、SDGsといった言葉が頻出しています。電子図書館の推進や、図書館の所蔵する資料のデジタル化、閲覧のオンライン化の潮流が読み取れます。

読書活動に限らず、文化活動や地域活動の支援、居場所の提供、子どもの学習支援などが施策やサービスに含まれており、図書館の役割が地域活動やまちづくりにまで広がっていることが分かります。

■図書館に関連する法律等

社会教育法

図書館法

図書館の設置及び運営上の望ましい基準

これからの図書館像＜提言＞

社会教育法、図書館法、博物館法、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律

学校図書館法

子どもの読書活動の推進に関する法律
第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

著作権法の一部を改正する法律
文字・活字文化振興法

■参考にした他都市の図書館に関する計画等

名称	策定年
仙台市図書館振興計画2022	令和4年
さいたま市図書館ビジョン	令和3年
千葉市図書館ビジョン 2040	令和2年
第二次新潟市立図書館ビジョン	令和2年
なごやアクティブ・ライブラリー構想	平成29年
福岡市総合図書館新ビジョン	平成26年
第2次札幌市図書館ビジョン	平成24年

図書館の役割の変化

図書館は「社会教育のための機関」（社会教育法第9条）であり、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」（図書館法第2条）です。

国際的には、デジタル化への対応はもちろんのこと、環境問題への対応、新たなスキル・能力を身につける教育（リスキリング）の提供を行うことが、図書館の運営においても求められています。

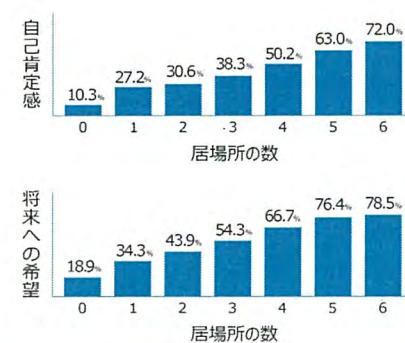
国内においても、市民ニーズの高度化や、生活・価値観の多様化等を背景として、従来の貸出中心型の図書館から、まちづくり等の視点も含め、様々な角度から市民の生活を豊かにする役割が求められています。

居場所の提供という観点では、サードプレイス（自宅や職場とは隔離された心地のよい第3の居場所、より創造的な交流が生まれる場所）という概念が注目されています。大人だけではなく子どもの居場所としての機能も求められています。

教育の観点では、不確実性の高い社会環境の中で、創造性や創発の必要性が高まっています。図書館は、文化や芸術に触れる場、様々な社会活動を行う場として市民の創造性の発揮に貢献していくことが求められます。

■子どもの居場所に関する調査結果

子どもの居場所の数（自室、家庭、学校、地域、職場、インターネット空間）の多さと自己認識の前向きさは、概ね相関しています。



■国際図書館連盟（IFLA）が公表する図書館のトレンド（抜粋）

バーチャルの定着	遠隔でのサービス提供が今後も標準であり続けるということは明らかであり、物理的なスペースや提供物の価値が問われている。 デジタル・ツールは、個人向けサービスを提供するための新しい可能性を生み出し、より幅広いコンテンツに幅広い方法でアクセスすることを可能とする。
多様性の重視	公平性、多様性、包摂性の促進をより優先していくことが重要であり、様々なニーズを効果的に特定すること可能にするツールやスキルを開発し続けていく必要がある。
環境問題	災害に耐え、エネルギー効率化を促進するための図書館の新しい建築ガイドラインが重要になってくる。 人々の行動改革や気候変動への対応を促進することも図書館の重要な役割である。
生涯学習者	人々は訓練・再訓練を受ける必要があり、図書館は彼らの学習活動を促進していくべきである。 学習センターとしての図書館の役割が再確認され、図書館員がこれまで以上に教育者とみなされることにもつながる。そのため、図書館員が適切な訓練とサポートを受けられるようにする必要がある。
深まる不平等	テクノロジーはアクセスできる人に新たな可能性をもたらすが、アクセスできない人との格差は拡大する。図書館を最も必要とする人々が排除されることを許さぬよう、利用者にとっての障壁や偏見を生まないようになることが大切である。

出所：図書館の今後を作る20のトレンド：IFLA Trend Report 2021 (<https://current.ndl.go.jp/e2507>)
(最終閲覧日2023年5月21日)、令和4年版子供・若者白書（内閣府編集）

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER

横浜市図書館ビジョン（原案）

令和6年2月発行

横浜市教育委員会事務局 教育政策推進課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

電話：045-671-3243 FAX：045-663-3118

中学校給食について

中学校給食の安全対策に関する取組状況について（追記・概要版）

令和5年11月16日に「中学校給食の安全対策に関する取組状況について」教育委員会定例会で御報告をいたしましたが、一部未記載の内容がありましたので、関係自治体の保健所の調査報告書を基に、改めて確認し、追記するとともに、新たに確認した事項について、報告いたします。作成にあたりましては、有識者等の意見を参考にしました。

【調査結果のまとめ】

給食調理製造事業者(A)及び納品事業者(B)への聞き取りや関係自治体の保健所への聞き取り、関係自治体の保健所の調査報告書等を通じて、給食調理製造事業者(A)及び納品事業者(B)、じゃが芋の仕入先(C)とともに改めて工程を詳細に確認しました。「従業員の着衣の状況と調理場への持ち込み物の状況」「従業員の喫煙状況」「検品の状況」「外部侵入の可能性」及び「立入調査を踏まえた管轄保健所による結論」から総合的に判断しても、たばこの吸い殻が釜に入った直接の原因を特定することはできませんでしたが、今後に向けて、混入等の起り得るリスクの洗い出しを行いました。なお、今回は、調理中に未然に取り除いた他、釜の中でたばこの葉は確認されていないことや、実際に盛り付けた粉ふき芋からもニコチンは検出されなかったことからも、結果的に健康被害はなかったと考えています。今後の安全対策・危機管理を徹底し、安心して給食をご利用いただけるよう再発防止に努めてまいります。

下線：新たに把握した情報

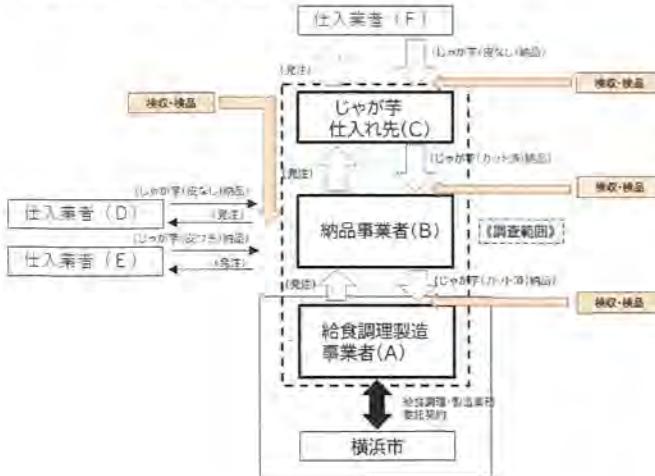
1 当日の具体的な状況

令和5年10月5日（木）

- 4時00分頃 給食調理製造事業者(A)が調理をする際に、食材であるじゃが芋を茹でている釜の中からたばこの吸い殻を発見。
- 8時50分頃 給食調理製造事業者(A)から本市に報告。
(異物はたばこのフィルターと巻紙部分であり、フィルター部分が焦げるほど短くなっていた。)
- 9時00分 健康教育・食育課において、当該じゃが芋について、すべての給食調理製造事業者(4社)が同じ納品事業者(B)から納品されていることを確認。
- 9時30分 健康教育・食育課において、粉ふき芋の提供中止を決定。すでに給食の盛り付けは終了しているため、全校にメールを送信し、さらに電話にて粉ふき芋を喫食しないように連絡。
- 16時00分 本件について、保護者宛にメールを順次送付。同内容を、学校を通じて保護者宛に文書を配布依頼。

2 健康教育・食育課の聞き取り調査結果について

【関係事業者の概要】



3 管轄保健所による立入調査結果による結論（保健所報告書を確認し、作成）

(1) 納品事業者 (A) の製造工場への立入調査

当該異物混入の可能性の有無等の確認のため、粉ふき芋の製造工程、当該原材料の検品時の状況及び保管状況、異物を発見した際の状況、製造所で実施している異物混入対策等について、調査が行われました。

調査の結果、立入時の施設内外の清掃状況は良好で、また、定められたルールどおりに異物混入対策が実施されていることが確認されました。これらの状況及び当該原材料が釜に投入されるまで口が縛られた状態であることから、入荷から調理開始までの間に、非意図的に異物混入が起こる可能性は低いと考えられました。また、当該製造日前後に製造所内で特別な事案等は確認されておらず、意図的な混入が行われた可能性を示唆するものは確認できませんでした。なお、当該製造所において、たばこ関連の異物混入事例はこれまでに一度もないとのことでした。

(2) 納品事業者 (B) の製造工場への立入調査

異物混入の原因究明の観点で、原材料の受け入れから出荷時までの検品体制、コンテナの清掃管理、喫煙者の状況、HACCPに基づく衛生管理等について、調査が行われました。

調査の結果、当該異物混入に繋がる状況は確認されず、施設内でたばこが混入する可能性は低いと考えられました。しかし、仕入れ段階で異物の混入があった場合、当該施設で作業時に異物を除去できなかった可能性を踏まえた指導がされました。

(3) じゃが芋仕入れ先 (C) への立入調査

作業工程、配送時の状況、コンテナや従業員の衛生管理、喫煙者の状況等について、調査が行われました。

調査の結果、作業工程中、当該じゃが芋が、袋から開封されている場所は下処理エリアのカット作業及び計量作業中のみであり、また、作業内容は原料をテーブルの上にあけ、まな板包丁を用いて手切りでカットする非常に細かな作業でした。主に4名で同様の作業を行っており単独で作業することはありませんでした。作業服にポケット等ではなく、下処理エリアへの私物の持ち込みはありませんでした。以上のことから、製品中にたばこが混入する可能性は低いと考えられました。当該製品の加工中は、常に内部の従業員が複数人で作業しているため、外部から不審者等が侵入し、異物を混入させる可能性はありません。また、当該製品は、出荷まで最大3日間、1階又は2階の仕分けエリア（冷蔵庫）内に保管されていましたが、24時間体制で自社の仕分け担当者がおり、また、外部からは二重の扉となっているため、不審者等が侵入し、異物を混入させる可能性は低いと考えられました。

4 調査結果と今後の安全対策

給食調理製造事業者 (A) 及び納品事業者 (B) への聞き取りや関係自治体の保健所の調査報告書等を通じて、給食調理製造事業者 (A) 及び納品事業者 (B)、じゃが芋仕入れ先 (C) ともに改めて工程を詳細に確認しましたが、たばこの吸い殻が釜に入った直接の原因は特定できませんでした。教育委員会では、次の対策が徹底できるよう工場に立ち入り、混入等の起り得るリスクの洗い出しを行い、本市の栄養士による定期巡回指導等で継続的に確認、指導し、再発防止に努めてまいります。

(1) 未然に混入を防ぐ対策

ア 検品方法の改善

給食調理製造事業者 (A) では、施設内で異物混入が起り得るリスクを改めて洗い出した上で、HACCPに基づく衛生管理の衛生管理計画を見直し、「検品」を重要管理点に追加しました。検品の手順書について、一部手順書等のない工程については、新たに手順書を作成しました。

納品事業者 (B) では、異物混入防止の目視点検について、手順書を作成し、検品方法を見直すほか、出荷時の混入対策を徹底します。

イ 製造工程中の目視点検強化

給食調理製造事業者及び納品事業者とともに、作業工程上、点検を行うタイミングを明確にし、作業衣や食材、設備機器への異物付着がないかの確認をする目視点検を強化します。

ウ 従業員への衛生教育

給食調理製造事業者及び納品事業者とともに、HACCPに基づく衛生管理の衛生管理計画の内容や従事する工程の作業手順を理解し、業務に従事することができるよう、衛生教育を計画的に行なうようにします。また、教育委員会から給食調理製造事業者に対し年2回実施している衛生管理研修会で、従業員への衛生教育内容充実のフォローアップを行います。

エ フードディフェンスの考え方に基づく対策

衛生管理の観点による検品の強化や従業員への衛生教育に加え、危機管理の観点からフードディフェンスの考え方に基づき、風通しの良い職場環境づくりや防犯カメラの設置を行います。

(2) 事故が起ってしまった場合の対策

ア 従業員への再教育

給食調理製造事業者及び納品事業者とともに、異物混入の経緯や今後の対策等について全従業員へ周知するとともに、衛生管理について再教育を行います。

イ 夜間及び早朝トラブル発生時の緊急連絡体制（別添資料1参照）

給食調理製造事業者での夜間及び早朝トラブル発生時に即座に対応できるよう、健康教育・食育課の緊急連絡体制を整備しました。また、当該給食調理製造事業者は、再発防止策への助言等を受けるため、所管の保健所に報告を行うこととしました。

ウ 学校・保護者・生徒への連絡（別添資料1参照）

今後、学校到着前の段階（検収時・調理時）で異物を発見し、生徒の喫食に影響がある場合には、その時点でお把握している情報を整理し、給食提供可否を含め学校へ連絡を行います。学校は、大事な情報を適切に伝えられるよう、学校ごとの方法で生徒へ伝えることができるようになります。

5 警察への被害届について

通常の衛生管理をしっかりと行っている中での混入で、原因が特定できないことを重く受けとめ、この度、改めて警察へ相談いたしました。その結果、「事件性を疑うような証拠がない状況では警察での対応は難しい。」とのことでした。今回の相談により、新たな証拠の提示ができないことから、警察への被害届は提出しておりません。

6 本件に対する第三者（有識者等）の意見（報告書参照）

今回の件や、本市の調査及び今後の対策について、大量調理を行っている民間事業者（コンビニエンスストア事業者）や、食品衛生分野におけるアドバイザリーを行っている民間事業者からご意見をいただきました。

7 令和8年度以降の衛生管理について（報告書及び別添資料2参照）

令和8年度以降の食材の一括調達や衛生管理について、現在の検討状況や考えについてまとめました。

（附属機関からの主な意見）

横浜市市有地を活用した中学校給食事業検討部会（横浜市学校保健審議会条例第6条の2に基づく部会）において、令和6年1月16日（火）に本件を踏まえた「令和8年度以降の衛生管理に関する意見聴取及び意見交換」を行いました。

【主なご意見】（抜粋）

- ・異物混入事例の情報は集積し、防止対策とともに、全ての給食調理製造事業者で共有が必要
- ・フードディフェンスの観点で、従業員への衛生教育、コミュニケーションの活性化、風通しの良い職場環境づくり等が重要
- ・異物混入発生時における工場内での確実な報告体制を構築すること
- ・異物混入発生時とその対策を含め、各事業者はHACCPに基づく衛生管理の確実な実施が重要

中学校給食の安全対策に関する取組状況について（追記版）

令和5年11月16日に「中学校給食の安全対策に関する取組状況について」教育委員会定例会で御報告をいたしましたが、一部未記載の内容がありましたので、関係自治体の保健所の調査報告書を基に、改めて確認し、追記するとともに、新たに確認した事項について、報告いたします。

なお、資料作成あたっては、関係する自治体の保健所の報告書及び有識者等の意見を参考にしました。さらに、「12 令和8年度以降の衛生管理」につきましては、本市の附属機関である横浜市学校保健審議会条例第6条の2に基づく部会（横浜市市有地を活用した中学校給食事業検討部会）、にてご審議いただきました。

今回の事案を教訓に、今後の安全対策・危機管理を徹底し、安心して給食をご利用いただけるよう再発防止に努めてまいります。

下線：新たに把握した情報

(赤字)：追記した情報

1 中学校給食において副菜提供中止に至った件について

1 概要

令和5年10月5日の給食で提供を予定していた「粉ふき芋」について、給食調理製造事業者（A）が調理をする際に食材であるじゃが芋からたばこの吸い殻が発見されたため、全学校において粉ふき芋の提供を中止した旨、令和5年10月5日に記者発表を行い、第一報でお知らせしました。

2 提供ができなかった学校数及び注文数（教職員は除く）

学校数：
 ・中学校 給食実施校 全144校のうち、139校
 ・小学校等 給食室改修期間中の小学校、試食会実施校 全8校
 注文数：29,877食

3 具体的な状況

令和5年10月5日（木）

4時00分頃 給食調理製造事業者（A）が調理をする際に、食材であるじゃが芋を茹でている釜の中からたばこの吸い殻を発見。

8時50分頃 給食調理製造事業者（A）から本市に報告。

（異物はたばこのフィルターと巻紙部分であり、フィルター部分が焦げるほど短くなっていた。）

9時00分 健康教育・食育課において、当該じゃが芋について、すべての給食調理製造事業者（4社）が同じ納品事業者（B）から納品されていることを確認。

すべての製造事業者へ、直ちに連絡をし、粉ふき芋の調理・盛付中に異常がなかったことを確認。

9時30分 健康教育・食育課において、粉ふき芋の提供中止を決定。すでに給食の盛り付けは終了しているため、全校にメールを送信し、さらに電話にて粉ふき芋を喫食しないように連絡（※）。

16時00分 本件について、保護者宛にメールを順次送付。同内容を、学校を通じて保護者宛に文書を配布依頼（※）。

*事案を受け、原因究明を進めることとし、当該納品事業者（B）からの食材調達は、念のため止める。

（※）学校及び保護者・生徒への連絡について

（1）学校への連絡について

8時50分頃に異物が発見され取り除き、当該じゃが芋は全量廃棄したと給食調理製造事業者（A）から連絡があったため、影響がある可能性も考慮し、学校へ粉ふき芋を喫食しないようにメール及び電話をしました。その後、関係各所と情報を整理し、異物がたばこの吸い殻だということを含めた本件の概要及び保護者宛の文書を16時25分頃にメールで連絡をいたしました。

（2）保護者への連絡について

学校へ10月5日16時25分頃にメールで連絡し、それ以降学校が保護者へお伝えしています。また、同内容を中学校給食のサポートセンターより10月5日19時頃からメールで順次送付し、20時50分頃に送信が完了しています。

（3）生徒への連絡について

生徒への連絡は、健康教育・食育課が学校へメール及び電話連絡を行った後、学校において、校内放送や担任の先生からの連絡などによって、昼食時間までに、異物混入の恐れがあるため、粉ふき芋を食べないように連絡をしました。後で、一部の生徒が喫食してしまったということを聞きましたが、健康被害の報告はありません。

4 提供中止後の対応について

- ・10月5日 関係自治体の保健所（以下、保健所）が納品事業者（B）の製造工場へ立入調査
- ・10月6日 健康教育・食育課が納品事業者（B）及び給食調理製造事業者（A）へ聞き取り
保健所及び健康教育・食育課が給食調理製造事業者（A）の製造工場へ立入調査
- ・10月10日 健康教育・食育課が給食調理製造事業者（A）の製造工場へ立ち入り、衛生指導
保健所が納品事業者の「じゃが芋仕入れ先（C）」へ立入調査

5 健康教育・食育課の聞き取り調査結果について

【関係事業者の概要】

・給食調理製造事業者（A）

横浜市の給食調理・配送等業務を受託している事業者。4社いるうちの1社。

・納品事業者（B）

- ① じゃが芋仕入先（C）から外注品を受け入れ、検品後、チラー水（食品冷却水）を張った袋に詰めなおす
- ② 事業者（D）より仕入れたじゃが芋（皮なし）をカットする
- ③ 事業者（E）より仕入れたじゃが芋（皮つき）を洗浄後、皮を剥き、カットする

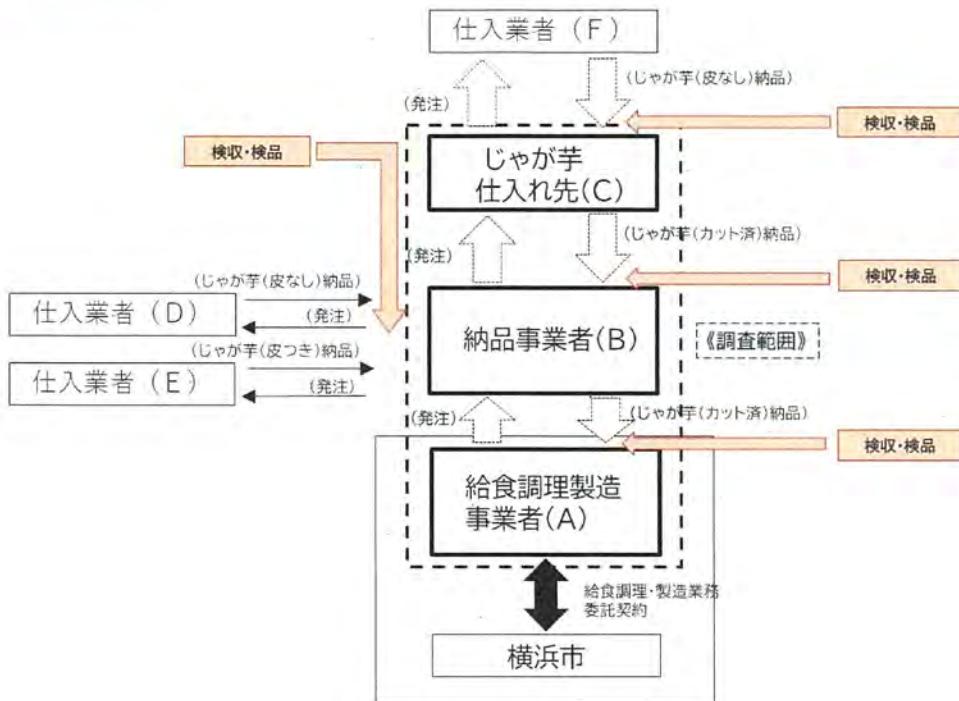
給食調理製造事業者（A）への納品は①が大半を占めている。

・じゃが芋仕入先（C）

事業者（F）よりじゃが芋（皮なし）を仕入れ、カットする。

※事業者（D）、（E）、（F）はカット加工を行う前のじゃが芋を扱っており、この段階で混入した異物については、（B）又は（C）のカット時に発見されると考えられることから、（D）、（E）、（F）については調査を行っていません。

【関係事業者の関係図】



(1) 給食調理製造事業者 (A)への聞き取り

全ての工程で検証・確認を行い、考え得る原因は特定できなかった。

- ・調理員（社員）の白衣にポケットはない。
- ・パート従業員用の着衣にはポケットはあるが、メモ帳とペン以外の私物の持ち込みはない。また、盛り付けを担当しており、検品、調理は担当していない。
- ・喫煙者は、全従業員のうち 19 名いる。
- ・粉ふき芋の調理は 2 つの釜で行っており、当日たばこの吸い殻が見つかった釜の調理員は喫煙者ではない。もう一方の釜の調理員は喫煙者だが、電子たばこを使用していた。当該じゃが芋を検品した者は喫煙者だが電子たばこを使用していた。
- ・検品担当者は 13 人在籍しており、1 日 8 人程 3 パターンの勤務形態により出勤している。出勤してから 12 時までは調理室で調理後の清掃を行い、その後、検品作業を行う。
- ・検品方法については、作業場の壁に掲示があり担当者が確認できるようになっている。納品時に何らかの問題があった場合の返品や廃棄方法について記載がなかった。
- ・防犯カメラは調理場ではなく、敷地内に 3 か所（納品口、製造所の入口、駐車場）あり、不審者の出入りは確認されていない。

(2) 納品事業者 (B)への聞き取り

全ての工程で検証・確認を行い、考え得る原因は特定できなかった。

- ・作業員の白衣にポケットはなく、ロッカーの鍵以外の私物の持ち込みはない。
- ・従業員の喫煙者や銘柄を記録管理しているが、当該異物と同じ銘柄のたばこの喫煙者はいない。
- ・配送は外注しており、ドライバーは日によって替わることもある。当該異物混入のあったじゃが芋の担当ドライバーは喫煙者だったが、当該異物の銘柄のたばことは異なった。
- ・じゃが芋は水に浸かった状況で納品され、加工後も水に浸かったまま出荷している。検品後のじゃが芋は、加工場内で一度水を張ったバットにあけ、異物の有無を確認している。もし異常があった場合は、この時点でザルですくって除去している。
- ・防犯カメラは敷地内に 4 か所（会社敷地入口、配送車入口、原料庫入口、工場入口）あり、不審者の出

入りは確認されていない。

(3) ジャガ芋仕入れ先(C)への聞き取り(納品事業者(B)を通じて確認)

・ジャガ芋仕入先(C)において、納品事業者(B)へ納入するジャガ芋をカットする作業を10月1日から3日まで行っていた。このうち、保健所が確認していた同じ銘柄のたばこの喫煙者は、2日と3日に出勤していたが、ジャガ芋をカットする部屋とは別室で横浜市の給食で使用するものとは関係のない人参、かぼちゃのカットに従事していた。

【時系列詳細(健康教育・食育課聞き取り調査及び保健所調査報告書をもとに作成)】

日時	場所	主な内容	
10月1日~3日	ジャガ芋仕入先 (C)	3日に出荷するジャガ芋の加工 出荷まで最大3日間、1階又は2階の仕分けエリア(冷蔵庫) 内に保管 →その後、3日に納品事業者(B)へ出荷	
10月2日	納品事業者 (B)	ジャガ芋(皮つき)の洗浄	
10月3日	納品事業者 (B)	ジャガ芋(皮つき)の皮むき・ カット作業、ジャガ芋(皮なし) の受領・カット作業	ジャガ芋外注品を仕入先 (C) から受領し、検品を行いながら 計量し、袋入れを行う。
10月4日 午前8時10分出発	納品事業者 (B)	調理製造事業者 (A)へジャガ芋を出荷	
10月4日 午前9時30分	調理製造事業者 (A)	納品事業者 (B)からジャガ芋を受領。受領時に匂い、色、温度、 賞味期限を実施したが異常は見られなかった。	
10月4日 午後1時00分	調理製造事業者 (A)	納品コンテナから自社の仕込みコンテナに袋ごと移す際にコンテナ内や納品袋の外側に虫や異物の付着がないか確認してから食材を移し原材料冷蔵庫で保管。特に異常は見られなかった。	
10月5日 午前2時30分 ~午前4時00分	調理製造事業者 (A)	調理担当者2名(ともに社員)がジャガ芋を原材料冷蔵庫より 釜前まで移動。袋を持ち上げて外側を確認したが、異物の付着 は見られなかった。 調理担当者2名が2つの釜(①②)を同時に各3回使用して加熱調理を開始した。	
【異物発見時の状況】		1回目の調理中には異常なく、午前4時頃、2回目のジャガ芋の下茹で中に①の釜の中よりたばこの吸殻を発見し調理中断。その後、調理責任者へ報告。 当該釜内のジャガ芋は調理を中止し、調理品に使用するものは異なるバットに移し、隔離保管した後に廃棄した。当該釜は、次の調理のため洗浄したが、釜の底に敷く網や排水溝の網にも異物は確認されなかった。 異物発見前に既に調理済であった1回目の調理品は、既に冷却バットに移していたため、ビニール手袋をして手作業でかき分けて目視確認したが異物は発見されなかった。②の釜の2回目及び①と②の釜の3回目の調理時には、釜の中を大へらでよく	

		かき混ぜ、異物の発見に努めたが発見されなかった。
10月5日 午前8時50分	調理製造事業者（A）	調理製造事業者（A）から本市（教育委員会）に報告あり。 ↓ その後の経過は、本資料1-3のとおり。

6 保健所による立入調査結果について（保健所調査報告書を確認し、作成）

（1）給食調理製造事業者製造工場（A）への立入調査

当該異物混入の可能性の有無等の確認のため、粉ふき芋の製造工程、当該原材料の検品時の状況及び保管状況、異物を発見した際の状況、製造所で実施している異物混入対策等について、保健所による調査が行われました。

ア 粉ふき芋の製造工程

- ・じやが芋の入った袋の口を開け、回転釜へ中身を全て投入
→釜の底コックを外し、液体を排水溝へ捨てる
→釜に設置された蛇口を開き、じやが芋が浸かる高さまで水を張る
→下茹でのため加熱
この際、合成樹脂製の大へらでじやが芋を攪拌する ←異物発見
→下茹で完了後、湯を抜き再加熱して水分を飛ばす
→塩・胡椒を振り入れて味付け
→バットに移し放冷
→盛付室へ移動

イ 当該原材料の検品時の状況及び保管状況

- ・鍵のかかった入荷口から入荷し、その場で検収作業が行われる。
- ・検収担当者が納入されたうちの1袋を開封し、官能検査等を実施。併せて異物の有無についても確認を行う。当該じやが芋については、異常がなかったことを確認した。なお、検収した袋は再度、口を縛る。
- ・受入れ後、下処理室に運び、仕込み担当が仕入業者のコンテナから自社のコンテナへ移し替える。この際、納品袋の外側に異物を発見した場合には、作業指示書（仕込み）の備考欄に記載するが、当該じやが芋については、異物はなかったことを確認した。
- ・移し替えた後は隣接する原材料冷蔵庫において、調理を開始するまで保管する。移し替えた後の仕入業者のコンテナは入荷口の屋外に置く。自社のコンテナは洗浄室で洗浄し、乾燥する。自社コンテナは作業前に必要な分だけ運び出し使用している。
- ・なお、翌日の調理担当者も釜へ原材料を投入する直前に、納品袋の外側に異物が付着していないかを持ち上げて目視点検する手順となっており、これに関する記録はなかったが、聞き取りの結果、異物は発見されていないとのことであった。

ウ 異物を発見した際の状況

- ・令和5年10月5日午前2時30分頃、調理担当者2名（ともに社員）が2つの釜（①②）を同時に各3回使用して加熱調理を開始した。
- ・1回目の調理中には異常なく、午前4時00分頃、2回目のじやが芋の下茹で中に①の釜の中で異物（たばこのフィルターと巻紙様のもの。中身の刻みたばこ葉は確認されていない。）が浮上しているのを発見した。
- ・当該釜内のじやが芋は調理を中止し、調理品に使用するものとは異なるバットに移し、隔離保管した後に廃棄した。当該釜は、次の調理のため洗浄したが、釜の底に敷く網や排水溝の網にも異物は確認

されなかった。

- ・異物発見前に既に調理済であった1回目の調理品は、既に冷却バットに移していたため、ビニール手袋をして手作業でかき分けて目視確認したが異物は発見されなかつた。②の釜の2回目及び①と②の釜の3回目の調理時には、釜の中を大へらでよくかき混ぜ、異物の発見に努めたが発見されなかつた。

製造回数	釜番号	異物発見後の措置
1回目	①	冷却用バットに保管中。
	②	目視で異物の有無確認。異常なし。
2回目	①	異物発見。製造中止して廃棄。
	②	調理時、釜の中で大へらを用いてよくかき混ぜ、異物の有無確認。異常なし。調理継続。
3回目	①	同上
	②	

エ 異物混入対策（主なもののみ抜粋）

- ・製造室内には、メモ帳以外の私物の持ち込みを禁止している。
- ・製造室内に入る従業員の作業着は上下セパレートタイプの白衣である。
社員の白衣にポケットは無いが、パート従業員用のズボンの右臀部1か所にはポケットがある。その上に着るエプロンにはポケットはない。特に異物混入防止を徹底するため、いずれの作業部署においても食材変更毎に身だしなみチェックを2人1組で行い、食品等の衣類への付着がないことを確認している。白衣は1日の作業後に回収され、翌日は新しいものを使用する。エプロンは製造室内で洗浄、保管し継続使用する。
- ・従業員が更衣室や休憩室から製造室に入室する際、必ずエアシャワーを通るルールとなっている。
- ・調査時、敷地内で喫煙室以外にたばこの吸い殻等が落ちている様子は確認できなかつた。
- ・会社として喫煙者の把握（銘柄等含む）はしていないが、検収担当者に喫煙者はおらず、調理担当者の1名（①釜の担当者）は喫煙者ではなく、もう1名（②釜の担当者）は喫煙者と認識している。

【管轄保健所による結論】

調査の結果、立入時の施設内外の清掃状況は良好であった。また、定められたルールどおりに異物混入対策が実施されていることが確認された。これらの状況及び当該原材料が釜に投入されるまで口が縛られた状態であることから、入荷から調理開始までの間に、非意図的に異物混入が起こる可能性は低いと考えられた。

また、当該製造日前後に製造所内で特別な事案等は確認されておらず、意図的な混入が行われた可能性を示唆するものは確認できなかつた。なお、当該製造所において、たばこ関連の異物混入事例はこれまでに一度もないとのことだった。

外部からの人為的混入の可能性については、製造所内には防犯カメラが3か所（納品口、製造所の入り口、駐車場）あるが、不審者の出入りは確認されていない。

次の6点について、指導・助言を行つた。

- ・各工程の作業内容について、具体的な基準が文書で取り決められていないことから、手順書等において文書化し、標準化すること
- ・製造所内での非意図的及び意図的な混入を防衛する手段として、本事案の周知や目視確認強化のための具体的な方策等について検討すること
- ・異物混入等の異常発生時について、記録を作成し保管すること
- ・本件発生による原材料の変更等、諸々の変更に伴う二次的な事故が発生しないよう必要な注意を払

うこと

- ・同様苦情があった際は速やかに当所あて連絡すること
- ・引き続き、異物混入対策を含めた一般衛生管理の徹底に努めること

(2) 納品事業者製造工場（B）への立入調査

異物混入の原因究明の観点で、「原材料の受け入れから出荷時までの検品体制」、「コンテナの清掃管理」「喫煙者の状況」「HACCPに基づく衛生管理」等について、保健所による調査が行われました。

ア 原材料の受け入れから出荷時までの検品体制

- ・外注したじゃが芋、自社でカットしたじゃが芋ともにチラー水を入れた番重（プラスチック製のコンテナ）にダイスカットされたじゃが芋（以下、「ダイス」）を入れた後、ザルですくいながら計量を行っておりその際に目視点検を行っている。
- ・ダイスの量に対してチラー水が多く、浮力のある異物であれば浮いてくることが想定されるが、異物が沈んでいた場合、ザルにすくう量が多く（2kg）、内部のダイスの目視点検が十分でない可能性がある。
- ・給食の多くは、①外注したじゃが芋を使用しているが、端数分は②内製品（皮なし）でまかない、さらに不足している場合は③内製品（皮つき）も使用する。①→②→③の順番で作業を行うため、①と②、②と③が混ざったとしても1袋ずつのみ。
- ・当該品はチラー水と合わせて包装しているため金属探知機は通過していない。
- ・X線探知機は使用なし。

イ コンテナの清掃管理

- ・納品用コンテナは、納品事業者製造工場（B）、納品先、配送会社（トラック荷台含む）を回っており、納品事業者製造工場（B）以外での管理状況は把握していない。また、使用前に必ず洗浄しているわけではなく、不定期に洗浄している状況。
- ・屋内用番重は、内容器洗浄室にて、自動洗浄機で毎日洗浄し、洗浄前の番重と分けて、管理通路にて保管している。

ウ 喫煙者の状況

- ・喫煙所は休憩室内に完全区画にて設けられている。
- ・喫煙者のリスト及び喫煙室の入退室記録（タイムカード打刻）があり、品質管理担当が喫煙者全員に聞き取りを行ったところ今回の異物の銘柄を服用している人はいないことを確認していた。
- ・作業室内、出荷室のほか機械室等にも吸い殻や灰皿容器等の喫煙した痕跡は見られず、調理従業員以外の設備補修の技師等も同じ入室ルールで従事している。
- ・喫煙室以外の敷地内は禁煙としており、配送会社のドライバーにも周知していた。

エ HACCPに基づく衛生管理

- ・HACCPに基づく衛生管理を実施している。
- ・ダイスの衛生管理計画はなく、工程や危害が同じにんじん角切りの衛生管理計画で代用している。危害要因分析一覧のなかで異物混入を危害として挙げているが、対応する手順書の作成はしていなかった。

オ 従業員の衛生管理

- ・私物の製造室への持ち込みは制限されており、ロッカーの鍵のみとしている。
- ・上下セパレート、ポケットなしの白衣、帽子、マスク、手袋を着用している。
- ・月1回品質管理担当が従業員全員の持ち物や身だしなみの抜き打ち検査を実施しており、過去にたばこの持ち込み等の発見はなかった。

【管轄保健所による結論】

調査の結果、当該異物混入に繋がる状況は確認されず、施設内でたばこが混入する可能性は低い。しかし、仕入れ段階で異物の混入があった場合、当該施設で作業時に異物を除去できなかつた可能性を踏まえ、次の6点について、指導事項とした。

- ・HACCPに基づく衛生管理の衛生管理計画のうち、異物混入に関しては「危害分析表」で危害として挙げているものの、一部手順書等のない工程もあるため、危害としての異物混入について再度、重篤性等を分析、検討し手順書等を定めること。
- ・製造室内及び製造室周辺（出入庫エリアを含む）の異物となりうるものがないか再度点検し必要に応じて対策を講じること。
- ・加工時、製造時、入庫時、出荷時の目視の点検を徹底すること。
- ・従業員の製造室持ち込み品、着衣の規程等の衛生管理を徹底するとともに、従業員教育を行うこと。
- ・外注品についても取引先の衛生管理状況を確認すること。
- ・今回の件を受けて改善を図ったこと等について報告書を保健所あて提出すること。

その後、10月13日に改善に係る報告書を保健所が受理し、同日、指導に対する改善状況の確認を行い、HACCPに基づく衛生管理の衛生管理計画書作成、工場内の異物の有無についての再点検、全工程の目視点検の徹底、従業員の衛生教育の再徹底、取引先の衛生状況の確認、屋内用番重の洗浄手順書作成（予定）等が改善されていることを確認した。再度の製造室内を監視するなかで異物となりうるのは確認できなかつた。

(3) じゃが芋仕入れ先（C）への立入調査

「作業工程」「配送時の状況」「コンテナや従業員の衛生管理」「喫煙者の状況」等について、保健所による調査が行われました。

ア 作業工程

- ・原材料である皮むきじゃが芋は仕入れたコンテナに入ったまま、原料庫で保管され、製造時に工場内で使用するコンテナに移し替えられ、下処理エリアに運ばれる。
- ・下処理エリアにて、仕入れ品の袋の水を捨てながら皮むきじゃが芋をテーブルの上にあける。
- ・1テーブル4名でまな板、包丁を使用しダイスにカット。随時、チラー水を張った製品用コンテナに移し替える。その際、腐敗や変質部分を取り除く。
- ・ザルにあけ、水切りしたのち、合成樹脂製袋に入れ計量台に乗せ5kgに計量する。
- ・計量後、袋に氷とチラー水を入れ、袋の口を手で縛る。
- ・機械エリア、計量エリアを通過し、仕分けエリア内で金属探知機にかける。出荷用コンテナにあらかじめ合成樹脂製袋を広げ、5kgの製品を2個入れ、まとめて袋の口を手で縛る。
- ・仕分けエリア内にて、出荷用コンテナをパレットに4～5段積み、1階及び2階の仕分けエリア内（冷蔵）で出荷まで保管される。

イ 配送時の状況

- ・10月3日は自社ドライバーが自社トラックにて納品事業者（B）に配送していた。出荷時は仕分け担当者が油圧式手押し車で1階搬出口までもっていき、ドライバーがフォークリフトで冷蔵トラックに積み込んでおり、製品が屋外で放置されることはない。また、納品事業者（B）に搬送する前に別の納品先2か所に納品しているが、納品先の敷地内で荷の受け渡しをしており、ドライバーがトラックから離れることはなかつた。

ウ コンテナ等の管理

- ・出荷用コンテナは屋外スペースで高压洗浄機を用い洗浄し、軒下で乾燥させ、仕分けエリア内に持ち

込んでいる。

- ・製品用コンテナは、加工室内のみで使用し、下処理エリアで洗浄・消毒を行っている。

エ 従業員の衛生管理

- ・加工室の私物の持ち込みは禁止
- ・上下セパレート、ポケットなしの白衣、帽子、マスク、手袋を着用
- ・私服を更衣室で作業服に着替え、内部部署ごとに色分けした前掛けを着用
- ・加工室への入室は、ローラー、手洗い、アルコール消毒、エアシャワーののち入室し、加工室内入口で青いニトリル手袋を着用
- ・作業部署ごとの従業員の行き来は、製造品を手作業で運ぶ場合のみあるが、作業の混在はない。
- ・当該品を配送したドライバーは、喫煙者であるが、電子たばこを使用している。

オ 喫煙状況

- ・喫煙所は屋外に設置されており、喫煙する場合は着替えて私服になり、靴を履き替え、屋外に出る必要があった。
- ・工場長は従業員内の喫煙者は把握していたが服用銘柄は把握していなかった。立入時に一部の喫煙者に吸っている銘柄を確認したところ当該銘柄を常用している喫煙者が確認された。
- ・建物内にはたばこ及びたばこの吸い殻等はなかった。

【管轄保健所による結論】

作業工程中、当該じゃが芋が、袋から開封されている場所は下処理エリアのカット作業及び計量作業中のみであった。また、作業内容は原料をテーブルの上にあけ、まな板包丁を用いて手切りでカットする非常に細かな作業であった。主に4名で同様の作業を行っており単独で作業することはなかった。作業服にポケット等ではなく、下処理エリアへの私物の持ち込みはなかった。

以上のことから、製品中にたばこが混入する可能性は低いと考えられた。

当該製品の加工中は、常に内部の従業員が複数人で作業しているため、外部から不審者等が侵入し、異物を混入させる可能性はない。また、当該製品は、出荷まで最大3日間、1階又は2階の仕分けエリア（冷蔵庫）内に保管されていたが、24時間体制で自社の仕分け担当者がおり、また、外部からは二重の扉となっているため、不審者等が侵入し、異物を混入させる可能性は低いと考えられた。

次の7点について、指導事項とした。

- ・衛生管理計画の危害要因の異物混入について、改めて危害要因分析を行い、管理計画及び手順書の見直しを検討すること。
- ・製品の口は、手で縛ってあるのみであり、食品防御の観点から、不可逆的な結束方法を検討すること。
- ・じゃが芋の作業手順書と、実際の作業場所が一致していないため、実際の作業内容に合わせ手順書を訂正すること。
- ・衛生管理計画の場所等の呼称が統一されていないため、文言の定義を見直し、衛生管理計画を訂正すること。
- ・従業員の喫煙について、喫煙場所、時間、保管場所等の明確なルールを設け、明文化すること。
- ・上記内容及び、異物混入の重大性について、改めて従業員教育を徹底すること。
- ・上記指導事項について報告書を提出すること。

その後、改善に係る報告書を保健所が受理することとなっています。

(注) チラー水とは食品を冷やすための衛生的に管理された水のことです。

7 健康被害について

(1) 健康被害について

ニコチン等の有害物質により症状が出るとすれば、当日のうちに発症することが予想され、翌日を含めた2日くらいの間に、何も症状がなく、日常生活上にも問題がないことを確認しています。これらのことから、結果的に、盛り付けられた粉ふき芋による健康被害はなかったと考えています。

(2) 検査結果について

10月5日に盛り付けが行われた粉ふき芋について、各社1検体ずつ計4検体抽出し、ニコチンが含まれるかどうか検査を教育委員会において実施しました。その結果、全検体において、ニコチンは検出されませんでした。

8 10月5日の給食費の取扱いについて

たばこの吸い殻という重大な異物の発見に伴い、未然に取り除いたものの、影響がある可能性も考慮し、予定していた献立（粉ふき芋）を提供できなかつたため、10月5日の給食費をお支払いいただいた方に対し、275円分のポイントバックを行いました。

(1) ポイントバックに要した金額

- ・中学校：6,550,775円
 - ・給食室改修期間中の小学校：462,000円
- 合計：7,012,775円

(2) 予算の取扱いについて

令和5年度一般会計歳出第15款7項3目中学校給食事業費において、給食の提供ができなかつた際にポイントバックを行うための予算を計上しており、今回のポイントバックについても当該予算から支出しています。

9 調査結果と今後の安全対策

給食調理製造事業者（A）及び納品事業者（B）への聞き取りや関係自治体の保健所の調査報告書等を通じて、給食調理製造事業者（A）及び納品事業者（B）、じゃが芋仕入れ先（C）ともに改めて工程を詳細に確認しましたが、たばこの吸い殻が釜に入った直接の原因は特定できませんでした。教育委員会では、次の対策が徹底できるよう、工場に立ち入り、混入等の起こり得るリスクの洗い出しを行い、本市の栄養士による定期巡回指導等で継続的に確認、指導し、再発防止に努めてまいります。なお、10月6日以降、当該納品事業者（B）からの食材調達を止めていましたが、状況確認及び今後の衛生管理体制等を踏まえ、16日（月）以降の制限を解除しました。

(1) 未然に混入を防ぐ対策

ア 検品方法の改善

給食調理製造事業者（A）では、施設内で異物混入が起り得るリスクを改めて洗い出した上で、HACCPに基づく衛生管理の衛生管理計画を見直し、「検品」を重要管理点に追加しました。検品の手順書について、一部手順書等のない工程については、新たに手順書を作成しました。

具体的には、じゃが芋のようにカットした後、水に浸かって袋詰めした状態で納品される食材の検品手順について、調理前に下処理室のシンクで1袋（5kg）ずつザルにあけて水気をきり、両手に乗る程度の少量ずつ異物や傷みがないか目視確認をしながらビニールシートを敷いた調理用コンテナに移し替えることとしました。移し替えた後はビニールシートで覆い、6～8コンテナ程度重ね、調理まで原材料保管用冷蔵庫で保管します。

管理状態については工場の衛生管理責任者が日常的に点検記録を行うとともに、本市の栄養士による

工場巡回指導、管理記録書類等により確認します。

納品事業者（B）では施設内で異物混入が起り得る状況を再点検しました。その結果、異物混入防止の目視点検について、手順書を作成し、野菜を検品する際に野菜が重ならないように広げ、異物がないか確認する新たなルールを設けたほか、出荷時、納品時ともに、日時、担当者名を記録するように改めました。また、出荷時に搬送用コンテナ内に異物がないことを確認するとともに、食材を入れた包装材をコンテナ内に直接置かず、毎回新しいビニールを敷く対策を徹底し、異物の混入を未然に防ぎます。

HACCP（※）に基づく衛生管理について

全ての調理製造工場において、HACCPに基づく衛生管理体制を遵守できるよう、本市による衛生指導に取り組んでいます。

具体的には、事業者は、食品衛生法施行規則に定められた衛生管理に関する基準に従い

- ① 衛生管理計画を作成し、食品等取扱者や関係者に周知徹底を図ること。
- ② 公衆衛生上必要な措置を適切に行うための手順書を必要に応じて作成すること。
- ③ 衛生管理の実施状況を記録し、保存すること。
- ④ 衛生管理計画及び手順書の効果を検証し、必要に応じてその内容を見直すこと。

これらの内容の全体を総称して「HACCPに基づく衛生管理」と呼ばれています。

HACCPに基づく衛生管理の実施にあたって、認証や承認の取得は必要ありません。認証状況については、保健所等が通常の定期立入検査や営業許可の更新等の際に衛生管理計画の作成や実施がなされているか監視、指導することとなっています。ただし、事業者によっては民間機関の認証を任意に取得している場合があります。

（※）HACCPとは

食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法（厚生労働省HPより）

イ 製造工程中の目視点検強化

給食調理製造事業者及び納品事業者とともに、作業工程上、身だしなみ点検時、設備機器使用前の点検時、食材投入時、盛付時といった確認タイミングを明確にし、作業衣や食材、設備機器への異物付着がないかの確認をする目視点検を強化します。

ウ 従業員への衛生教育

給食調理製造事業者及び納品事業者とともに、HACCPに基づく衛生管理の衛生管理計画の内容や従事する工程の作業手順を理解し、業務に従事することができるよう、衛生教育を計画的に行うようにします。日常的にも全従業員に異物混入のヒヤリハット事例を共有し、検品や作業中の目視点検の重要性を認識できるようにします。また、教育委員会から給食調理製造事業者に対し年2回実施している衛生管理研修会で、従業員への衛生教育内容充実のフォローアップを行います。

エ フードディフェンスの考え方に基づく対策について

衛生管理の観点による検品の強化や従業員への衛生教育に加え、危機管理の観点からフードディフェンスの考え方に基づく対策についても実施します。具体的には、責任者と従業員が定期的に面談の機会を設けるなどコミュニケーションを活性化し風通しの良い職場環境づくりに努めるほか、防犯カメラによる記録の徹底など、事業者に対して指導を行っていきます。

なお、防犯カメラについては、給食調理製造事業者（4社）及び納品事業者（B）ともに施設内に設置する方向で調整中です。

【防犯カメラの設置状況について】

- ・給食調理製造事業者（4社）について

4事業者のうち、2事業者については従前から工場内に防犯カメラが設置されています。残りの2事業者については、3月までに設置の方向です。

- ・納品事業者（B）について

今回の件を受け、3月中に工場内に防犯カメラを設置する予定です。

(2) 事故が起こってしまった場合の対策

ア 従業員への再教育

納品事業者及び給食調理製造事業者とともに、異物混入の経緯や今後の対策等について全従業員へ周知するとともに、衛生管理について再教育を行います。

イ 夜間及び早朝トラブル発生時の緊急連絡体制（別添資料1）

給食調理製造事業者での夜間及び早朝トラブル発生時に即座に対応できるよう、健康教育・食育課の緊急連絡体制を整備し、万が一、安全の確認がとれず健康被害の可能性がある異物混入等の事故が発生した場合に、給食の提供中止等の判断がすぐに行えるよう改善しました。

また、当該給食調理製造事業者は、再発防止策への助言を受けるため、所管の保健所に報告を行うこととしました。

ウ 学校・保護者・生徒への連絡（別添資料1）

今後、学校到着前の段階（検収時・調理時）で異物を発見し、生徒の喫食に影響がある場合には、その時点で把握している情報を整理し、給食提供可否を含め学校へ連絡を行います。情報を受けた学校は、「こども基本法」の趣旨を踏まえ、大事な情報を適切に伝えられるよう、生徒への連絡方法について検討し、全校放送や担任の先生からの伝達など、学校ごとの方法で生徒へ伝えることができるようになります。

なお、給食提供を一部もしくは全部停止した場合の連絡について、ひな形を整理しました。

10 警察への被害届について

調理製造事業者（A）は、製造所内に防犯カメラが3か所（納品口、製造所の入口、駐車場）あり、不審者の出入りは確認されていません。また、当該製造日前後に製造所内で特別な事案等は確認されておらず、意図的な混入が行われた可能性を示唆するものは確認できなかったほか、たばこ関連の異物混入事例はこれまでに一度もないとのことでした。

納品事業者（B）は、敷地内に防犯カメラが4か所（会社敷地入口、配送車入口、原料庫入口、工場入口）あり、不審者の出入りは確認されていません。また、月1回品質管理担当が従業員全員の持ち物や身だしなみの抜き打ち検査を実施しており、過去にたばこの持ち込み等の発見はありませんでした。

じゃが芋仕入先（C）についても、加工中は常に内部の従業員が複数人で作業しているため、外部から不審者等が侵入して異物を混入させる可能性は低く、また、当該製品は出荷まで最大3日間、1階又は2階の仕分けエリア（冷蔵庫）内に保管されていたが、24時間体制で自社の仕分け担当者がおり、外部からは二重の扉となっているため、不審者等が侵入し、異物を混入させる可能性は低いと考えられます。

このようなことから事件性は低いものと考え、調理製造事業者と相談の上、警察への被害届は出しませんでした。

しかし、通常の衛生管理を行っている中での混入で、原因が特定できないことを重く受けとめ、この度、改めて警察へ相談いたしました。その結果、「事件性を疑うような証拠がない状況では警察での対応は難しい。」とのことでした。今回の相談により、新たな証拠の提示ができないことから、警察への被害届は提出しておりません。

11 本件に対する第三者の意見

今回の件や、本市の調査及び今後の対策について、第三者からご意見いただきました。いただいたご意見を、今後の衛生管理や危機管理対策に生かしていきたいと考えています。

(1) 民間事業者（コンビニエンスストア事業者）へのヒアリング（2者）

工場での食品大量生産において異物混入などの事故が発生した際、原因特定のためのプロセスや管理方法をどうされているかについてヒアリングしました。

ア 実施している対策及び事故発生時の対応について（2者からの回答を抜粋）

- ・当日作業者、管理者への作業状況のヒアリング
- ・24時間各作業箇所を録画している作業VTRの確認
- ・定期的に工場へ訪問しての衛生管理、品質管理体制の確認
- ・異物混入などのトラブル発生時は、発生したリスクの評価（発生頻度、重篤度、影響度）を行い、評価に応じて対応を判断
- ・製造工場ではHACCPの考え方を取り入れ、トラブル発生時には管轄の保健所にも相談して対応。

(2) 民間事業者（衛生管理関係事業者）へのヒアリング

- ・今回の件に関しては軸が2つあり、「事故が起こらないための対策」と、「事故が起きた後の対策」があり、それぞれの対策について整理することが必要。
- ・従業員教育に対して衛生管理に関するトレーニングを日頃から行ったり、その習熟度を調査するために現場を定期的に見に行ったりすることも大切。その上で、その結果について、給食調理製造事業者が集まるような会議で反省や対策について共有していくことが必要。
- ・じゃが芋1つ取っても関係する事業者が多く存在している。各事業者での検品も大事な工程だが、最後の調理製造事業者（A）の検品が最も重要となってくる。万が一、どこかの過程で異物が混入してしまった場合でも、調理製造事業者（A）で見つけることができれば未然に混入を防ぐことができる。

12 令和8年度以降の衛生管理について

(1) 食材の一括調達

本市の小学校給食においては、給食の食材調達を公益財団法人よこはま学校食育財団に委託して行っています。令和8年度以降、中学校給食の食材調達の実施主体についても、よこはま学校食育財団での実施を想定しており、小学校の事例も参考としながら安全・安心な食材を調達できるよう、具体的な検討を進めてまいります。

【参考】よこはま学校食育財団の取組

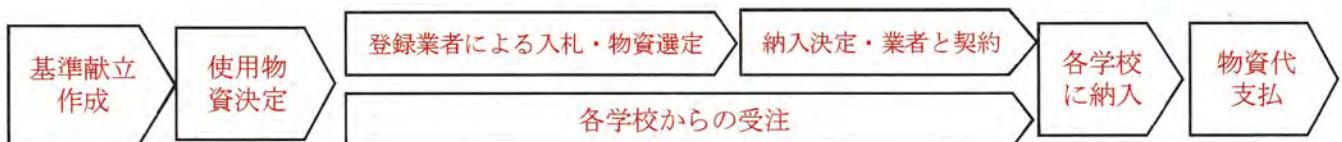
よこはま学校食育財団では、職員が食材納品事業者の施設や製造工場へ訪問し、学校給食用物資規格への適合性、食品の取扱い状況等について確認を行っています。夏には食材納品事業者を対象に衛生講習会を実施し、学校給食用物資の衛生向上に努めています。

また、学校給食用物資の安全性や信頼性を確保するための主な取組として、次の5つを行っています。

- ① 学識経験者や消費者、保護者代表、学校給食関係者で構成される「学校給食食材安全監視委員会」を設置し、学校給食用物資の安全性を確保するための助言や提言を受け、物資選定や業者審査等に生かす。
- ② 学校給食用物資の選定にあたり、個々の物資ごとに物資規格を設け、物資購入選定委員会において、この規格に適合した物資のみを対象とした、物資選定できるシステムを構築し、運用する。
- ③ 学校に納入される物資のうち、主に冷凍食品については、学校に納入される前に、アレルギー物質の卵・乳成分やヒスタミンの検査を実施し、アレルギーの事故やヒスタミン食中毒の防止につなげる。

- ④ 学校に納入された物資のうち、毎月抜き取り検査（微生物、食品添加物、残留農薬、遺伝子組換えなど）を実施し、物資の安全性や物資規格の適合性を確認する。
- ⑤ 学校給食用物資を確実に納入するため、物資の納入時間や納品時温度等を定めた配送規格を設け、市域を48の配送班に分け、物資の配送を行う。

【参考】小学校給食物資調達の基本的な流れ



※物資に不良品・事故等が発生した場合、よこはま学校食育財団がその原因を調査し、指導する。必要に応じて制裁処置判定委員会において納入業者の処分を決定する。

(2) 令和8年度以降の「中学校給食調理・製造等業務委託事業」における衛生管理について

令和8年度以降の事業者公募にあたっては、高度の衛生管理能力を保てるよう要求水準書において、「HACCPに基づき、給食エリアのゾーニング、作業区域の区分・人や食品の動線及び調理機器等の配置の一方向レイアウト等に配慮されたもの」を求めています。また、令和8年4月からの事業開始前までに、HACCPに基づく衛生管理にかかる制度において作成が必要とされる書類一式（衛生管理計画、手順書、教育訓練の実施計画、衛生管理の実施状況、計画・手順書の見直し等）の提出を求めています。

また、事業開始後については、「仕様書」「要求水準書」に適合し、本業務が適切に実施されていることを確認するためのモニタリングを行うこととしており、モニタリングによる本市と受託者との対話を通じて、受託者が提供する学校給食の水準を保つこととしています。

公募にあたっては、本市の求める要求水準等を履行できる能力がある事業者かどうかを判断するため、衛生管理体制に関する評価項目を定め、書類やヒアリングにより評価しました。

なお、「仕様書」については、今後、契約を締結するにあたり、事業者へ提示するものです。

【参考】モニタリングの内容・ねらい（別添資料2：A区分のモニタリングについて）

① 受託者によるセルフモニタリング

毎営業日、受託者自らの責任により衛生管理等に関するセルフモニタリングを行い、報告書を本市に月1回提出する。

② 本市によるモニタリング

受託者から提出された①の報告書に基づき、本市による「横浜市中学校給食衛生管理基準」に沿った衛生管理の確認や、施設巡回・業務監視等を実施する。

【下記は、契約期間が長期にわたるA区分のみ】

③ 第三者によるモニタリング ※5年に1回を想定

①②のほか、外部有識者等による第三者によるモニタリングを実施し、客観的かつ専門的な知見に基づく意見具申を受ける。

⇒①～③の結果、履行状況が不良で、是正勧告等の措置を行った上でも改善が見込まれない場合には、調理責任者等の交代など業務改善を要請し、それでもなお改善が見込まれない場合には、委託料の減額・契約解除等の措置を講じることとします。

④財務状況のモニタリング

各年度終了後90日以内に、財務書類・監査報告書等の書類を本市に提出する。

(3) 附属機関からの主な意見

【意見を伺った附属機関】

横浜市市有地を活用した中学校給食事業検討部会（横浜市学校保健審議会条例第6条の2に基づく部会）

【審議内容】

令和8年度以降の衛生管理に関する意見聴取及び意見交換

【日時】

令和6年1月16日（火）17時00分から18時00分まで

【いただいた主なご意見】

- ・学校給食において、ヒヤリハット事例も含め異物混入事例を今後の対策と合わせて集積し、A区分、B区分に関わらず全ての事業者と共有することが必要。
- ・様々な再発防止策が取られているが、確認事項が多くなりすぎて事業者の負担が増え、それがさらなる事故を生まないか心配である。今回のようなことは起きてはいけないことがだが、事業者が管理すべきことの範囲と、事業者の負担とのバランスが大事だと思う。
- ・フードディフェンスの観点で、従業員への衛生教育に加え、コミュニケーションを活性化させ風通しの良い職場環境づくりなどのソフト面での対策が重要なので、令和8年度以降もその観点を大切にしていってほしい。
- ・これだけ調査して原因が分からないと、意図的な行為も考える必要があり、フードディフェンスの観点での対策を充実させることは重要なことだと思う。
- ・異物が混入していた際に、それを言い出すことができない職場環境とならないよう、わずかな欠陥も見落とさないように、個々の従業員が上長に報告できる職場風土を作つて欲しい。
- ・広島で給食事業者が倒産してしまった例があるが、検品の強化などを求めていく際、事業者に過度な負担とならないことが必要。物価スライドの仕組みを取り入れることになっているが、急な物価高騰に対応する仕組みも必要ではないか。
- ・HACCPに基づく衛生管理について、計画書やマニュアルを作成することになっているが、計画の内容やマニュアルがなぜ必要なのかを考えた上で作成することが重要。形骸化することがないようにして欲しい。
- ・引き続き事業者が安定した運営ができるよう、教育委員会がしっかりとサポートをしていくことが大事。

異物混入対応マニュアル

～製造中に異物を発見した場合～

異物とは

(1) 異物の定義

異物は、生産、貯蔵、流通の過程で不都合な環境や取扱い方に伴って、食品中に侵入または混入したあらゆる有形外来物をいう。ただし、高倍率の顕微鏡を用いなければ、その存在が確認できない程度の微細なものは対象としない。
(厚生労働省「食品衛生検査指針」参照)

(2) 異物の分類

【異物に該当するもの】

異物の分類		具体的な物質例
危険異物	健康被害に至る可能性が高いもの	<ul style="list-style-type: none">・金属片・ガラス片・鋭利なプラスチック片・陶器片・ゴキブリ・ハエ等の衛生害虫(コバエ類は病原菌媒介のおそれがないため該当しない)・その他健康被害に至る可能性が高いもの(たばこの吸い殻等)
非危険異物	健康被害に至る可能性は低いが、不快なもの	<ul style="list-style-type: none">・毛髪・ビニル片・繊維・スポンジ片・小石・鋭利でないプラスチック片・衛生害虫以外の虫

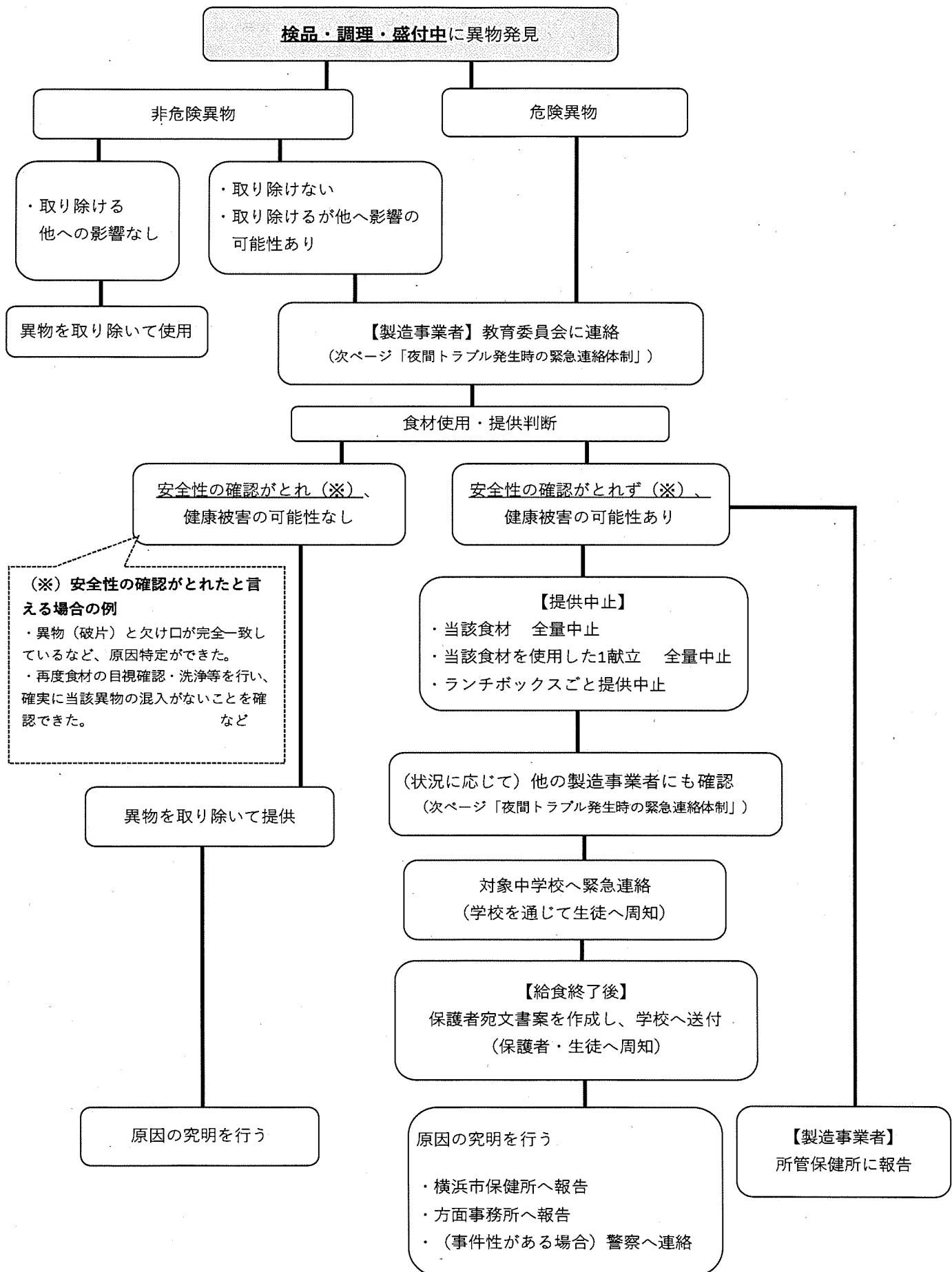
【異物に該当しないもの（非異物）】

非異物	具体的な物質例
原料そのものに由来するもの	<ul style="list-style-type: none">・食材のこげ・野菜の皮・茎・ひげ根・乾燥したごはん・魚のうろこ・小骨・肉の小骨・果物の皮や種・稚魚に混ざっているえび・たこ・しゃこなどの幼体

(※形状や大きさによっては、異物と同様に扱う場合もある。)

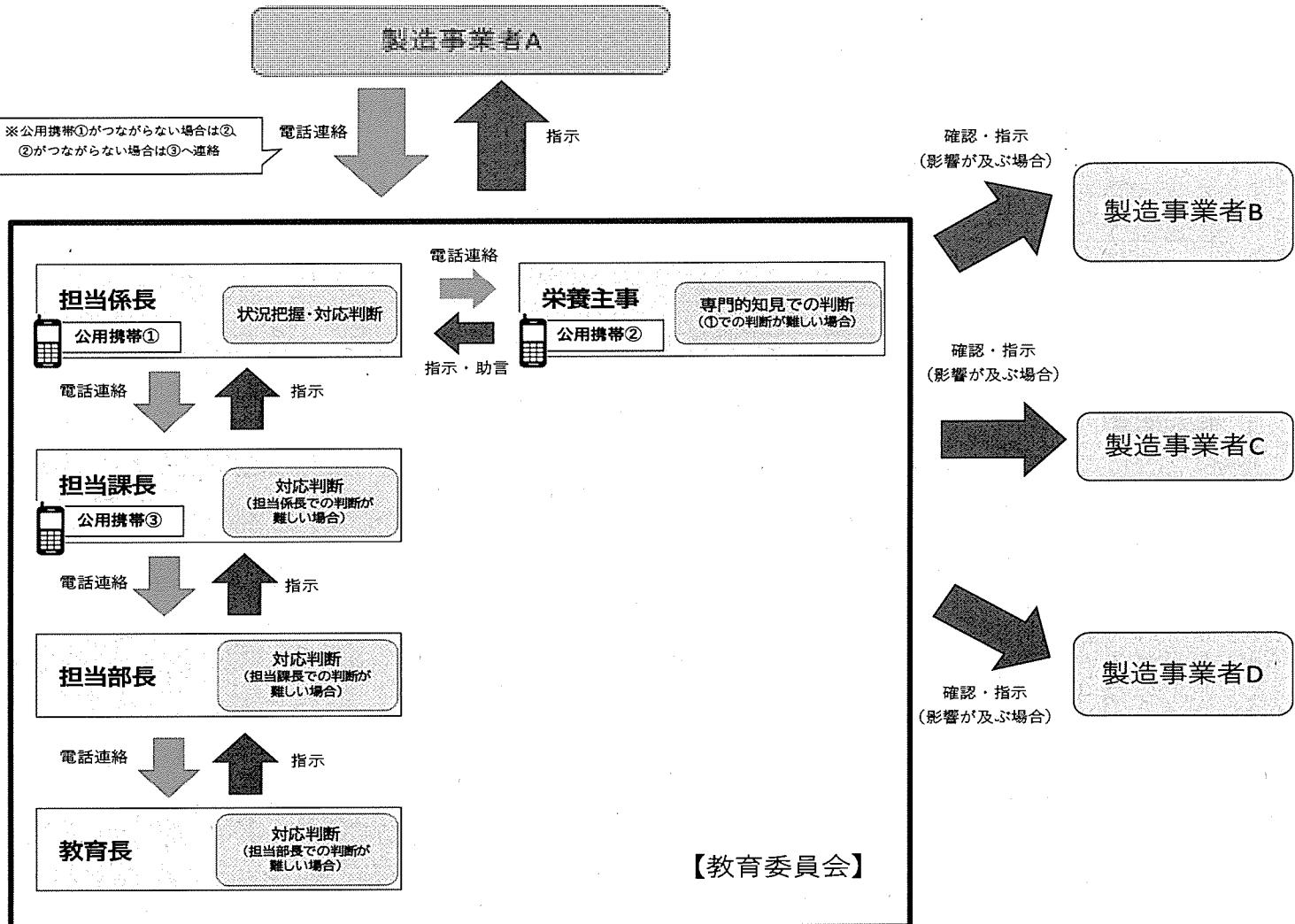
異物混入等の対応 [製造中に異物を発見した場合]

(1) 確認・連絡の流れ

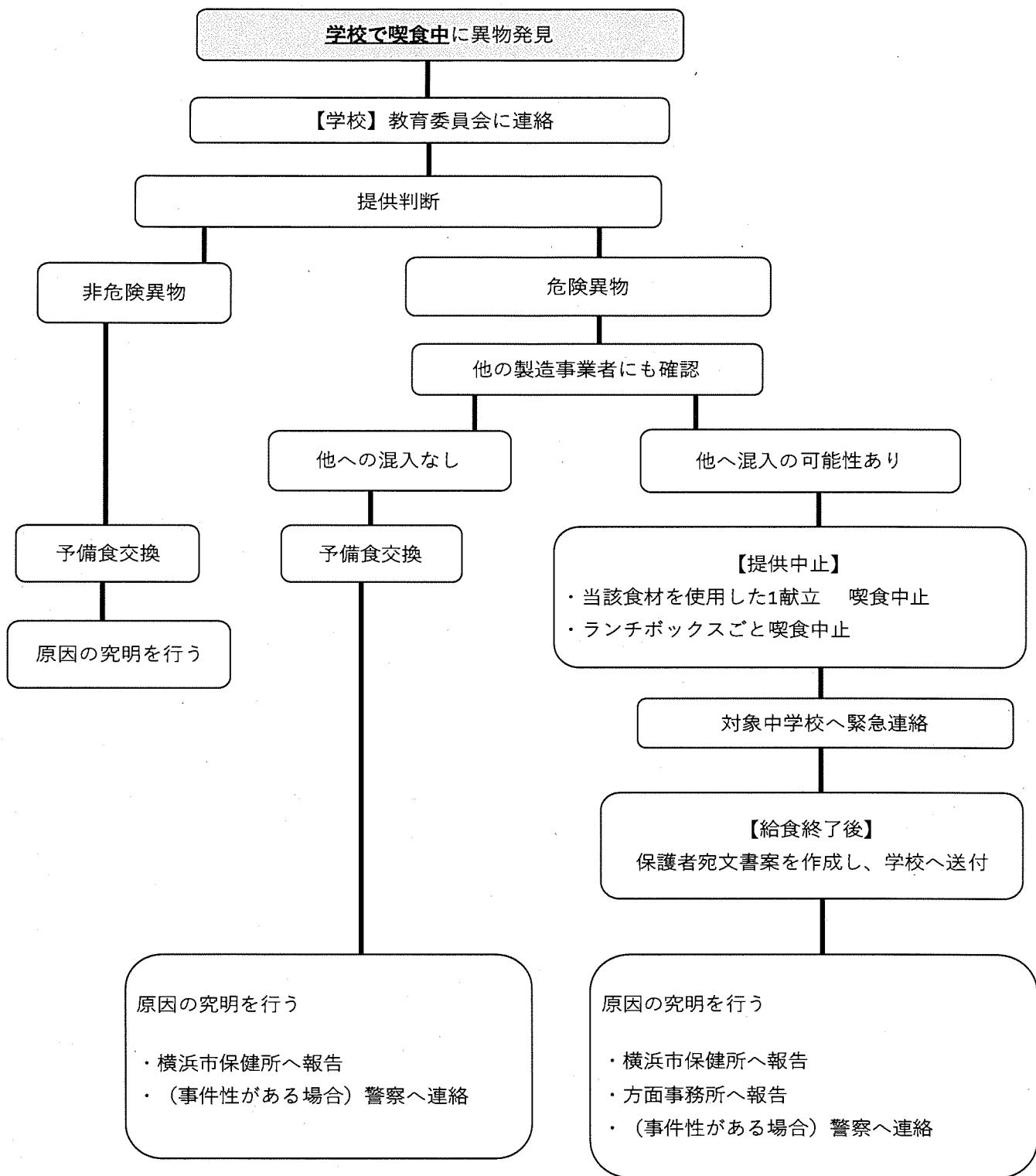


夜間及び早朝トラブル発生時の緊急連絡体制

横浜市教育委員会



(参考) 学校で喫食中に異物を発見した場合



(2) 学校への緊急連絡（複数校提供中止の判断をした場合）

学校へ急ぎ提供中止の連絡をする場合、対象校へメール送付と電話を同時に行う。

①メールを送る

- ・組織メールを用いて、対象校へ一括送付する。
- ・理由は判明している範囲で記載し、詳細は追って知らせる。

【メール 例文】

件名：【緊急・重要】本日の給食の「〇〇」は喫食をしないでください

本日の中学校給食に関する緊急・重要なメールとなります。

本日の給食の「〇〇」について、
「△△」が混入している恐れがありますので、食べないようご指導ください。

給食についての重要な内容になりますので、校内で確実にご周知いただきます
ようお願いいたします。

（生徒への周知・伝え方については、各校の状況に応じてご対応願います）。
保護者への対応等については、別途ご連絡いたします。

ご迷惑をおかけして大変申し訳ございません。
よろしくお願ひいたします。

②電話をする

- ・電話連絡は、そのとき投入可能な全人員で分担して行う。
- ・急ぎ複数校に連絡しなければならないことから、詳細はメールを確認してもらう。
- ・管理職が近くにいなければ伝言を頼むなどし、なるべく取次の待ち時間が長くならないようにする。（その場合、時間を空けて再連絡し、確実に管理職に伝わったかを確認する。）

【電話 定型文】

本日の給食に関しての緊急連絡です。

給食の〇〇について、△△の混入による健康被害の恐れがありますので、食べない
ようにしてください。

組織メールを送信しているので、詳細はメールの内容をご確認ください。

【製造事業者別 製造担当区】

製造事業者	担当区
ハーベスト株式会社	西区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、 戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区
株式会社美幸軒	鶴見区、神奈川区、港北区
株式会社山路フードシステム	中区、青葉区、都筑区
株式会社安田物産	南区、緑区

※緑が丘中学校は所在が青葉区のため山路フードシステムが担当。（行政区は緑区）

※小学校の改築校・試食会・市庁舎内の当日販売等にも連絡漏れがないよう注意する。

(3) 保護者宛文書の作成・学校への送付

提供中止になった場合、教育委員会が文案を作成し、なるべく当日中に学校を通して保護者へ配付する。原因不明の場合でも、その時点での状況を記載して配付し、原因判明後に再配付する。

【文書 例文】

令和 年 月 日	
横浜市立〇〇中学校 保護者様・生徒様	
横浜市教育委員会事務局健康教育・食育課 担当課長 〇〇 〇〇	
<p style="text-align: center;">本日の中学校給食について</p> <p>日頃から、本市の教育活動に御理解と御協力を賜り、ありがとうございます。</p> <p>本日の中学校給食で提供を予定していた「〇〇〇」について、調理中に金属とみられる異物（針金状：3cm程度）を発見したため、「〇〇〇」の提供を中止いたしました。</p> <p>この件については、医療局食品衛生課に報告後、教育委員会と調理・配送等事業者 株式会社〇〇とともに原因究明を進めております。</p> <p>この度は、利用者の皆様に御心配と御迷惑をおかけし、誠に申し訳ございません。 御心配、御不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。</p> <p style="text-align: right;">横浜市教育委員会事務局 健康教育・食育課 給食係 担当 〇〇・〇〇 TEL : 045-671-4635</p>	

関係機関への報告

状況に応じて、関係機関への報告の有無や内容等を調整する。

- (1) 方面別学校教育事務所
- (2) 横浜市保健所
- (3) 製造事業者所管保健所
- (4) 区福祉保健センター
- (5) 教育委員会総務課（教育委員）
- (6) 総務局総務課・総務局コンプライアンス推進課（記者発表の有無の判断）
- (7) 市会議員（情報提供）
- (8) 神奈川県教育委員会保健体育課（情報提供）
- (9) 製造事業者所管警察署（※事件性がある場合のみ）

モニタリングについて

第1 モニタリングの目的

本市は、受託者が実施する本業務が委託契約に基づくものであり、かつ、要求水準書及び仕様書（案）に定める仕様や水準（総称して以下「要求水準」という。）に適合し、本業務が適切に実施されていることを確認するためのモニタリング（以下「モニタリング」という。）を行う。

このモニタリングは、本市と受託者との対話を通じて、受託者が提供する学校給食の水準を保つことを目的に実施するものである。

なお、本市と受託者は、上記目的を達成するために、相互に協力して学校給食を提供していることを意識し、意思疎通や認識の統一を図ることを常に念頭に置かなければならぬ。

第2 モニタリングの構成及び体制

本業務のモニタリングは、「受託者によるセルフモニタリング」「本市によるモニタリング」「第三者によるモニタリング」及び「受託者の財務状況のモニタリング」により構成される。

ただし、本市が受託者に対して行うモニタリングの方法についての詳細は、受託者によるサービスの提供の方法に依存するため、委託契約の締結後に受託者が策定し、本市が承認するモニタリング計画書において定める。

1 受託者によるモニタリング

受託者は、受託者が作成するモニタリング計画等に基づき、本業務の各過程における要求水準の充足、業務の履行状況について、セルフモニタリングを実施する。

(1) 実施内容

受託者は、要求水準及び本市が実施するモニタリングとの連携に十分配慮して、セルフモニタリングの項目、方法等を本市に提案する。なお、セルフモニタリングの内容については、本市と協議の上、設定すること。

セルフモニタリングの主な実施内容（例）は、下記のとおりである。

種類	業務内容
①日常・定期モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・毎営業日、自らの責任により日常モニタリングを行う。 ・モニタリング結果に基づき、「横浜市立中学校給食衛生管理基準」に定める提出書類（以下「提出書類」という。）を作成する。 ・作成した提出書類及び報告事項をとりまとめ、月1回、モニタリング報告書を作成し、本市に提出する。ただし、本市の求めがあつた場合には、適宜、提出書類を提出する。 ・本業務の実施に大きな影響を及ぼすと判断される事象が生じた場合には、直ちに本市に報告し、本市の求めに応じて必要書類を提出する。
②随時モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、近隣住民、施設の利用者等からのクレームがあった時、本市による日常・定期モニタリングですぐに是正すべき不備があった場合の確認時及び災害後等緊急時には本市に対して最大限の協力を行う。

なお、業務現場への立ち入り検査に際しては、委託契約に別段の定めがある場合を除き、本市は事前に受託者に実施日時を通知し、受託者は合理的な理由がない限り、本市が通知する実施日時における立ち入り検査に最大限協力すること。

(2) モニタリング報告書の作成

受託者は、毎月、セルフモニタリングを行った結果をまとめたモニタリング報告書を作成し、本市に提出する。

原則として、「①日常・定期モニタリング」についてはモニタリング報告書を受領してから14日以内に行い、受託者へ結果を通知する。「②随時モニタリング」については、モニタリングの完了から14日以内に、本市は受託者へ結果を通知する。

モニタリング報告書に記載する事項（例）は、下記のとおりである。

【参考】モニタリング報告書の記載内容（例）

- ・本市と合意して実施したモニタリングの状況
- ・モニタリングを行った結果発見した事項
- ・要求水準未達が発生した場合の当該事象の内容、発生期間、対応状況
- ・要求水準未達により影響を受けた機能
- ・要求水準未達が発生した場合の今後の業務プロセスの改善方策
- ・その他必要な事項

2 本市によるモニタリング

本市は、受託者に対して、調理・配達等の各過程における要求水準の充足、提出書類の確認、受託者のセルフモニタリングの実施状況等について、提出書類のモニタリングを実施するとともに、必要に応じて、本施設の巡回、業務監視等を行い、受託者の業務実施状況を確認する。

また、必要性が認められるとき（学校や施設利用者等からのクレームがあった時や日常・定期モニタリングで直ぐに是正すべき不備があった場合及び災害後等緊急時が想定される）には、随時モニタリングを実施する。

種類	業務内容
①日常・定期モニタリング	<ul style="list-style-type: none">・横浜市立中学校給食衛生管理基準に定める提出書類の確認を行う。・施設巡回・業務監視等を行い、業務実施状況を確認する。・提供給食の微生物検査、外部機関の立ち入り衛生検査、防鼠防虫検査の結果確認。
②随時モニタリング	<ul style="list-style-type: none">・必要性が認められるとき（学校、近隣住民、隣接する施設の利用者等からのクレームがあった時や日常・定期モニタリングで直ぐに是正すべき不備があった場合の確認時及び災害後等緊急時が想定される）には、随時モニタリングを実施する。

3 第三者によるモニタリング

受託者は、最低でも5年に1回は本市が定めた又は自らの提案により定めた第三者（学識経験者、専門企業等）によるモニタリングを実施し、客観的かつ専門的な知見に基づく検証や意見具申を受ける。

4 財務状況のモニタリング

受託者は、委託契約の終了に至るまで、各事業年度の最終日より90日以内に、次の書類を提出する。本市は、提出された財務書類により受託者の財務状況、経営状況を確認する。なお、財務書類の提出後、追加の書類提出を求めることがある。この場合、受託者は本市の求めに応じ、書類を提出すること。

- ・当該事業年度に係る法人税の申告書の写し

※税務官署受付印のあるもの。ただし、e-taxの場合は、受信通知などが確認できるもの。

※確定申告の際、確定申告書に添付したすべての書類を含む。

※決算期前後に生じた会社の状況に関する重要な事実がある場合には、それを記載した書類

※発行済株式の100%を保有する親会社がいる場合には、親会社の書類も提出すること。

※共同企業体の場合は、代表構成員の財務状況に関する書類を提出すること。

第3 モニタリングの結果の分類

1 調理・配達等業務の不履行又は不完全履行

本市は、モニタリングの結果、業務の不履行又は不完全履行（要求水準の未達）があると認められた場合、受託者に対し、改善指導を行う。業務の不履行又は不完全履行（要求水準の未達）とは、以下に示す状態と同等の事態のこときう。

表 要求水準未達の分類

基準1 業務不完全履行の場合

基準の分類	基準の内容	例示
レベル1	是正しなければ軽微な影響を及ぼすことが想定される場合	<ul style="list-style-type: none"> 給食提供へ支障が生じる可能性は少ないものの、要求水準を満たすサービスの提供がされていない場合（例） <ul style="list-style-type: none"> *異物自身は不快であり衛生的ではないが健康への影響が少ないとと思われる異物（毛髪、ビニール片、プラスチック片、発泡スチロール、紙類、紐、繊維、ラップ、ゴム、虫（衛生害虫以外）、木片、小石（米粒程度）等）の給食への混入 *配送校で汚れた食器等が発見 *指定時刻までに給食が配達されず、生徒が所定の時刻から給食を喫食できなかつた場合 *配缶、配食間違い等により、一部の主食、副食または牛乳等を生徒が喫食できなかつた場合
		<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理が不十分である場合（例） <ul style="list-style-type: none"> *提供給食の微生物検査で基準値内であるが高値である *外部機関の立ち入り衛生検査の判定が79点以下
		<ul style="list-style-type: none"> その他軽度の業務未実施がある場合（例） <ul style="list-style-type: none"> *業務報告の不備 *関係者への連絡不備 等
レベル2	是正しなければ重大な影響を及ぼすことが想定される場合	<ul style="list-style-type: none"> 給食提供へ支障が生じる可能性がある場合（例） <ul style="list-style-type: none"> *喫食することにより生命・身体に深刻な影響を与える、健康への被害が大きいと思われる異物（金属片、ガラス片、ネジ・ボルト、鋭利なプラスチック片、針、針金、薬品、衛生害虫（ゴキブリ、ハエ等）、鼠の糞等）の給食への混入 *アレルギー対応食を誤配達により、生徒が喫食できなかつた場合。
		<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理が不十分である場合（例） <ul style="list-style-type: none"> *提供給食の微生物検査で基準値を超えてる *外部機関の立ち入り衛生検査の判定が69点以下 *防鼠防虫検査の結果、鼠や虫の調理場内発生がみられる。
		<ul style="list-style-type: none"> その他業務未実施がある場合（例） <ul style="list-style-type: none"> *法定・定期点検の未実施、故障等の未措置 等 *故意または長期にわたる関係者への連絡不備 等

基準2 重大な事象の場合

基準の分類	基準の内容	例示
レベル3	重大な問題が発生した場合	・受託者の責による食中毒、異物混入、アレルギー事故等で傷病者が発生した場合
		・業務遂行中の安全不備等により人身事故や交通事故等が発生し、傷病者が発生した場合
レベル4	非常に重大な問題が発生した場合	・受託者の責による食中毒、異物混入、アレルギー事故等で死者が発生した場合
		・業務遂行中の安全不備等により人身事故や交通事故等が発生し、死者が発生した場合

2 是正勧告に対する本市の対応

本市は、不履行又は不完全履行（要求水準の未達）が判明してから7日以内に当該不履行のレベルを判断し、受託者に対し改善指導を行う。

本市は、改善を実行する期日後、業務現場への立入検査を実施し、改善結果を確認し、改善がなされていないと判断した場合、受託者に対して再度の改善指導を行う。

本市は、受託者が改善を実行する期日を経過したにもかかわらず改善されず、再度の改善指導においても改善が判断されないことが続く場合、調理責任者等の交替など、業務改善を要請することができる。受託者は本市の要請に従い、業務改善等を行う。

なお、以下の契約解除事由に該当するとき、本市は、委託契約を解除することができる。

【契約解除事由】

- ① 受託者が当該不履行又は不完全履行（要求水準の未達）の改善方法及び改善を実行する期日等を記した計画書（以下「改善計画書」という。）の提出を拒絶する場合、又は、受託者が業務の改善を行う意思がないことが明らかである場合
- ② 同一の原因に起因する同一事象で、3回以上の業務改善が要請されたにもかかわらず、改善期限内に業務の改善・復旧を実現することができなかつた場合で、本市が、改善が不可能であると判断する場合
- ③ レベル4の事象が発生した場合

3 是正勧告に対する受託者の対応

受託者は、原則として是正勧告を受けた日から7日以内に、当該不履行又は不完全履行（要求水準の未達）の改善方法及び改善計画書を本市に提出し、速やかに改善作業に取り掛かり、改善を実行する期日後速やかに、改善計画書に基づく対応状況を本市に報告する。改善を実行する期日は、原則として改善計画書の提出日から5開庁日以内とする。

ただし、本市は、改善計画書の提出及び改善を実行する期日を、改善指導及び改善計画書の内容に応じて早め、又は遅らせることができる。

4 受託者の財務状況に対する本市の対応

本市は、モニタリングの結果、本事業の継続が困難と判断した場合、契約解除や受託者が所有する施設の買取り等の措置を行うことができる。

第4 調理・配送等業務の対価の減額

本市は、調理・配送等業務期間において、受託者が実施する業務に支障があると判断した場合には、一定の経過処置を経たのち、改善が判断されない場合、受託者へ支払う対価の減額を行う。

1 減額ポイント

「第3 モニタリングの結果の分類」に示すレベルに基づき、以下の基準1・基準2のレベルに記載のポイントを減額ポイントとして適用する。

基準1：業務不完全履行の場合

レベル	減額ポイント
レベル1：是正しなければ軽微な影響を及ぼすことが想定される場合	0
レベル2：是正しなければ重大な影響を及ぼすことが想定される場合	1

同じ事象における2回目の是正勧告の場合は上記の減額ポイントの2倍、3回目の是正勧告の場合は上記の減額ポイントの3倍を加算し、その後も同様に是正勧告の回数で乗じた減額ポイントを加算する。

基準2：重大な事象が発生した場合

レベル	減額ポイント
レベル3以上：重大な問題が発生した場合	30

レベル3以上の事象が発生した場合の減額ポイントは30ポイントとする。この場合、営業停止期間がともなう場合（当該食中毒事故の発生日及び営業停止期間が四半期にまたがる場合を含む。）であっても、当該食中毒事故の発生日が含まれる四半期について、一つの食中毒事故につき30ポイントを計上し、この減額ポイントは翌四半期には繰り越されないものとする。

2 減額ポイントに応じた減額

調理委託費の支払に際しては、当該四半期の加算減額ポイントの合計を計算し、下記の計算式及び下表に従って、調理委託費の減額の有無及び金額を決定し、減額がある場合には次四半期の最初の支払期日の支払額を受託者に通知する。

当該四半期に加算された減額ポイントは、当該期間における調理委託費の支払いについてのみ適用され、次の期間に持ち越されない。受託者は、減額について異議がある場合には、本市に対し書面にて申し立てができる。減額措置が決定した際に、すでに対象となる期間の調理委託費の支払いが行われている場合には、算定された減額分を次期の調理委託費より差し引く。

支払いの減額方法（例）

期間	1/4四半期			2/4四半期			3/4四半期
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
加算減額 ポイント	6	5	2	2	1	1	
四半期の 加算減額 ポイント	13			4			
支払額		4月分	5月分	6月分 1/4四半 期 減額 (0.5%)	7月分	8月分	9月分 2/4四半 期 減額無し

※減額対象とする費用

$$\text{減額金額} = (\text{当該四半期の調理委託費}) \times \text{減額率}$$

減額ポイント合計	減額率の計算方法	減額率の範囲
10 ポイント未満	0 %	0 %
10 ポイント以上 20 ポイント未満	10 ポイントで減額率 0.5%。さらに 10 ポイントを越えて 5 ポイント増えるごとに減額率 0.5% 増加	0.5%～1.5%
20 ポイント以上 30 ポイント未満	20 ポイントで減額率 2.0%。さらに 20 ポイントを越えて、5 ポイント増えるごとに減額率 1% 増加	2.0%～4.0%
30 ポイント以上	30 ポイントで減額率 4.5%。さらに 30 ポイントを越えて、5 ポイント増えるごとに減額率 1.5% 増加	4.5%～

3 合計減額ポイントの連続発生に伴う支払い停止

2 四半期連続して合計加算減額ポイントが 21 以上となった場合の措置

- ① 本市は、上記 2 に掲げる調理委託費の減額の措置に加え、当該連続する 2 期目の四半期の調理委託費の受託者に対する支払いを停止する。
- ② ①で支払いが停止された後、翌四半期以降で初めて四半期の合計減額ポイントが 20 ポイント以下となった期に、当該四半期分の調理委託費を支払う。
更に、支払停止措置により支払いが停止された減額の措置後の調理委託費を加算して支払う。

教委第53号議案

横浜市奨学条例施行規則の一部改正について

横浜市奨学条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年2月21日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

横浜市奨学条例の一部改正に伴う関係規定を整理し、奨学生の志願に係る手続等を変更するため、横浜市奨学条例施行規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市奨学条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

令和 年 月 日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市奨学条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市奨学条例施行規則（昭和41年11月横浜市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（奨学生願書及び推薦調書の提出）

第2条 奨学生を志願しようとする者は、条例第5条に規定する奨学生願書（第1号様式）を教育長が指定する日までに提出しなければならない。奨学生願書には家族の収入状況を証明する書類を添付しなければならない。

2 学校長は、推薦調書（第2号様式）を教育長が指定する日までに提出しなければならない。

第3条第2項中「第4号様式」を「第3号様式」に改め、同条第3項を削る。

第5条を次のように改める。

（奨学金の返還）

第5条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、教育長は、条例第11条のただし書に基づき、支給済みである奨学金のうち当該事由が発生した翌月以降の金額について速やかに返還を求めなければならない。

(1) 保護者が横浜市外に転居したとき又は横浜市外に居住する者が保護者となつたとき。

(2) 退学したとき。

(3) 休学し、条例第9条により奨学金の交付が休止されたとき。ただし、復学した場合は、その月以降の奨学金を受給することができる。

(4) 条例第10条により奨学金の支給が停止又はその額が減額されたとき。

(5) 奨学生を辞退したとき。

(6) その他教育長が必要と認めたとき。

第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

※ 担当記入欄

第1号様式（第2条第1項）

奨学生願書													
本 人	フリガナ				生年月日 (年齢)	年月日							
	氏名												
	現住所	〒一											
在 学 学校名等 (いすれかに□)	()立			高等学校		(転)入学	年月						
	<input type="checkbox"/> 全日制	<input type="checkbox"/> 定時制	<input type="checkbox"/> 通信制	()年		卒業予定	年月						
保護者	氏名				本人との 続柄(間柄)				申請する年の 4月30日時点で 保護者が横浜市 内に居住してい ること				
	現住所	〒横浜市 区 (連絡先TEL ーーー)											
生 計 を 同 じく する 家族	氏名	年齢	未就学児を除く全ての方について、 AとBのいずれかに記入が必要です。						被 害 者 手 帳 を 持 付 さ れ る 方	※ 担 当 記 入 欄			
			A	B (1)・(2)のいずれかに記入									
			<input type="checkbox"/> 収入等の 事項を 提出 し□	<input type="checkbox"/> (1) (2) 本年度に学生「□及び記入 中年度 まで学 生 △□									
				学校設置者	学校名(正式名称)			校種 下記 1~9			自宅外 通学 △○		
			本人	<input type="checkbox"/>									ひ □
			保護者	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	□国公立 □私立								生 □
				<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	□国公立 □私立								施 □
				<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	□国公立 □私立								障 □
奨学金を 必要とする理由 (記入必須)													
横浜市教育委員会教育長 横浜市奨学条例及び同施行規則を遵守しますので、奨学金の支給を願い出ます。													
年月日													

校種 1:小学校 2:中学校 3:高等学校 4:高等専門学校 5:専修学校(高等課程) 6:専修学校(専門課程)

7:短期大学 8:大学 9:大学院

◎科目履修生・聽講生・研究生、専修学校(一般課程)、各種学校(予備校・職業訓練校・農業大学校等)は除きます

(A4)

第2号様式（第2条第2項）

推 薦 調 書			
氏 名	学 業 成 績 (5段階で記入のこと)		
在 学 学校名	立	高等學校	教科・科目
課程・学年	制	年	年
推 薦 所 見 (学業・人物・経済状況等)			
評 定 平 均			
上記の者は、横浜市奨学条例第2条に該当するものと認め、推薦します。			
年 月 日			
(あて先)			
横浜市教育委員会教育長			
学校名			
学校長名			
連 絡 先	テレ番号: 住 所: 電話番号: 担 当 者: (記 入 者 名) (奨学金担当者名)		

この書類は、高等学校で作成してください。

(A4)

第3号様式（第3条第2項）

奨学生証書

教学第　　号
年　月　日

選定番号

氏名　　様

横浜市教育委員会教育長　印

あなたを横浜市奨学生とし、次のとおり奨学金を支給します。

学校名 (課程・学年)	高等学校 制　年
支給金額	月額　　円 年額　　円
期間	年　月から 年　月まで

(A4)

第4号様式及び第5号様式を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

横浜市奨学条例施行規則の一部改正について

1 改正の趣旨

本市では、経済的理由により修学困難な高等学校の生徒に対し、横浜市奨学条例（以下「条例」という。）及び同施行規則（以下「規則」という。）の定めるところにより、奨学金を支給しています。

令和6年度から電子申請・届出システムによるオンライン申請を導入するため、令和5年第4回市会定例会において条例を一部改正しました。これに伴い、奨学生の志願に係る手続を変更するとともに、規定を整理するため、規則を一部改正します。

2 改正の概要

(1) 規定の整理

ア 奨学生願書及び推薦調書の提出（第2条第1項及び第2項）

手続きの主体を明確にするため、第1項で奨学生を志願する者が提出する書類、第2項で校長が提出する書類に分けて規定します。

イ 選考及び決定（第3条第2項及び第3項）

手続を簡略化するため、第3項に規定していた誓約書（第5号様式）を廃止し、誓約書の内容を第2条第1項に規定する奨学生願書（第1号様式）に盛り込みます。

ウ 奨学金の支給方法の変更による削除（第5条）

改正条例第8条の規定のとおり、奨学金は校長を経ずに奨学生に直接交付することとするため、本条を削除します。

エ 奨学金の返還（新設第5条）

現行では明記されていなかった奨学金の返還について、保護者が横浜市外に転居したときや奨学生が退学したとき等に、支給済みの奨学金のうち当該事由が発生した翌月以降の金額について、教育長が奨学生に奨学金の返還を求めることがあります。

(2) 様式の変更

ア 奨学生願書（第1号様式）

誓約書の内容を盛り込んだ様式とします。また、本人及び保護者の署名欄、生計を同じくする家族に関する記入欄の一部を削除します。これらにより、志願に係る手続を簡素化します。

イ 推薦調書（第2号様式）

校長印の欄を削除します。

ウ 奨学生証書（第4号様式）

様式の内容に変更はありませんが、現在欠番となっている第3号様式に繰上げます。

エ 誓約書（第5号様式）

誓約書の内容を奨学生願書（第1号様式）に盛り込むため、廃止します。

3 意見公募の実施状況について

同規則の改正について意見公募を実施しました。

(1) 意見提出期間

令和5年12月21日から令和6年1月19日まで

(2) 提出意見数

なし

(3) 意見公募結果の公示

令和6年3月15日（予定）

4 公布・施行予定日

令和6年3月15日発行の横浜市報に登載し、公布します。施行予定日は令和6年4月1日です。

横浜市奨学条例施行規則 新旧対照表（抜粋）

現 行	改正案
<p>(奨学生願書及び推薦調査の提出)</p> <p><u>第2条 条例第5条に規定する奨学生願書（第1号様式）及び推薦調査（第2号様式）は、教育長が指定する日までに提出しなければならない。</u></p> <p>2 奨学生を志願しようとする者は、前項の奨学生願書に家族の収入状況を証明する書類を添付しなければならない。</p>	<p>(奨学生願書及び推薦調査の提出)</p> <p><u>第2条 奨学生を志願しようとする者は、条例第5条に規定する奨学生願書（第1号様式）を教育長が指定する日までに提出しなければならない。奨学生願書には家族の収入状況を証明する書類を添付しなければならない。</u></p> <p>2 学校長は、推薦調査（第2号様式）を教育長が指定する日までに提出しなければならない。</p>
<p>(選考及び決定)</p> <p>第3条</p> <p>(第1項 省略)</p> <p>2 条例第6条第2項の規定による決定通知は、奨学生証書（第4号様式）によるものとする。</p> <p>3 前項の奨学生証書を受けた者は、その日から10日以内に、保護者連署の上誓約書（第5号様式）を教育長に提出しなければならない。</p>	<p>(選考及び決定)</p> <p>第3条</p> <p>(第1項 省略)</p> <p>2 条例第6条第2項の規定による決定通知は、奨学生証書（第3号様式）によるものとする。</p> <p>(第3項 削除)</p>
<p>(交付の手続)</p> <p>第5条 条例第8条に規定する奨学金の交付の手続については、横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）第115条の規定に準じて、奨学生は学校長又はこれに代わる者で教育長が指定するものに委任しなければならない。</p>	<p>(奨学金の返還)</p> <p>第5条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、教育長は、条例第11条のただし書に基づき、支給済みである奨学金のうち当該事由が発生した翌月以降の金額について速やかに返還を求めなければならない。</p> <p>(1) 保護者が横浜市外に転居したとき又は横浜市外に居住する者が保護者となったとき。</p> <p>(2) 退学したとき。</p> <p>(3) 休学し、条例第9条により奨学金の交付が停止されたとき。ただし、復学した場合は、その月以降の奨学金を受給することができる。</p> <p>(4) 条例第10条により奨学金の支給が停止又はその額が減額されたとき。</p> <p>(5) 奨学生を辞退したとき。</p> <p>(6) その他教育長が必要と認めたとき。</p>
	<p>附 則</p> <p>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</p>

現 行							改正案																										
第1号様式							第1号様式																										
第1号様式（第2条第1項）							第1号様式（第2条第1項）																										
獎 学 生 願 書							獎 学 生 願 書																										
本 人	フリガナ			生年月日 (年齢)			年 月 日				フリガナ			生年月日 (年齢)			年 月 日																
	氏名										氏名																						
保 護 者	現住所		〒 _____					現住所		〒 _____																							
	在学 学校名等 (<small>※生年月に記入</small>)		()立			高等學校		()入学		年 月		在学 学校名等 (<small>※生年月に記入</small>)		()立			高等學校		()入学		年 月												
生 計 を 同 じく す る 家 族	氏名		全日本 定期割 り券			定期割 り券		通学割 り券		()年		卒業予定		氏名		全日本 定期割 り券			定期割 り券		()年		卒業予定										
	本 人 の 經 緯		A B (1)・(2) のうち に記入			(1) (2) 本年度に学生 登録及び記入			本欄には何も 記入しないで ください。			本 人 の 經 緯		A B (1)・(2) のうち に記入			(1) (2) 本年度に学生 登録及び記入			本 人 の 經 緯			A B (1)・(2) のうち に記入			(1) (2) 本年度に学生 登録及び記入							
本人		<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立			<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立			<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立			<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立		<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立		<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立			<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立			<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立		<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立			<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立							
保護者																																	
扶助金を 必要とする理由 (記入必須)																	扶助金を 必要とする理由 (記入必須)																
横浜市教育委員会教育長 横浜市奨学生として奨学金の支給を受けたいので頼います。										横浜市教育委員会教育長 横浜市奨学条例及び同施行規則を遵守しますので、奨学金の支給を頼います。																							
年 月 日 本人(自署)										年 月 日																							
保護者(自署)																																	
扶助 1.小学校 2.中学校 3.高等学校 4.高等専門学校 5.専修学校(高等部) 6.専修学校(専門課程) 7.短期大学 8.大学 9.大学院										扶助 1.小学校 2.中学校 3.高等学校 4.高等専門学校 5.専修学校(高等部) 6.専修学校(専門課程) 7.短期大学 8.大学 9.大学院																							
◎科目履修生、聽講生、研究生、専修学校(一般部)、各種学校(予備校、職業訓練校、農業大学校等)は除きます										◎科目履修生、聽講生、研究生、専修学校(一般部)、各種学校(予備校、職業訓練校、農業大学校等)は除きます																							
(A4)										(A4)																							

現 行	改正案																																																																				
<p><u>第2号様式</u></p> <p>第2号様式（第2条第1項）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center; padding: 2px;">推 薦 調 書</th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">氏名</th> <th style="width: 25%;">在 学 学 校 名</th> <th colspan="2" style="width: 50%;">学 業 成 索 （5段階で記入のこと）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立</td> <td>高等学校</td> <td>教科・科目</td> <td>年</td> </tr> <tr> <td>課程・学年</td> <td>明 年</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 2px;">推 薦 所 見 (学業・人物・経済状況等)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="height: 150px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 2px;">評 定 平 均</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="height: 10px;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の者は、横浜市奨学条例第2条に該当するものと認め、推薦します。 年 月 日</p> <p>（あて先） 横浜市教育委員会教育長 学校名 学校長名 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 5%;">連絡先</td> <td style="width: 95%;">平 台 号： 通 住 所： 郵便番号： 担当者：（記 入 者 名） （奨学会推薦者名）</td> </tr> </table> <p>この書類は、高等学校で作成してください。 (A4)</p>	推 薦 調 書				氏名	在 学 学 校 名	学 業 成 索 （5段階で記入のこと）		立	高等学校	教科・科目	年	課程・学年	明 年			推 薦 所 見 (学業・人物・経済状況等)								評 定 平 均								連絡先	平 台 号： 通 住 所： 郵便番号： 担当者：（記 入 者 名） （奨学会推薦者名）	<p><u>第2号様式</u></p> <p>第2号様式（第2条第3項）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center; padding: 2px;">推 薦 調 書</th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">氏名</th> <th style="width: 25%;">在 学 学 校 名</th> <th colspan="2" style="width: 50%;">学 業 成 索 （5段階で記入のこと）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立</td> <td>高等学校</td> <td>教科・科目</td> <td>年</td> </tr> <tr> <td>課程・学年</td> <td>明 年</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 2px;">推 薦 所 見 (学業・人物・経済状況等)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="height: 150px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 2px;">評 定 平 均</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="height: 10px;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の者は、横浜市奨学条例第2条に該当するものと認め、推薦します。 年 月 日</p> <p>（あて先） 横浜市教育委員会教育長 学校名 学校長名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 5%;">連絡先</td> <td style="width: 95%;">平 台 号： 通 住 所： 郵便番号： 担当者：（記 入 者 名） （奨学会推薦者名）</td> </tr> </table> <p>この書類は、高等学校で作成してください。 (A4)</p>	推 薦 調 書				氏名	在 学 学 校 名	学 業 成 索 （5段階で記入のこと）		立	高等学校	教科・科目	年	課程・学年	明 年			推 薦 所 見 (学業・人物・経済状況等)								評 定 平 均								連絡先	平 台 号： 通 住 所： 郵便番号： 担当者：（記 入 者 名） （奨学会推薦者名）
推 薦 調 書																																																																					
氏名	在 学 学 校 名	学 業 成 索 （5段階で記入のこと）																																																																			
立	高等学校	教科・科目	年																																																																		
課程・学年	明 年																																																																				
推 薦 所 見 (学業・人物・経済状況等)																																																																					
評 定 平 均																																																																					
連絡先	平 台 号： 通 住 所： 郵便番号： 担当者：（記 入 者 名） （奨学会推薦者名）																																																																				
推 薦 調 書																																																																					
氏名	在 学 学 校 名	学 業 成 索 （5段階で記入のこと）																																																																			
立	高等学校	教科・科目	年																																																																		
課程・学年	明 年																																																																				
推 薦 所 見 (学業・人物・経済状況等)																																																																					
評 定 平 均																																																																					
連絡先	平 台 号： 通 住 所： 郵便番号： 担当者：（記 入 者 名） （奨学会推薦者名）																																																																				

現 行	改正案										
<u>第3号様式 削除</u>	<p><u>第3号様式</u></p> <p>第3号様式(第3条第2項)</p> <p style="text-align: center;">獎 学 生 証 書</p> <p style="text-align: right;">教学第 <input type="text"/> 号 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日</p> <table border="1" style="width: 100px; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50px; padding: 2px;">選定番号</td> <td style="width: 50px; padding: 2px;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">氏名 <input type="text"/> 様</p> <p style="text-align: right;">横浜市教育委員会教育長 <input type="text"/> 印</p> <p style="text-align: center;">あなたを横浜市奨学生とし、次のとおり奨学金を支給します。</p> <table border="1" style="width: 100px; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50px; padding: 2px;">学校名 (課程・学年)</td> <td style="width: 50px; padding: 2px;">高等学校 制 年</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">支給金額</td> <td style="padding: 2px;">月額 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px;">年額 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">期間</td> <td style="padding: 2px;">年 月から 年 月まで</td> </tr> </table>	選定番号		学校名 (課程・学年)	高等学校 制 年	支給金額	月額 円		年額 円	期間	年 月から 年 月まで
選定番号											
学校名 (課程・学年)	高等学校 制 年										
支給金額	月額 円										
	年額 円										
期間	年 月から 年 月まで										

(A4)

現 行	改正案						
<p><u>第4号様式</u></p> <p>第4号様式(第3条第2項)</p> <p style="text-align: center;">獎 学 生 証 書</p> <p style="text-align: center;">教学第 <input type="text"/> 号 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日</p> <p style="text-align: center;">選定番号 <input type="text"/></p> <p>氏名 様</p> <p style="text-align: center;">横浜市教育委員会教育長 <input type="button" value="印"/></p> <p>あなたを横浜市奨学生とし、次のことおり奨学金を支給します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">学校名 (課程・学年)</td> <td style="width: 85%;">高等学校 制 年</td> </tr> <tr> <td>支給金額</td> <td>月額 円 年額 円</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>年 月から 年 月まで</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(A4)</p>	学校名 (課程・学年)	高等学校 制 年	支給金額	月額 円 年額 円	期間	年 月から 年 月まで	<p><u>(第4号様式 削除)</u></p>
学校名 (課程・学年)	高等学校 制 年						
支給金額	月額 円 年額 円						
期間	年 月から 年 月まで						

現 行	改正案
<p><u>第5号様式</u></p> <p>第5号様式(第3条第3項)</p> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p>横浜市奨学条例により奨学生(月額 円)を受けることについては条例その他の規程に違反しないことを誓約します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(提出先) 横浜市教育委員会教育長</p> <p>奨学生 立 高等学校 制 年 選定番号 第 号</p> <p>住 所 _____</p> <p>(自署) 氏 名 _____</p> <p>保護者(又は扶養者) 住 所 _____</p> <p>(自署) 氏 名 _____</p> <p style="text-align: center;">(A4)</p>	<p><u>(第5号様式 削除)</u></p>